

婦人関係一般資料 No. 63

保存資料

婦 人 の 現 状

—昭和43年版—

労働省婦人少年局

婦人の現況 —昭和43年版— 正誤表

頁	行	誤	正
10	第11図 表題	(昭和 ^〇 3 ^〇 9年)	(昭和 ^〇 4 ^〇 0年)
12	下7	^〇 和 ^〇 和 ^〇 4 ^〇 1,	^〇 昭和 ^〇 4 ^〇 1,
36	上5	^〇 1 ^〇 5 ^〇 . ^〇 3%	^〇 1 ^〇 4 ^〇 . ^〇 7%
69	第4表 下1	^〇 4 ^〇 . ^〇 9	^〇 9 ^〇 . ^〇 4

は し が き

この冊子は、婦人の生活に関する各種の統計資料を中心に最近の婦人の現状をとりまとめたものである。

婦人少年局では、昭和38年に「婦人の現状」を刊行し、戦後の婦人の地位の推移や婦人の動向を分析したが、今回は、昭和30年代の高度経済成長を主軸とするわが国社会の近代化のなかで、いちじるしい変ぼうのみられている婦人の生活に焦点をあて、その推移をたどりながら今日の婦人の現状を明らかにしようとしたものである。

作成にあたっては、ひろく各方面の参考に供するため、第一部において図説し、第二部には関係統計資料を収録した。

昭和43年3月

労働省婦人少年局

婦 人 の 現 状

一昭和43年版一

目 次

第一部 図説 婦人の現状

I まえがき	1
II 婦人人口の構成	2
1) 年令別人口	2
2) 配偶関係別人口	4
3) 就業状態別人口	6
4) 学歴別人口	9
III 家庭生活と婦人	12
1) 婚 姻	12
2) 出 生	16
3) 家 族 構 成	23
4) 都市家庭の消費生活	26
5) 家庭婦人の生活時間	30
IV 働く婦人	31
1) 就 業 者	31
2) 雇 用 者	34
3) 既婚女子労働者と家庭責任	39
4) パートタイマーの実態	42
V 農村の婦人	46
1) 婦人の就労	46
2) 農家の生活水準	53
3) 農家主婦の生活時間	55

354 国勢調査

VI 市民生活と婦人	56
1) 婦人の投票状況	56
2) 公職につく婦人	58
3) 組織活動	60

目 次

第1図 各国人口の年齢構成	3
第2図 平均寿命の推移	4
第3図 男女別配偶関係別人口の割合	5
第4図 各国の男女別配偶関係別人口の割合	5
第5図 労働力率の推移	6
第6図 男女別の労働力状態	6
第7図 各国の女子人口に対する労働力人口の比率	7
第8図 年齢階級別の労働力率	8
第9図 女子の学歴別労働力状態	9
第10図 学歴別人口の割合	10
第11図 女子の学歴別人口の割合	10
第12図 該当年令人口に対する在学者比率	11
第13図 婚姻率（人口1000対）および婚姻件数の推移	13
第14図 大都市、町村別結婚をきめた状況	14
第15図 結婚前の夫婦の居住地	14
第16図 離婚率（人口1000対）および離婚件数の推移	15
第17図 離婚等の調停申立理由別割合	16
第18図 種類別離婚割合の推移	16
第19図 出生率（人口1000対）および出生数の推移	17
第20図 母の年齢別出生率（各年齢別女子人口1000対）の推移	18
第21図 出産順位別出生数の割合の推移	19
第22図 受胎調節実行割合の推移（全国）	20
第23図 人工妊娠中絶経験の有無別割合の推移	21
第24図 人工妊娠中絶件数および出生100対中絶率の推移	21
第25図 妊娠婦死亡率（出産1万対）の推移	22
第26図 母の年齢階級別乳児死亡率	23

第27図 母の職業別乳児死亡率	23
第28図 世帯数および世帯構成の推移	24
第29図 普通世帯の家族構成	25
第30図 勤労者世帯の家計収支の推移	26
第31図 消費支出構成比の推移	27
第32図 耐久消費財の普及状況の推移	27
第33図 都市家庭における家庭管理分担状況	28
第34図 消費者物価の国際比較	29
第35図 家庭婦人の生活時間の変化	30
第36図 従業上の地位別女子就業者数の推移	32
第37図 就業者の産業別構成比（男・女）	32
第38図 各国婦人の就業状況	33
第39図 女子雇用者数および女子の割合（全雇用者=100）の推移	34
第40図 女子雇用者の年齢別構成の推移	34
第41図 年齢階級別女子雇用化率（日本・アメリカ）	35
第42図 女子雇用者の配偶関係別構成の推移	36
第43図 職業別女子雇用者数の推移	37
第44図 平均賃金の推移	38
第45図 平均賃金の対前年増加率の推移	38
第46図 配偶関係別主な就業理由	39
第47図 既婚女子労働者家庭における家事労働担当者構成比	40
第48図 既婚女子労働者の生活時間	40
第49図 つとめの間の子供の保育状況	41
第50図 週間就業時間別女子雇用者数	42
第51図 女子パートタイマーの属性	43
第52図 所定労働時間別女子パートタイマー（有夫）の構成	44
第53図 パートタイムで働いている理由別女子パートタイマーの割合	45
第54図 農家数の推移	47
第55図 農業従事者数の推移	47
第56図 農家世帯員の他産業への就職者数の推移	48
第57図 出稼ぎ者数の推移	48
第58図 男女別および基幹・補助別農業従事者の割合	49
第59図 農家主婦の1日平均労働時間	49
第60図 主婦の農業経営参加状況	50

第61図	夫の出稼・在宅区分別農作業の要にかかる負担	51
第62図	農家主婦の健康状況および疲労の自覚症状	52
第63図	農家所得と家族家計費の推移	53
第64図	消費水準および1人あたり家計費水準の推移	53
第65図	農家生計費構成の推移	54
第66図	農家・勤労者世帯別の耐久消費財保有状況	54
第67図	農家主婦の生活時間	55
第68図	投票率の推移および投票者数	57
第69図	年令階級別婦人の投票率	58
第70図	男女別投票決定の総合的判断	58
第71図	国会・地方議会の婦人議員	59
第72図	主婦の各種団体加入状況	61

表 目 次

第1表	平均寿命の国際比較	4
第2表	婚姻率（人口1000対）の国際比較	13
第3表	平均初婚年令の推移	13
第4表	離婚率（人口1000対）の国際比較	15
第5表	出生率（人口1000対）の国際比較	17
第6表	受胎調節実行割合の推移（地域別・夫の職業別）	20
第7表	妊産婦死亡率（出生10万対）の国際比較	22
第8表	乳児死亡率（出生1000対）の国際比較	22
第9表	1世帯あたり人員の推移	25
第10表	各国の普通世帯の規模	25
第11表	平均年令、平均勤続年数の推移	36
第12表	各国における男女賃金格差	38
第13表	各国の保育施設の状況	41
第14表	短時間就業者の状況	42

第二部 婦人関係統計資料

I 人 口	65
第1表 都道府県，男女別人口および世帯数	65
第2表 年令階級（3区分），男女別人口	66

第3表	配偶関係、年令（5才階級）、男女別15才以上人口	66
第4表	年次別の人口動態	68
第5表	都道府県別の人口動態	70
第6表	男女別の平均寿命	71

II 政 治

第7表	国会議員選挙における男女有権者数、投票者数および投票率	72
第8表	地方選挙における全国の男女有権者数、投票者数および投票率	74
第9表	男女別、公職への進出状況	76
A	普通選挙によるもの	76
B	任命または委嘱によるもの	77
第10表	各国婦人の参政権獲得状況	78
A	婦人に男子と平等の権利を与えている国	78
B	婦人の選挙権および（または）被選挙権について男子にはない資格制度を設けている国	79
C	婦人が選挙権、被選挙権とも有しない国	79

III 労 働

第11表	男女別15才以上人口、労働力人口、非労働力人口	80
第12表	年令階級別労働力人口比率	81
第13表	配偶関係別女子労働力人口比率	81
第14表	農・非農、従業上の地位、男女別就業者数	82
第15表	農・非農、配偶関係別女子就業者数	83
第16表	都道府県、男女別雇用者数	84
第17表	女子雇用者の年令別構成	85
第18表	配偶関係別女子非農林業雇用者数	85
第19表	年令階級別女子雇用率	85
第20表	職業（大分類）、男女別雇用者数	86
第21表	男女別平均年令、平均勤続年数	87
第22表	産業別男女労働者の1ヵ月当り平均実労働時間数、出勤日数および現金給与総額	87
第23表	年令、職歴および男女別入職者数	88
第24表	職歴および男女別短時間就業者数	88
第25表	都道府県別労働組合数および男女の組合員数	89

IV 社会福祉

90

第26表	都道府県別社会福祉関係施設数	90
第27表	社会保険の加入および給付状況	92
第28表	生活保護法による被保護世帯数	94
第29表	都道府県、扶助の種類別保護状況	95
V	婦人の組織	97
第30表	有志婦人団体の支部および会員数	97
第31表	都道府県別婦人の組織状況	98
VI	教育	100
第32表	学校種別の学校数および男女の教員数	100
第33表	学校種別の学生、生徒、児童、幼児数	102
第34表	男女別の進学率	104
第35表	学校種別の男女卒業者数および卒業後の状況	104
第36表	関係学科、男女別大学学生数	104
VII	農村	107
第37表	都道府県、専業・兼業別農家数	107
第38表	都道府県、男女別農家人口および農業従事者数	108
第39表	都道府県別農家世帯員の他産業への就職者数および出稼ぎ者数	110
第40表	農家経済の概況	112
第41表	農家の生計費	112
第42表	都道府県別の農業改良普及員、生活改良普及員、農山漁家生活近代化センター および生活改善実行グループ数	113
VIII	家庭生活	114
第43表	世帯主の従業上の地位別世帯数、平均世帯人員、有業人員、世帯収入	114
第44表	人口5万以上都市勤労者世帯の家計収支	116
第45表	年間収入5分位階級別、人口5万以上都市勤労者世帯の家計収支	117
第46表	消費者物価指数	118
第47表	消費水準	119
第48表	耐久消費財の保有状況	120
第49表	貯蓄保有状況	122
第50表	家事調停事件別件数	124

第51表	家事審判事件数	124
第52表	種類別離婚件数	124
第53表	財産分与（慰謝料）決定額別件数	126
A	離婚	126
B	婚姻外の男女関係に関するもの	126
IX	その他	128
第54表	売春関係事犯検挙状況	128

第一部 図説 婦人の現状

I ま え が き

近年におけるわが国社会の変化は目ざましく、次第に高度の産業社会としての特質をもつようになってきているが、婦人の生活もこれにともなっていちじるしく変化している。

すなわち、出生率の低下と寿命の延長等の人口現象の変化、勤労者世帯の増加と小家族化、消費水準の向上などの家庭生活の構造的変化等、婦人を取りまく客観的条件の変化とともに、婦人自身についても、教育水準の上昇、生活様式および生活時間構造の変化によって余暇、余力が増えるなどの内面的な変化が進行している。

このような婦人の生活の変革は、昭和38、39年から40年代に至って急激に顕在化し、あるいは、労働力不足に悩む産業界に新たな雇用労働力として進出し、あるいは、地域社会の福祉の推進者として一層重い責任を負担し、また新しい生活様式に即応した家庭管理者として一層の知識、技術を期待される等、婦人の生活は社会の各分野において新しい局面を迎えており、それに伴って、婦人の職業と家庭責任の調和とか、近代化のかけにある農村婦人等の過労など、新しくかつ重要な問題が生じつつある。

本冊子においては、こうした近年の新しい動向に焦点をあてながら今日の婦人の生活の動静をとらえようとするものであるが、原則として既存資料の提示、分析を中心として、以下、人口構成、家庭生活、就労、農村、市民生活の各分野にわけ解説し、第二部には関係統計資料を収録した。

II 婦人人口の構成

わが国の出生率（人口1000対）は、終戦直後の昭和22年に34.3%の高率を示したが、25年に30%をわって28.1%となった。その後急激に低下の一途をたどり10年間に17%にまで低下した。以後、ほぼ横ばい状態で推移している。一方、死亡率（人口1000対）も昭和26年に10%をわる9.9%となつてから、42年の6.7%にいたるまで低下傾向がつづいているため、戦前の多産多死型の人口動態が少産少死型に変化し、また、近年の工業化の進展とともに、人口移動が地域的にも、社会的にも激しくなった。

このような変化にともない、人口の老化傾向と、大都市集中が進み、農村では農業労働力の収縮が老化と女性化という形で進行している。

女子人口は、昭和40年国勢調査によるとわが国の総人口9,827万人の51%にあたり、実数では男子を約180万人上まわっている。また、近年の平均寿命の延長が男女差の拡大をとまなっていることから、婦人の老令人口や配偶者と死別したものの割合が増加し、いずれも男子を上まわっている。

昭和42年の労働力人口は、5,058万人で、実数では常に増加を続けてきたが、近年、若年労働力の減少や、都市的労働力の増大などの変化をとまなないながら増加の伸びはやや衰え、労働力率（15才以上人口の中に占める労働力人口の割合）は低下傾向を示している。しかし、女子の労働力率は、中高年齢層でかなり上昇し注目されている。

学歴別には、近年高等学校進学率の男女差の縮小、女子の高等教育普及が目立っており、学歴別人口構成の男女差が次第に接近してきている。

1) 年齢別人口

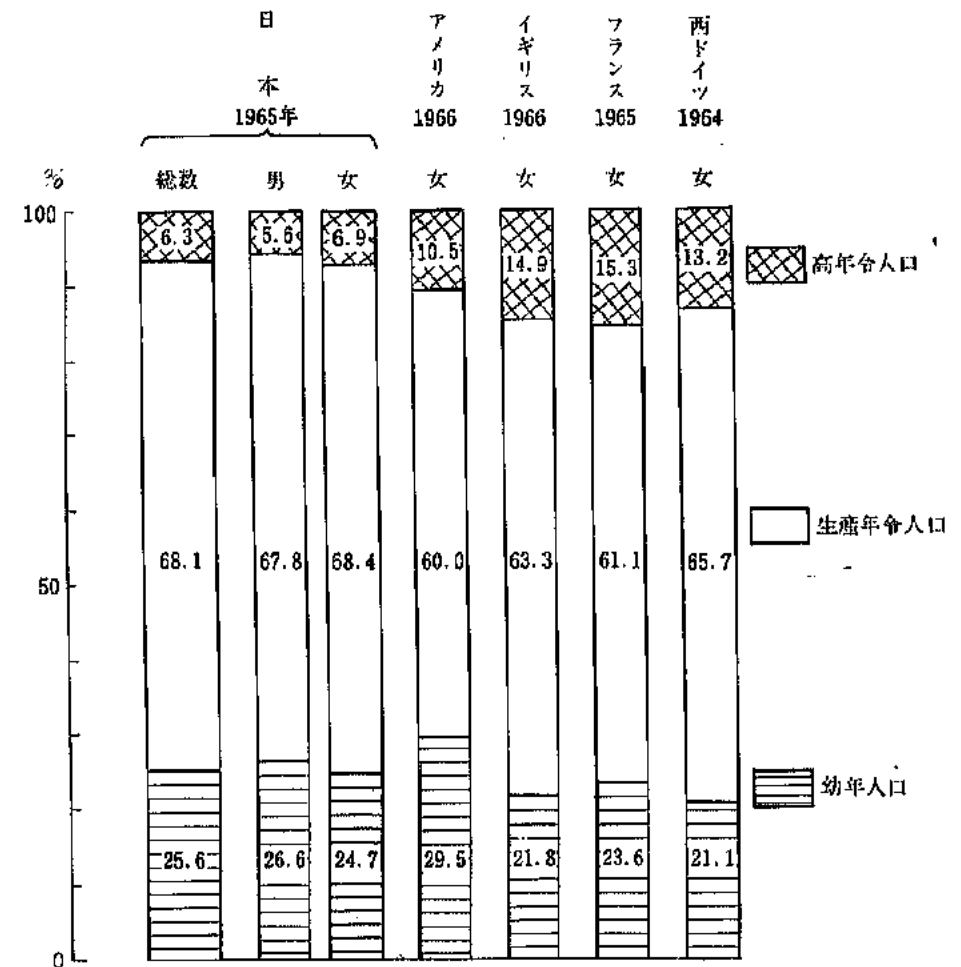
昭和30年以降、わが国の出生率（人口1,000対）は17～19%、死亡率（人口1,000対）は6～8%程度の横ばい状態にあり、人口の増加率は年平均約1%で推移している。ちなみに、33億を数える世界人口の増加率は年平均1.9%と推定されており、わが国の人口増加率は世界の平均の約2分の1という低水準で、ほぼヨーロッパの水準（0.9%）に近いものである。

出生率および死亡率の低下によって、わが国人口の年齢別構成は、幼年人口（0～14才）の割合が急速に低下し、生産年齢人口（15～64才）の激増と高年齢人口（65才以上）の漸増とがつづき、昭和40年には戦前とまったく変わって、西欧諸国の人口構造にかなり接近した。

今後、幼年人口は減少傾向をつづけるのに対し、高年齢人口は増加をつづけるものと推計されており、このような年齢構造の変化が、今後のわが国の経済・社会構造に大きな影響をあたえるものとみられる。

昭和40年の国勢調査によれば、女子人口は5,003万人で、男子の4,824万人を約178万人上まわっており、女子100人に対して男子96.6人という比率である。戦前、平時には、女子100人に対し男子101

第1図 各国人口の年齢構成



資料：総理府統計局「国勢調査」
国連「世界人口年鑑—1966年—」

人であったが、戦後は女子の超過に転じこの傾向はほぼ横ばいの比率で続いてきている。

なお、年齢階級別にみると、0～20才層では男の比率が高いが（103前後）、40～55才層および65才以上の層では80台またはそれ以下で、なかでも75～80才層では66.8、80才以上では52.0ときわめて低くなっている。また、地域的にみると、一般に都市人口には男子の割合が高く、農業県には女子の超過がみられる。

また、わが国の平均寿命は、世界の長寿国といわれるノルウェー、スウェーデン、オランダに近づきつつあるが、なかでも女子の平均寿命は、昭和30年の67.7才に対し95年には70才をこえ、41年には73.6才と伸長がいちじるしい。また、女子の平均寿命は昭和38年以来ひきつづいて男子より5年以上長くなっている。

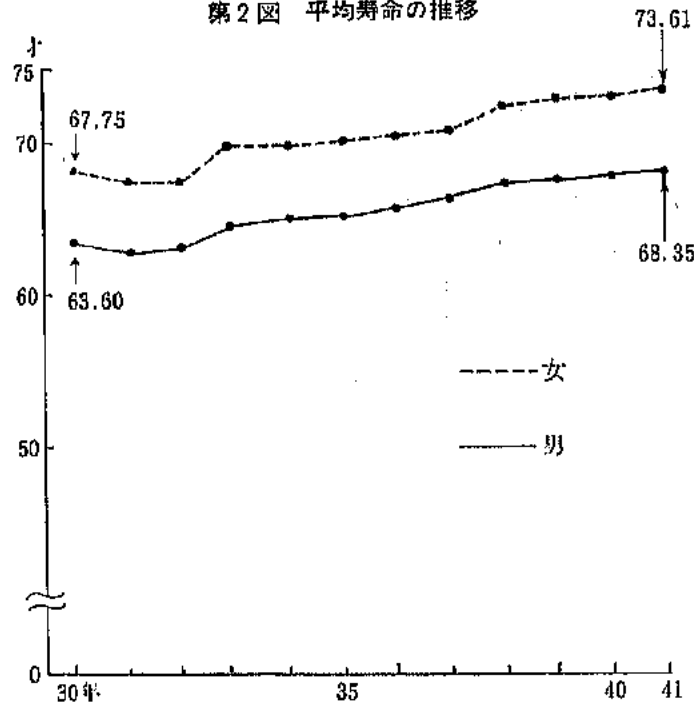
第1表 平均寿命の国際比較
(上位 3 位)

国 名 (年次)	男	女
日 本 (1966)	68.35才	73.61才
スウェーデン (1961~65)	71.60	75.70
ノルウェー (1956~60)	71.32	75.57
オランダ (1961~65)	71.10	75.90

資料：厚生省統計調査部「簡易生命表」
国連「世界人口年鑑—1966年—」

女子は、平均寿命の延長がいちじるしく高年令者が増加しており、その年令構造は幼年人口24.7%、生産年令人口68.4%、高年令人口6.9%で、生産年令人口および高年令人口の割合は何れも男子を上まわっている。

第2図 平均寿命の推移



資料：厚生省統計調査部「簡易生命表」

2) 配偶関係別人口

女子人口を配偶関係別にみると、15才以上人口 3,768万人のうち、有配偶者は2,182万人、未婚者は1,021万人、死別者は493万人、離別者は70万人である。これらの割合を昭和30年に比較してみると死別率(死別者の割合)は15.2%から13.1%へ、離別率(離別者の割合)は2.0%から1.9へと何れも低下しており、有配偶率(有配偶者の割合)が上昇している。しかし、これを男子と比較すると、未婚者の割合(未婚率)および有配偶率は男子の方が高いが、死別率および離別率は女子の方が高く、なかでも

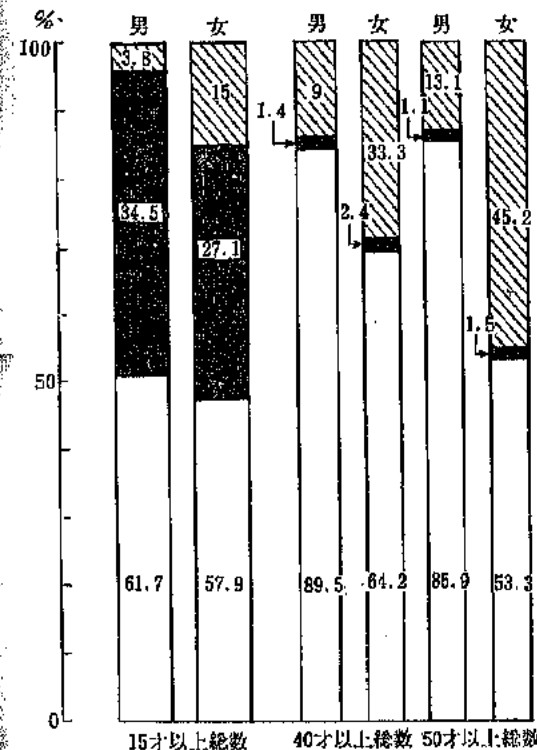
死別率は女子の方が格段に高くなっている。

これは、夫婦の年令差と、男子の死亡率が女子より高いため女子のほうが早く死別者になるほか、女子よりも男子の方が再婚する者が多い(注)などの理由によるものであるが、女子は高年令になるにしたがい、死別者の割合が高くなり、これに離別者を加えると、40才以上の女子総数のうちでは3分の1のものが死・離別者で占められており、さらに50才以上の女子総数についてみると半数近くのものが死・離別者で占められ、男子の割合を大きく上まわっている。このほか、この年令層における未婚者の割合も男子を上まわっており、中年期以後を未婚で、または配偶者と死・離別して生活する婦人が男子より非常に多い。

「欧米主要国でも、女子の死・離別者の割合が男子を上まわっている。

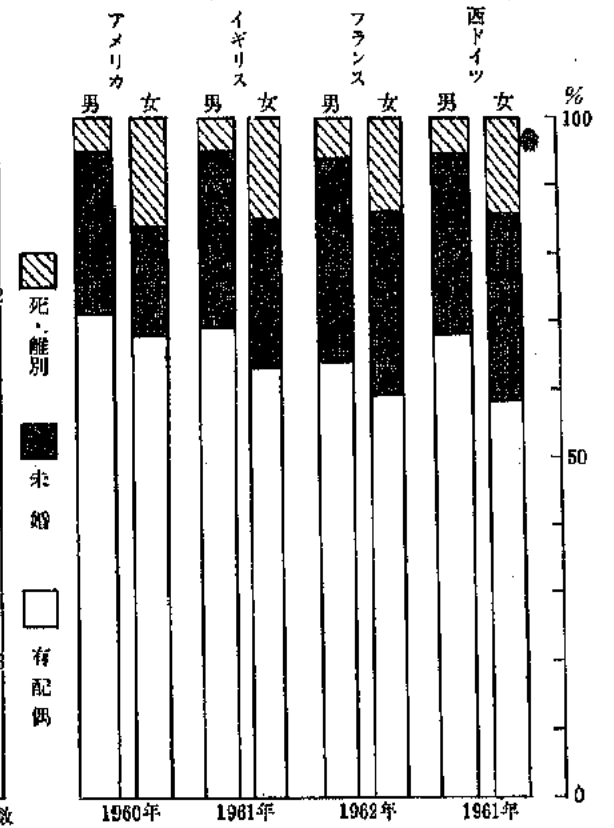
(注) 昭和39年中の、再婚者総数のうち男子は63%を占め、女子は37%である。—厚生省統計調査部 人口動態統計—

第3図 男女別配偶関係別人口の割合
(昭和40年)



資料：総理府統計局「国勢調査」

第4図 各国の男女別配偶関係別人口の割合
(男女別15才以上人口総数=100)



資料：国連「世界人口年鑑—1966年—」

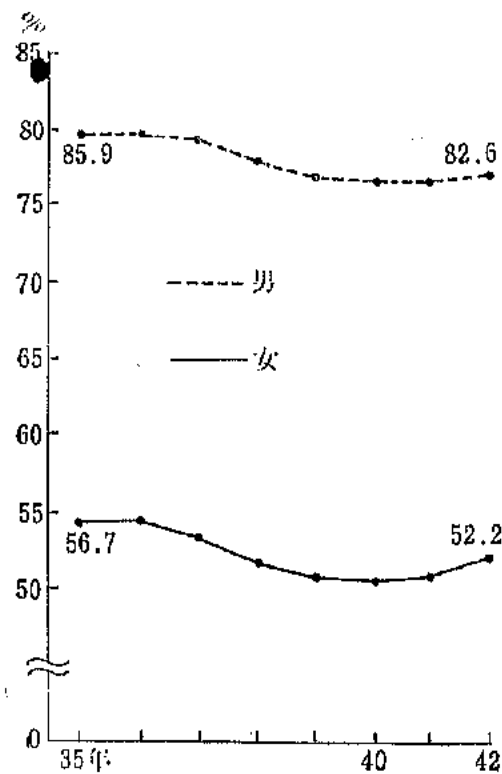
3) 就業状態別人口

近年、わが国では15才以上人口の増加にともない、労働力人口も実数では増加をつづけているが、労働力率は低下傾向を示している。なかでも、15～19才層で低下がいちじるしく、この傾向は男女ともにみられるが、これは進学率の上昇による通学者の増加がおもな原因と考えられる。

昭和42年の女子の労働力人口は2,031万人、労働力率は52.2%で、労働力率は男子の82.6%に比し、かなりの開きがみられる。また、女子の非労働力人口の内訳を昭和41年についてみると、非労働力人口1,880万人のうち、64.5%にあたる1,212万人が家事従事者で占められ、通学者が18.5%にあたる347万人を占めている。ちなみに、男子では非労働力人口のうち6割をこえるものが通学者である。

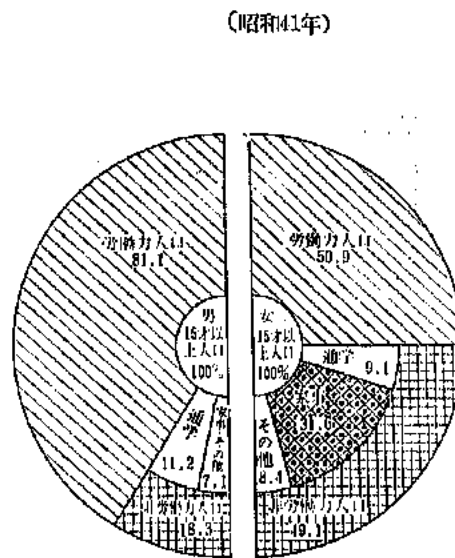
わが国女子の労働力率を各国と比較してみると、かなり高いことが注目されるが、これは女子就業者の多くが農業従事者であって、農村における労働力率が高いためである。

第5図 労働力率の推移



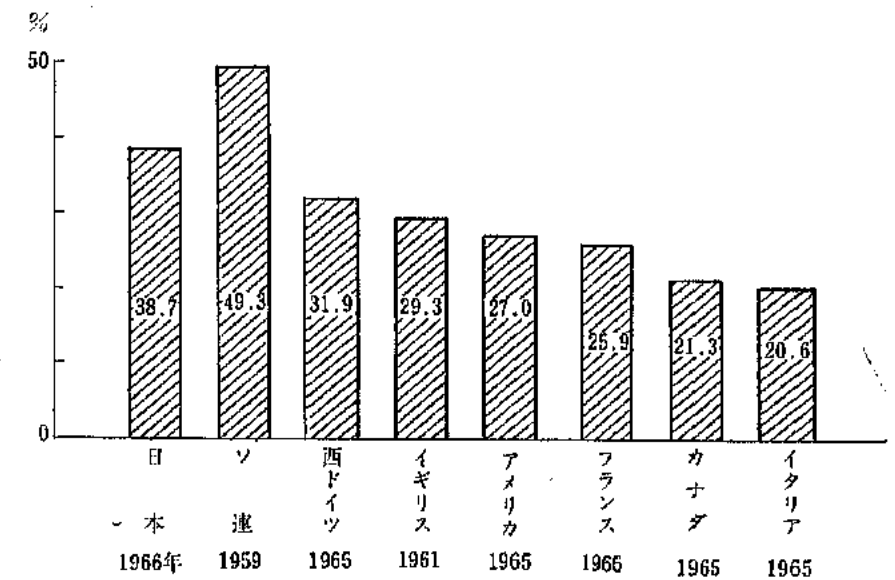
資料：総理府統計局「労働力調査」

第6図 男女別の労働力状態 (昭和41年)



資料：総理府統計局「労働力調査」

第7図 各国の女子人口に対する労働力人口の比率 (女子人口=100)

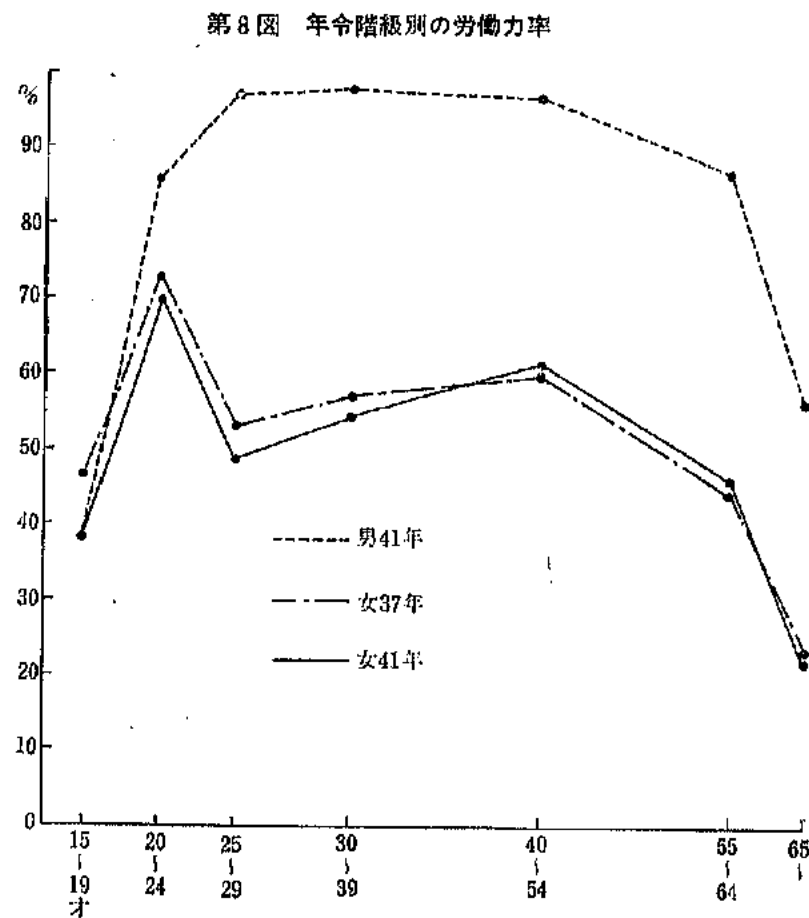


(注) 通常労働力率は15才以上人口に占める労働力人口の割合をいうが、本図は女子人口総数に占める割合を算出している。

資料：ILO「国際労働経済統計年鑑—1967年—」

女子の労働力率を年齢階級別にみると、20～24才層で急上昇し、25～29才層で急激に低下したあと再び上昇をつづけ、55～64才層で低下に転じるまで二つの山を描いたカーブを示し、男子が20～64才層まで一貫してほぼ直線コースを示しているのに比し対照的である。

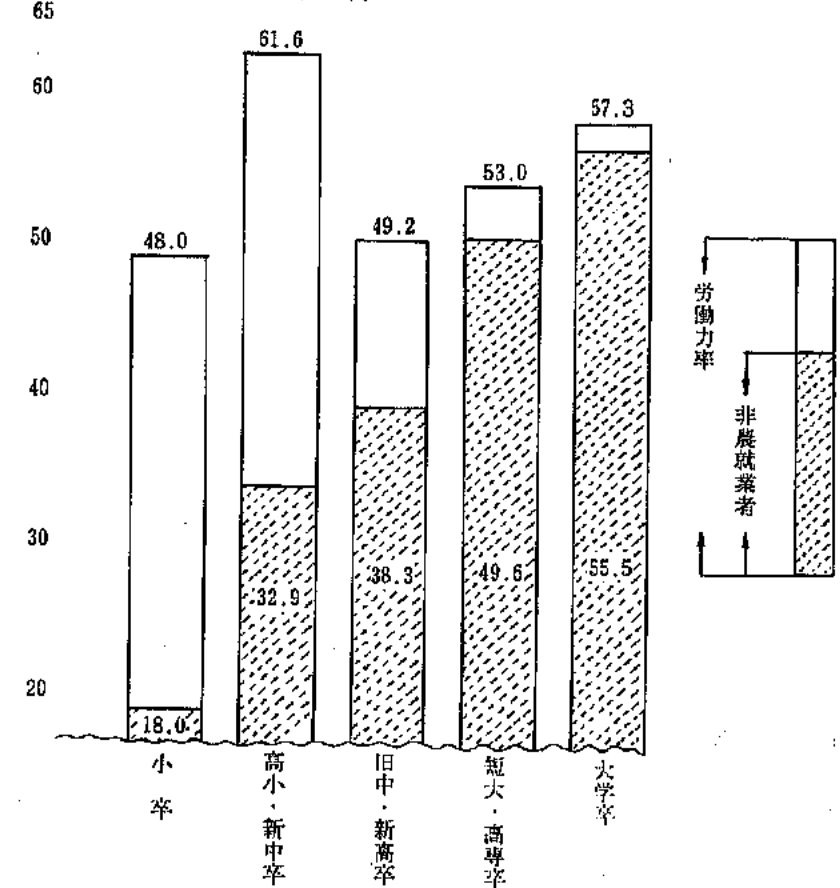
このうち、25～29才層では労働力率が近年やや低下し、40才以上の層では上昇傾向を示しており、中高年齢層婦人の労働力の増大傾向がみられる。



資料：総理府統計局「労働力調査」

学歴別の女子の労働力状態をみると、旧制中学（高等女学校等）、新制高校以上の学校教育を受けたものについては、学歴が高くなるにしたがい労働力化が高くなっており、なかでも非農林業就業者についてはこの傾向は一層鮮明である。

第9図 女子の学歴別労働力状態（各学歴人口=100）
（昭和35年）



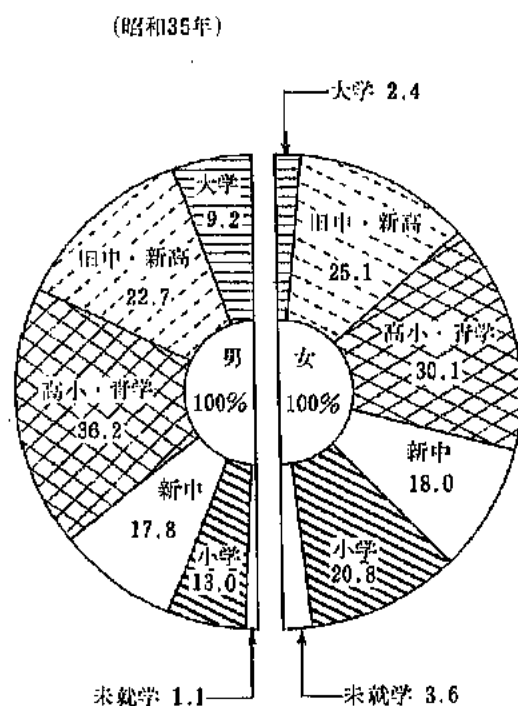
資料：総理府統計局「国勢調査」

4) 学歴別人口

昭和35年の国勢調査によれば、15才以上の婦人の学歴別人口構成は、義務教育程度（小卒・高小卒・新中卒など）のものが68.9%，中等教育程度（旧中卒・新高卒）のものが25.1%，高等教育（短大卒・高専卒・大学卒）が2.4%で、未就学者は3.6%となっている。（ここには在学者は含まない）

これを男子に比べると、義務教育程度のものが1.8%多く、高等教育を受けたものは約4分の1にあたっている。年齢階級別にみると、高年齢の婦人ほど義務教育程度のものの割合が高いが、中等教育および高等教育を受けたものの割合は年齢の低い層になるにしたがって増加しており高学歴への移行傾向がみられる。この傾向は男女ともにみられるが、とくに女子にいちじるしい。ちなみに、昭和40年の実

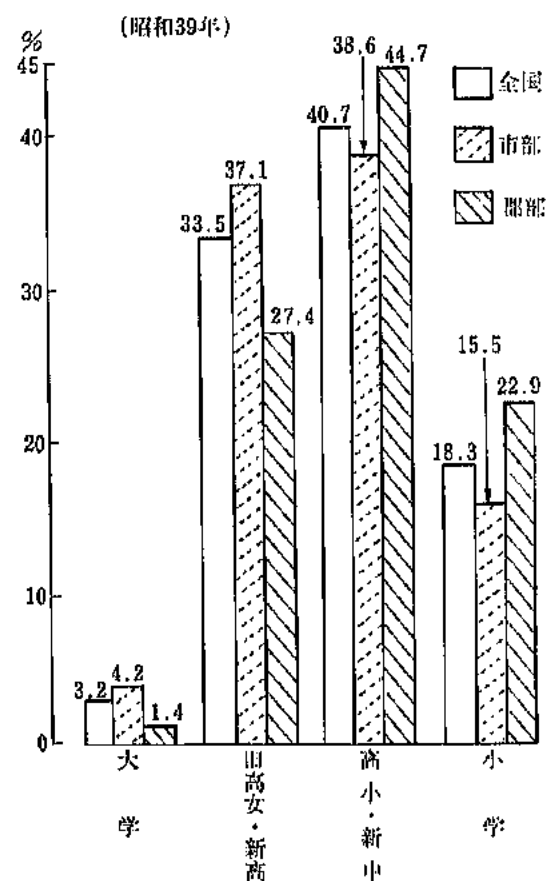
第10図 学歴別人口の割合
(15才以上人口=100)



注1) 在学者を除く
2) 大学には短大・高専を含む

資料: 総理府統計局「国勢調査」

第11図 女子の学歴別人口の割合
(20才以上人口=100)

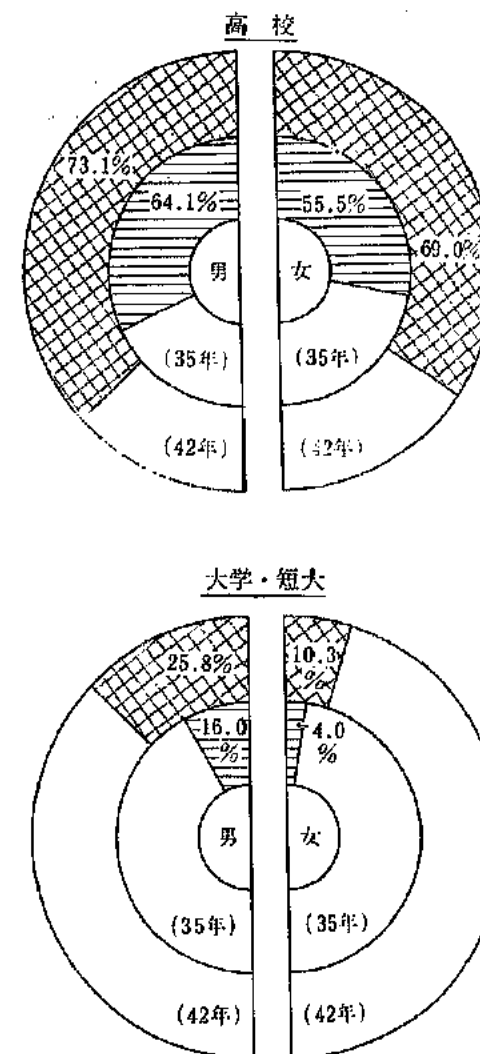


資料: 労働者婦人少年局「婦人の生活構造と意識に関する調査」

態調査によれば、20才以上の婦人の学歴別構成は、中等教育(旧高女卒・新高卒)を受けたもの33.5%、高等教育を受けたもの3.2%で何れも35年の国勢調査の割合を上まわっており、なかでも市部で高い。

ちなみに進学率をみると、昭和42年3月に学校を卒業した女子の高等学校進学率は73.7%(男子は75.3%)、大学・短期大学進学率は21.1%(男子は26.1%)で、近年、男女差の縮小と、女子の大学進学率の上昇が進行している。これとともに、女子の学校教育人口も昭和31、32年頃から男子を上回る増加をつづけており、高等学校在学者は229万人(男子は249万人)で、該当年令人口の69.0%(男子は73.1%)を占め、大学・短期大学在学者は39万人(男子は100万人)で、同じく10.9%(男子は25.8%)を占めている。

第12図 該当年令人口に対する在学者比率



注1) 該当年令人口(高校)=15~17才人口
(大学)=18~21才人口

2) 総理府統計局「国勢調査」「全国年令別人口の推計」
文部省調査局「学校基本調査」により作成

III 家庭生活と婦人

わが国の世帯数は、従来、人口の伸びに比例して増加してきたが、昭和30年代後半から世帯数の伸びが人口の伸びを上まわっており、40年の普通世帯数(注)は2,312万世帯に達した。

これとともに、農家世帯の減少と非農家世帯の増加が進行し、なかでも勤労者世帯(非農林雇用者世帯)の増加がいちじるしい。

一方、出生率の低下および、核家族化を主因とする家族規模の縮小と単純化により、全般的に小家族化が目立っている。

生活面では、消費水準の上昇、生活様式の変化のほかに、生活意識の変化や家族関係の民主化も進行している。

以上にみられるような諸要因が相まって、いわゆる近代家族の性格が我が国家庭に強くあらわれてきたことが近年の特徴である。

このような変化のなかで、主婦の生活は、家事労働が軽減され、余暇が生み出される一方、家庭生活の運営が全面的に主婦の手にゆだねられ、家庭管理者としての能力の充実に期待されるようになってきた。

また、長期的には、育児期間の短縮や平均寿命の伸長にともない中年期および老年期が長くなるなど生活周期の変化がみられる。これと、わが国社会の産業化、都市化の進行とが相まって、都市では共働き家庭が農村ではいわゆる主婦農家が増加するなど、主婦の生活のパターンは従来と大きく変わっている。

(注) 普通世帯とは、住居をともにしている人の集まり、または1戸をかまえて住んでいる単身者をいう。

1) 婚 姻

昭和32年以来上昇をつづけてきた婚姻率(人口1,000対)は、37年以降40年まで毎年9.7%をこえる高率を示し、件数では90万件をこえ、終戦直後に次いで戦後第二の結婚ブームといわれるほどになった。

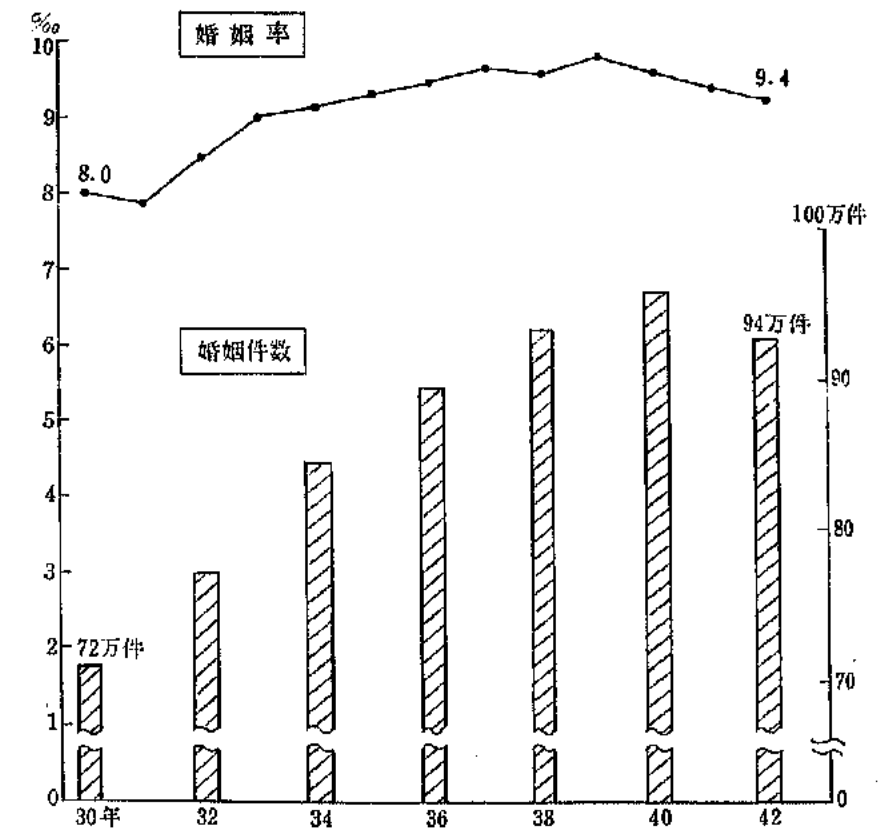
しかし、昭和41、42年と低下がつづき、42年の婚姻率は9.4%、婚姻件数は94万件となった。

最近の婚姻率を地域別にみると、東京をはじめ概して都市地域で高く、農村地域では低い傾向があるが、これは結婚適齢人口を含む若年層の都市集中が主な原因とみられている。

諸外国の婚姻率をみると、最高アメリカの9.4%から最低のノルウェー6.8%の範囲に及んでいるが、わが国の婚姻率はアメリカと並ぶ高率である。

結婚年令(平均初婚年令)は昭和40年に夫27.2才、妻24.5才である。近年、男女ともに結婚年令が高まりつつあり、夫の年令は昭和33年以降、妻は32年以降徐々に上昇をつづけ、36年からは夫妻とも大き

第19図 婚姻率(人口1,000対)および婚姻件数の推移



資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

第2表 婚姻率(人口1,000対)の国際比較

国 名 (年 次)	婚姻率
日 本 (1967)	9.4
ア メ リ カ (1966)	9.4
オ ラ ン ダ (＃)	9.0
イ ギ リ ス (＃)	8.0
西 ド イ ツ (＃)	8.0
スウェーデン (＃)	7.8
イ タ リ ア (＃)	7.4
フ ラ ン ス (＃)	6.9
ノ ル ウ ェー (1965)	6.8

資料：厚生省「人口動態統計」

国連「世界人口年鑑—1966年—」

第3表 平均初婚年令の推移

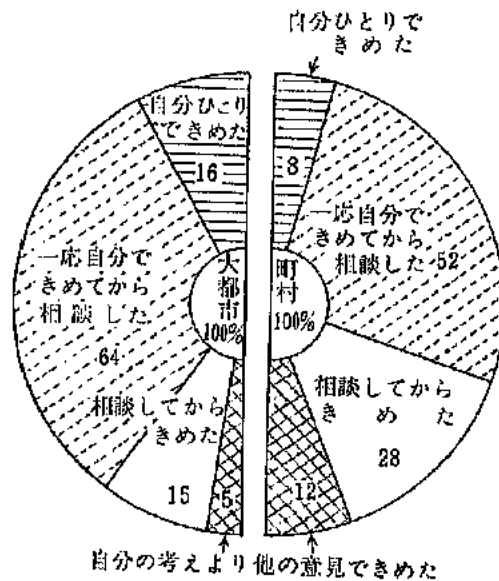
年	夫	妻	年令差
昭和10年	27.8才	23.8才	4.0才
30	26.6	23.8	2.8
35	27.2	24.4	2.8
36	27.3	24.5	2.8
38	27.3	24.5	2.8
39	27.3	24.4	2.9
40	27.2	24.5	2.7

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

な動きがみられない。したがって、夫と妻との年齢差は2.8才前後で推移しているが、戦前には4才台の開きがあった。

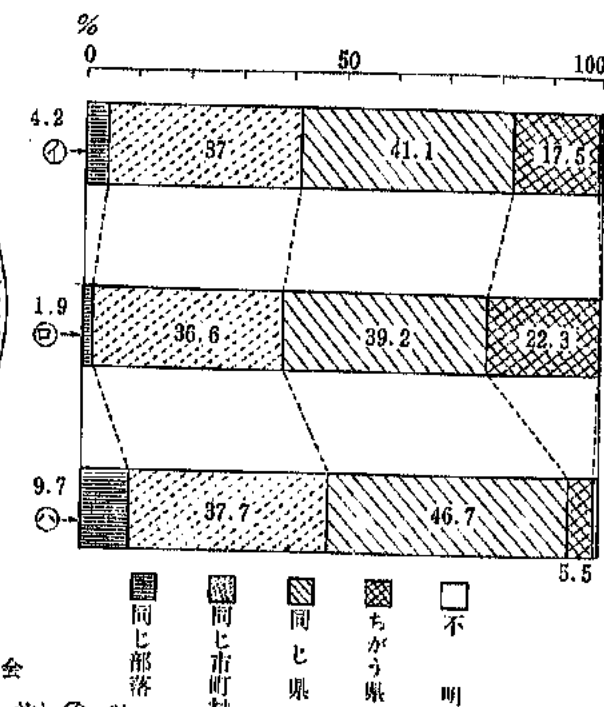
実態調査によって、結婚をきめた状況および地理的通婚圏をみると、昭和41年に結婚した妻のうち、大都市では80%のものが自分の意志で結婚をきめているが、町村では40%のものが父母・親せきなどの意見できめている。また、20才以上の既婚婦人の通婚圏をみると、夫と同じ部落内に居住していたもの4%、同じ市町村37%、同じ都道府県41%で、違う都道府県に居住していたものは18%である。夫が雇用者である夫婦の通婚圏は他の職業に比較してやや広く、夫が農業に従事するものの通婚圏はもっとも狭い。

第14図 大都市、町村別結婚をきめた状況
(昭和41年に結婚した妻)



資料：厚生省統計調査部「人口動態(婚姻)社会経済面調査」

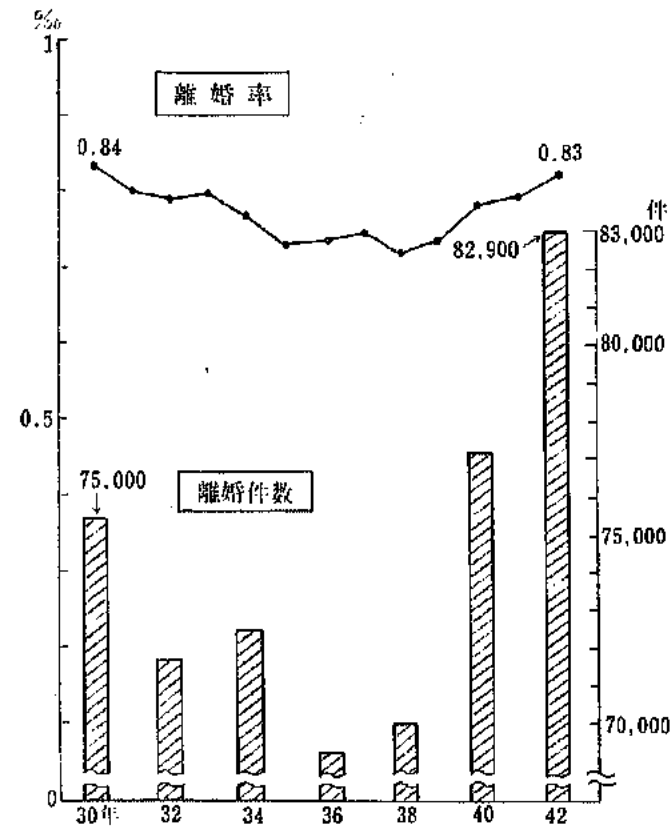
第15図 結婚前の夫婦の居住地
(20才以上の夫婦・昭和40年調査)



注) ①=計
②=夫の職業が雇用者
③=夫の職業が農業
資料：労働省婦人少年局「婦人の生活構造と意識に関する調査」

離婚の実情をみると、離婚率(人口1,000対)は、昭和26年以降32年まで一貫して低下をつづけ、33年に一時反騰したあと0.7%台の横ばい状態で推移していたが、41、42年とひきつづいて上昇し、42年には0.83%となり、件数では戦後最高の8万3,000件に増加した。

第16図 離婚率(人口1,000対)および離婚件数の推移



資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

第4表 離婚率(人口1,000対)の
国別比較

国名	(年次)	離婚率
日本	(1987)	0.83
アメリカ	(1964)	2.35
スウェーデン	(1955)	1.24
西ドイツ	(#)	0.93
イギリス	(1964)	0.72
フランス	(1965)	0.71
オランダ	(#)	0.50
カナダ	(#)	0.46

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」
国連「世界人口年鑑—1986年—」

諸外国の離婚率は、最低がカナダ0.46%、最高がアメリカ2.35%であって、離婚率に比べて各国間の開きが大きい。このうちでわが国の離婚率はほぼ中間の値を示している。

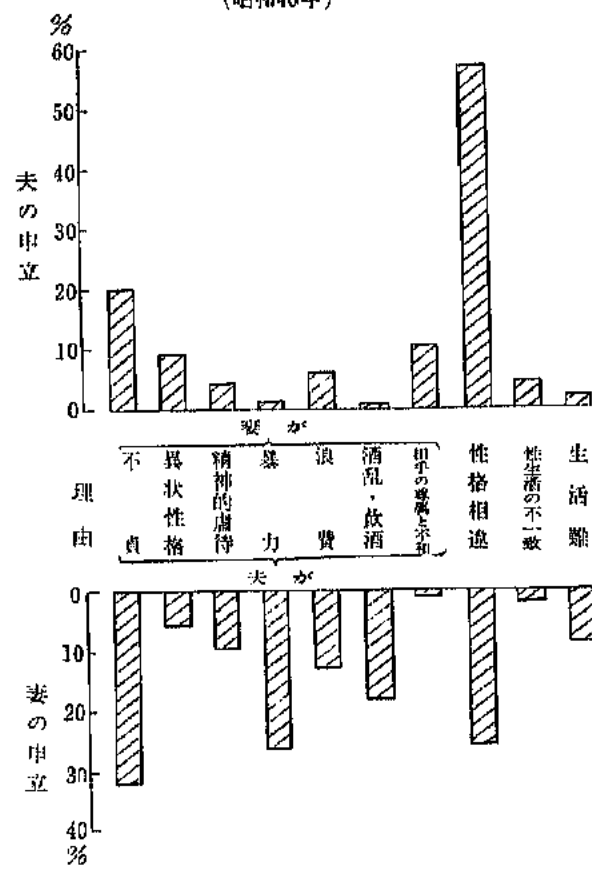
離婚の原因を家庭裁判所への申立(注)のなかでみると、妻の側から夫に対しては「夫の不貞」(32.2%)を最高に、「性格相違」、「夫の暴力」を理由とするものが多いが、夫の側からの申立理由は、「性格相違」(56.6%)が過半数を占めている。なお、これらの申立のうち、約7割が妻の申立によるものであるが、夫の申立の割合は逐年増加してきている。

(注) 離婚その他婚姻中の夫婦間の紛争についての家庭裁判所への調停申立件数

離婚の種類をやや長期的にみると、協議離婚の割合が減少し、調停離婚の割合が増加する傾向にあり昭和40年には協議離婚90.2%、調停離婚8.7%、審判離婚0.05%、判決離婚1.1%となった。

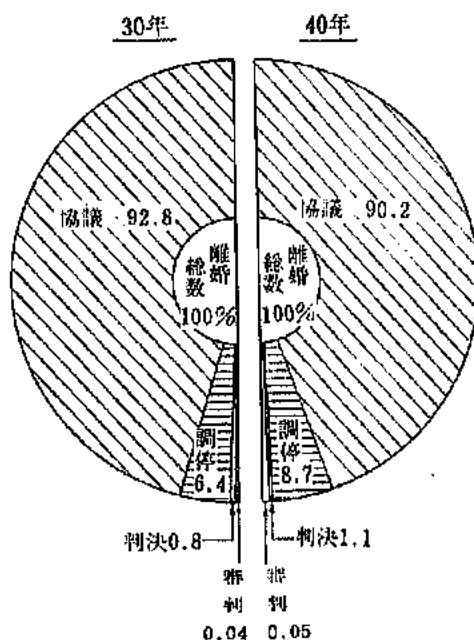
離婚のうち協議離婚は、公的機関の介入を必要とせず、夫婦の話し合いによって比較的簡単な手続で成立するところから件数も圧倒的に多いが、現実には婦人が社会的・経済的に弱い立場にある場合が多い

第17図 離婚等の調停申立理由別割合
(昭和40年)



注) 申立理由は1件につき3個までのべられている
資料: 最高裁判所事務総局「司法統計年報—3家事編—」

第18図 種類別離婚割合の推移



資料: 厚生省統計調査部「人口動態統計」

ので、夫婦間の対等な立場にたつ協議が十分に行なわれず、妻が不利益をこうむる例がしばしばみられている。(注)

(注) 労働省婦人少年局「協議離婚の実態—35年—」

2) 出生

わが国の出生率(人口1,000対)は、終戦直後の昭和22年に34.3%に達し、いわゆるベビーブームといわれたが、その後わずか10年間にこれが17%に急低下し、世界の人口史上にも珍しい現象として注目された。ちなみに、昭和25年頃までのわが国の出生率は、アメリカ、フランス、イタリア、イギリスなどに比べかなり高率であったが、その後の急低下により35年以降はこれらの諸国中の最低率となり、世界でも低出生国の一つになった。

昭和30年代後半は17%前後の低水準では安定していたが、39年からは上昇気味に転じ、42年には

19.7%となり、出生数は197万人に増加した。(ただし、昭和41年には「ひのえうま」の影響で、出生率は最低の13.7%を記録し、出生数も明治33年以来最低の136万人となり注目された。)

以上にみられるような長期的な出生率の低下傾向は、一夫婦あたりの生涯出生児数(推計)の推移にもあらわれており、人口問題研究所の出産力調査によれば昭和15年の5.14人、27年の3.63人に対し、32年には2.93人、37年には2.30人に減少している。

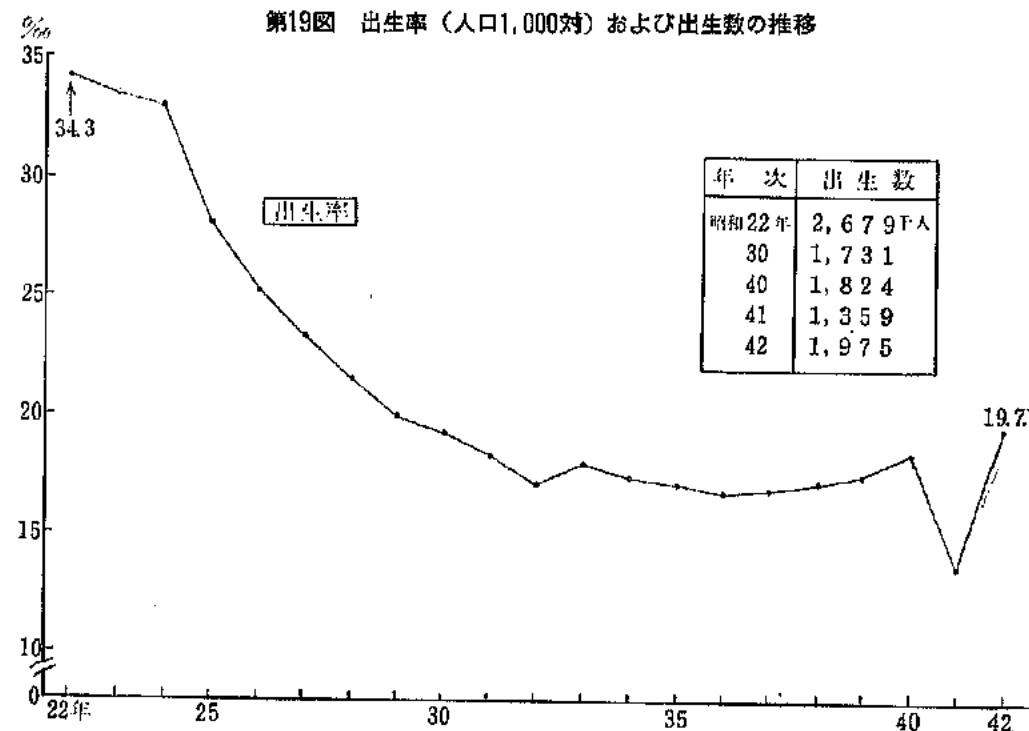
出生率を母の年齢階級別にみると、昭和24年から32年までは各年齢層とも急速な低下がみられていたが、その後は20才層だけがひきつづいて上昇し、他の年齢層では何れも低下または停滞傾向を示している。

第5表 出生率(人口1,000対)の国際比較

国名	(年次)	出生率
日本	(1961)	18.6
カナダ	(1966)	13.7
オランダ	(1967)	19.6
イタリア	(1966)	19.2
アメリカ	(1965)	18.9
イギリス	(1966)	18.5
フランス	(1965)	17.9
スウェーデン	(1966)	17.7
	(1966)	17.5
	(1966)	15.8

資料: 厚生省統計調査部「人口動態統計」
国連「世界人口年鑑—1966年—」

第19図 出生率(人口1,000対)および出生数の推移

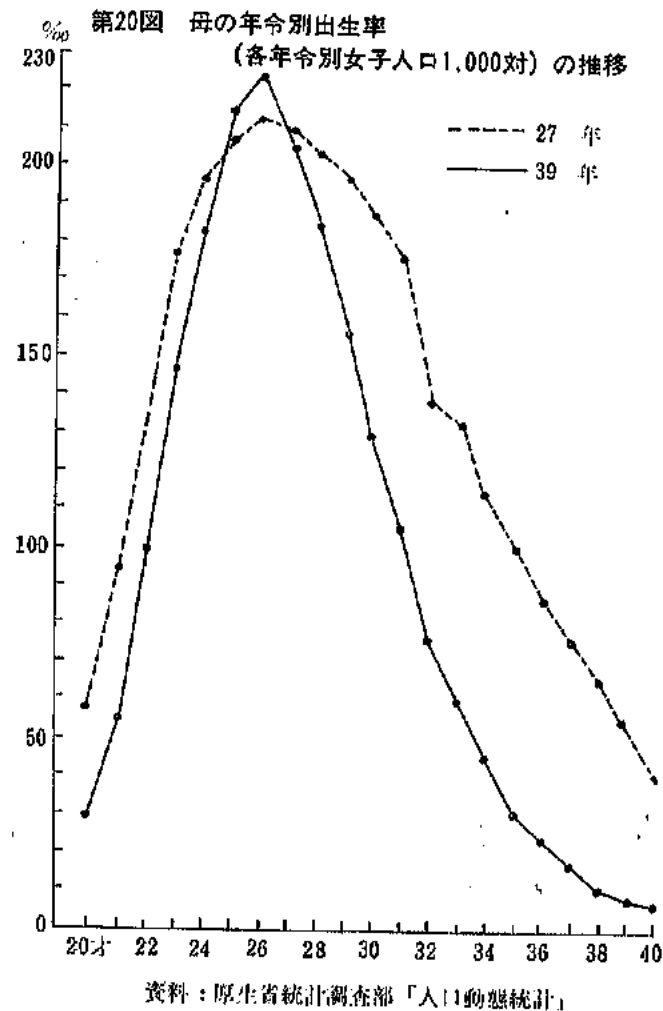


資料: 厚生省統計調査部「人口動態統計」

昭和39年の出生率を母の年令別にみると、最も高いのは26才である。同年令の女子人口 1,000に対して出生率が 100をこえるのは22才から31才までで、なかでも25～27才の各年令に集中して高くなっている。

ちなみに、昭和37年の調査(注)によって、一夫婦あたり(妻の年令50才未満の夫婦)出生児数を妻の職業別にみると、農林業の 2.69人、自営業(農林業を除く)の 2.39人、無職の主婦の 2.20人、雇用者(非筋肉労働)の 1.54人の順となっている。

(注) 厚生省人口問題研究所「第4次出産力調査」



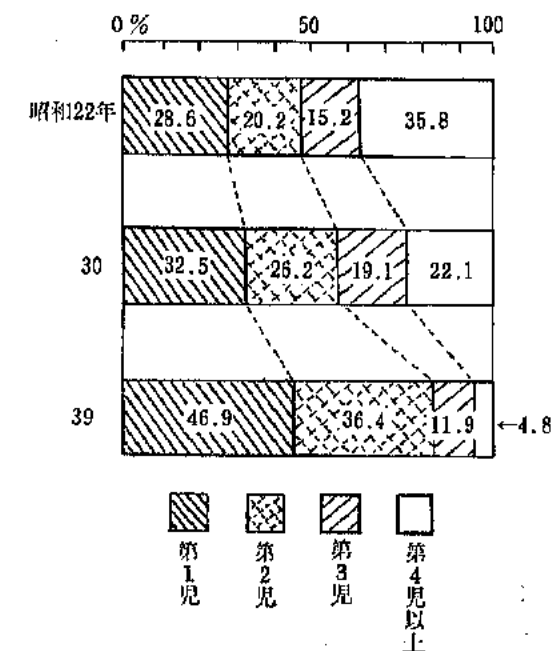
また、出産順位(注)別の出生率(10～49才女子人口 1,000対)をみると、第1児と第2児の出生率は昭和30年以降一貫して上昇をつづけているのに対し、第3児以上では30年前後からひきつづき低下傾向を示している。昭和39年には、もっとも高い第1児の出生率は25.0%、ついで第2児が19.5%で第3児

は 6.1%ときわめて低率である。これを出生児総数の割合でみると、第1、2児(長子と次子)で84.2%を占め、第3児は約1割である。

これらのことから、子供を生む年令は25～29才に集中化し、子供の数はほぼ2人で生み終わるという傾向がみられ、これが戦後の婦人の出産パターンの構造的特徴の一つと考えられる。

(注) 同じ母の出産した児の順位

第21図 出産順位別出生数の割合の推移



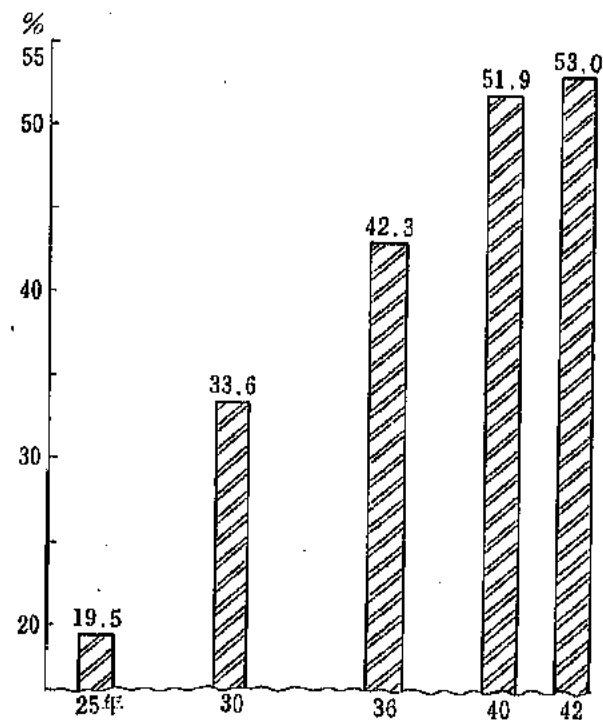
資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

このような出生率の動きは家族計画の普及によるところが大きい。

実態調査によれば、妻の年令50才未満の夫婦のうち受胎調節を実行している夫婦の割合は、昭和25年に2割弱であったが、30年には33.6%に上昇し、42年には53%となり過半数を占めている。さらに、大都市のホワイトカラー層を中心にはじまった出生抑制態度が次第に農村あるいはブルーカラー層にも浸透し、最近では都市と郡部間に受胎調節実行率の差がなくなった。

一方、このような受胎調節の普及にもかかわらず、人工妊娠中絶による出生抑制が少なくなく、母体

第22図 受胎調節実行割合の推移
(全 国)

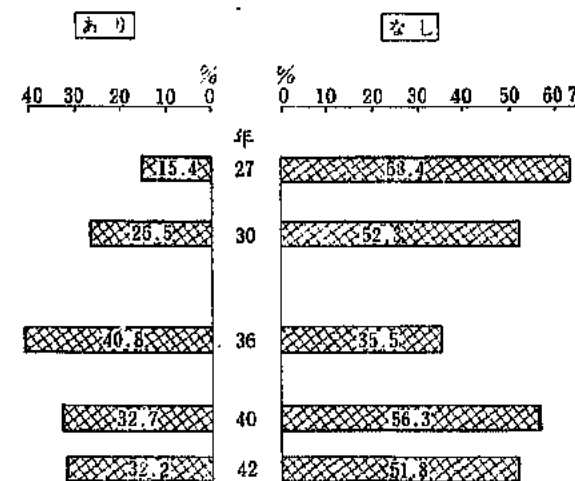


第6表 受胎調節実行割合の推移
(地域別・夫の職業別)

年次		25	30	40	42
区 分		%	%	%	%
地 域 別	6大都市	23.7	37.7	51.5	
	大 都 市			50.7	52.9
	中小都市	23.6	34.0	52.8	
	郡 部	17.4	31.9	52.3	52.9
夫の職業別	農 林 業		25.4	47.0	48.6
	筋肉労働	11.3	35.8	50.4	52.8
	非農林自営業	25.9	37.4	51.0	50.8
	非筋肉労働		39.8	56.8	58.4

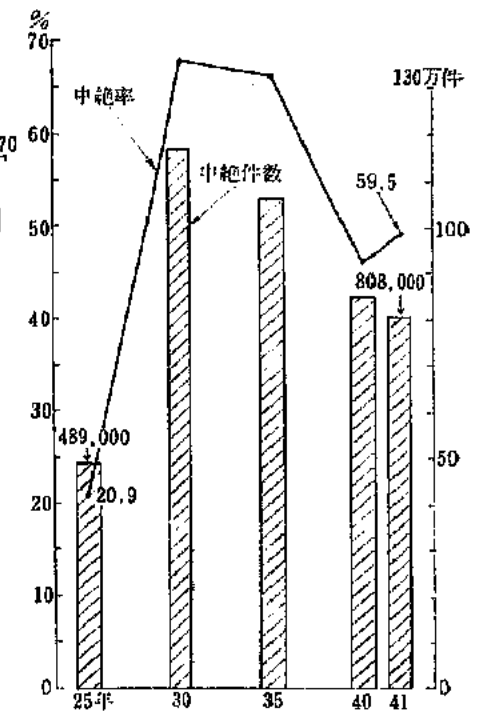
資料：毎日新聞社人口問題調査会「家族計画に関する世論調査」

第23図 人工妊娠中絶経験の有無別割合の推移
(50才未満の妻=100)



注) 無回答を除く
資料：毎日新聞社人口問題調査会「家族計画に関する世論調査」

第24図 人口妊娠中絶件数および
出生100対中絶率の推移



資料：厚生省統計調査部「人工妊娠中絶報告」

の健康上からも憂慮されている。

前掲の調査によれば、人工妊娠中絶の経験のあるものの割合は、昭和30年の26.5%から36年には40.8%に増加しているが、その後30%台に低下し42年は32.2%となっている。

人工妊娠中絶の届出件数は、昭和30年の117万をピークとして減少の傾向を示しており、37年から100万台を割り41年には81万となった。これとともに、出生100に対する中絶率も低下傾向をみせ、昭和32年の71.6%に対し40年には46.3%となったが、41年には上昇して59.5%となった。

以上の推移から、近年は次第に人工妊娠中絶による出生抑制が受胎調節法による妊娠抑制に移行しつつあることがうかがわれる。しかし、無届の人工妊娠中絶も相当数推定されており、受胎調節の普及がなお必要とされている。

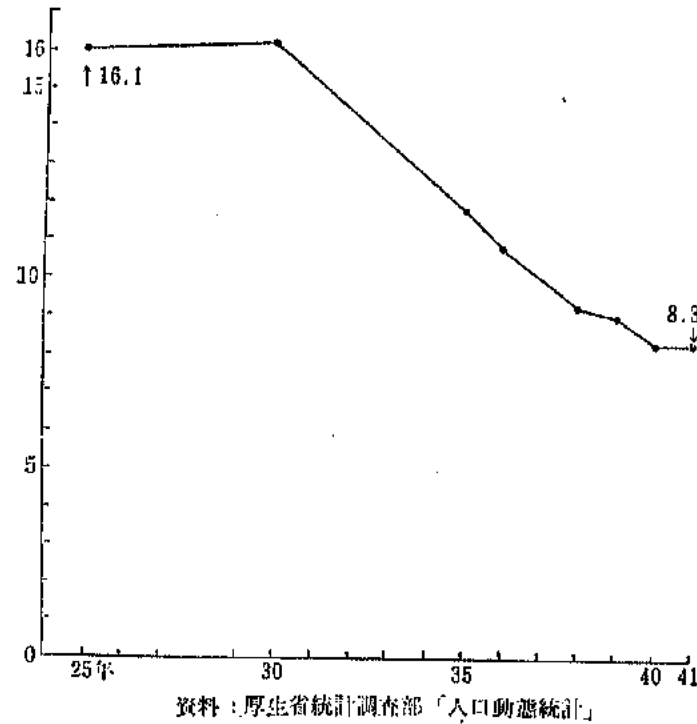
出生にともなう母子衛生の問題として、わが国の妊産婦死亡率が諸外国にくらべて高いことが注目されている。

妊産婦死亡率は除々に低下をつづけているが、昭和38年の出生10万対死亡率は101.5で、アメリカの35.8、イギリスの28.6など主要国のそれにくらべて3～4倍の高率である。

なお、乳児死亡率は低下がいちじるしく、最近では欧米諸国の水準に達している。ちなみに、母の年齢

階級別の乳児死亡率をみると、もっとも出生率の高い25～29才層で最低を示しているが高年齢になるにしたがい高くなっている。また、母の職業別では、農林漁業従事者がもっとも高く、ついで単純労働者となっており、専門的・技術的職業従事者はもっとも低率である。

第25図 妊産婦死亡率（出産1万対）の推移



第7表 妊産婦死亡率（出生10万対）の国際比較

国名（年次）	妊産婦死亡率
日本（1963）	101.5
イタリア（1962）	97.7
西ドイツ（1963）	84.9
フランス（＃）	38.2
アメリカ（＃）	35.8
イングランド（＃）	28.6
ウエールズ（＃）	28.6
スウェーデン（1962）	13.0

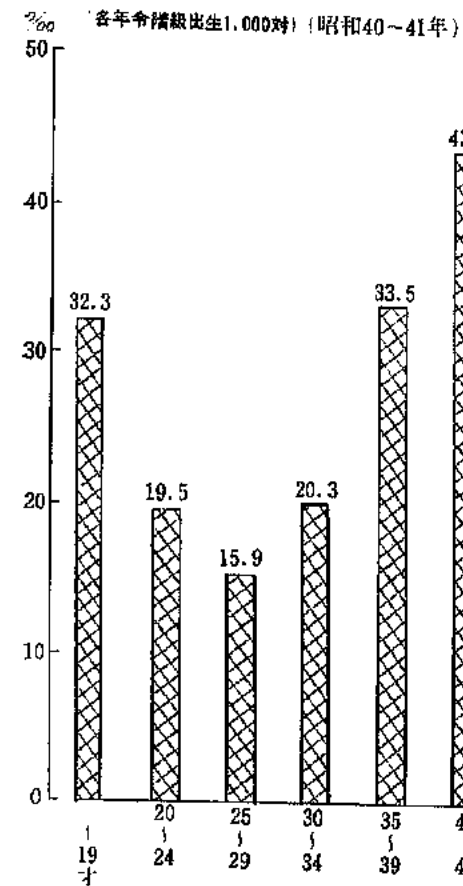
資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」
国連「世界人口年鑑—1964年—」

第8表 乳児死亡率（出生1,000対）の国際比較

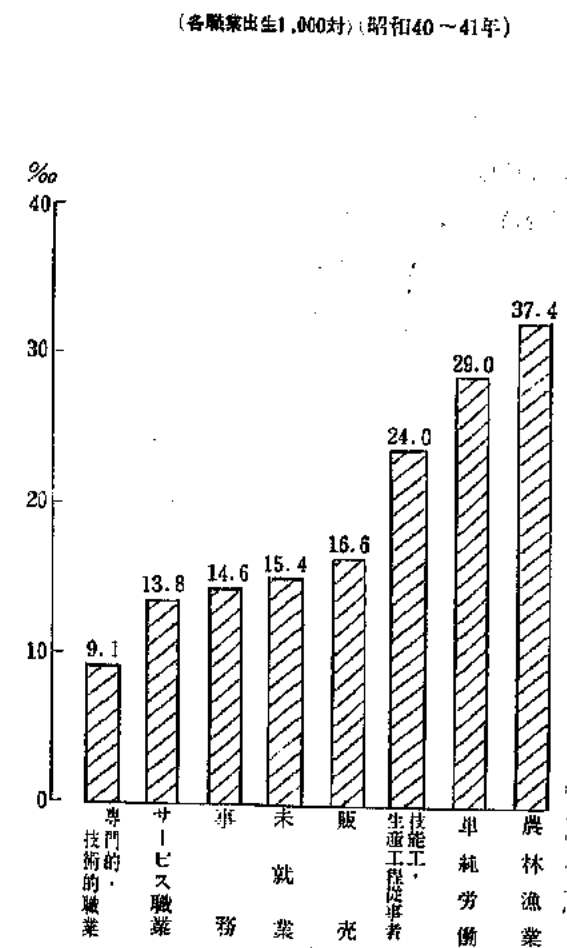
国名（年次）	乳児死亡率
日本（1966）	19.3
イタリア（1965）	35.6
ソ連（1963）	30.9
アメリカ（1965）	24.7
西ドイツ（＃）	29.8
フランス（＃）	22.0
イングランド（＃）	19.0
ウエールズ（＃）	19.0
スウェーデン（＃）	12.4

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」
国連「世界人口年鑑」

第26図 母の年齢階級別乳児死亡率



第27図 母の職業別乳児死亡率



3) 家族構成

昭和30年以降増加のいちじるしいわが国の世帯数は、40年には5年前より約500万増加して2,410万世帯となった。

これを増加率でみると16.7%であるが、この間の人口の増加率 5.2%に比し3倍をこえており、人口の伸びを上まわる世帯数の増加が注目される。

総世帯数のほとんどを占める普通世帯数は2,312万世帯で、5年前に比し実数で約400万増加し、増加率では17.5%である。このうち、もっとも増加率の高いのは非農林雇用者世帯で38.5%の高率である。

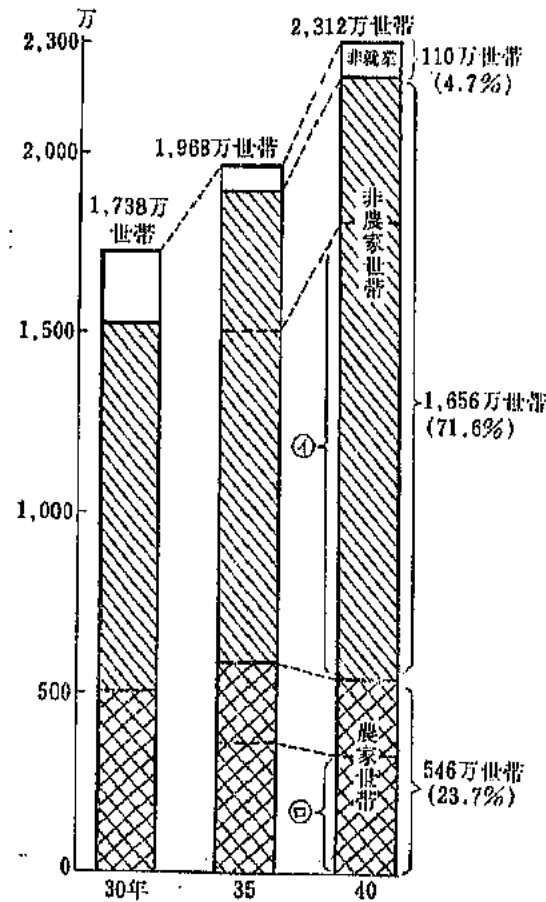
これに反し、農林就業者世帯は16.2%の減少率を示した、これは、わが国の産業構造の変化にともなう第二次第三次産業就業者の増加と第一次産業就業者の減少によるものである。

この結果、非農林就業者世帯のうち、就業者の従業上の地位が雇用者である世帯は、1,239万世帯で、

普通世帯総数の53.6%（昭和35年は45.7%）を占め、就業者が業主または家族従業者である世帯が 261万世帯（11.3%）、業主と雇用者がいる世帯が157万世帯（6.8%）で、これらをあわせると71.6%となり、わが国世帯の約4分の3が非農家世帯となった。

一方、世帯の就業者のすべてが農林漁業に従事している農林就業者世帯が 300万世帯で普通世帯総数の13.0%（昭和35年は18.3%）を占め、世帯の就業者が農林漁業のほかにそれ以外の産業にも従事している農林・非農林就業者混合世帯が 246万世帯（10.7%）で、これらをあわせると23.7%となり、わが国普通世帯の4分の1が農家世帯である。

第28図 世帯数および世帯構成の推移
（普通世帯）



注1) 非農家世帯＝非農林・業主世帯、
非農林雇用者世帯、
非農林・業主・雇用者世帯の計
①＝非農家世帯のうちの
非農林雇用者世帯
農家世帯＝農林就業者世帯、農
林・非農林就業者混
合世帯の計
②＝農家世帯のうちの農
林就業者世帯

注2) 昭和35、40年は、世帯主および
世帯員の就業状態で、30年は世帯
主の労働力状態で集計してあるの
で30年と35年の世帯構成は接続し
ない。

資料：総理府統計局「国勢調査」

世帯の家族構成をみると、近年増加傾向をつづけている一世代世帯、二世代世帯は全世帯の67.5%を占めているが、このうち、いわゆる核家族とよばれる、夫婦のみの世帯、夫婦とその子供からなる世帯および片親とその子供からなる世帯の合計は 1,444万世帯で全世帯の62.4%を占め、これは5年前の割合より 2.2%高い。核家族の増加は、子の結婚後における親子別居傾向の増大によるものであり、これ

が人口の増加を上まわる世帯数の増加をもたらしている一因である。

核家族化の進行と、出生率の低下などによって家族規模が縮小した。すなわち、わが国の家族規模は昭和30年まではほぼ5人世帯が標準であったが、35年の全国平均世帯人員は4.54人となり、40年には4.05人に縮小して、この10年間に5人から4人に減少した。

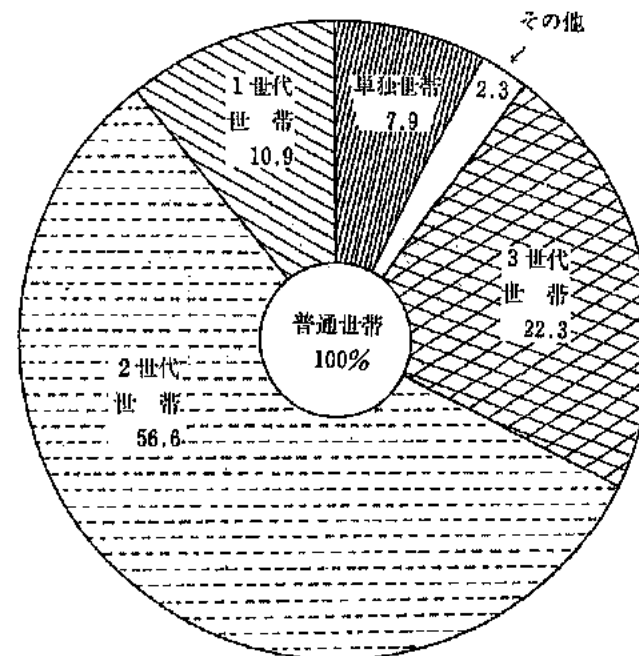
これを地域別にみると、関東・近畿地方および中国・四国地方では平均より少ない3人台となっているが、これは、最近若年層人口の大都市への移動が多く出身地方の世帯規模が縮小するとともに、移動人口の多くが都市で普通単独世帯や1人の準世帯を形成するためとみられている。

世帯数の増加と世帯規模の縮小は今後もつづき、総世帯数は昭和50年には 3,000万をこえ、平均世帯人員は3.53人に縮小するものと推計されている。(注)

ちなみに、各国の世帯人員をみると、西欧諸国では3人前後、アメリカ 3.3人、ソ連 3.7人で何れもわが国より少なく、フィリピン、メキシコなどではわが国より多い5人台となっている。

(注) 厚生省人口問題研究所「全国・都道府県別世帯数の将来推計—中間報告—」

第29図 普通世帯の家族構成
（昭和40年）



資料：総理府統計局「国勢調査」

第9表 1世帯あたり人員の推移
（普通世帯）

年次	人員
昭和15年	5.00人
25	4.97
30	4.97
35	4.54
40	4.05

資料：総理府統計局「国勢調査」

第10表 各国の普通世帯の規模

国名(年次)	1世帯あたり人員
西ドイツ(1961)	2.9人
イギリス()	3.1
フランス(1962)	3.1
アメリカ(1960)	3.3
ソ連(1959)	3.7
メキシコ(1960)	5.4
フィリピン()	5.8

資料：国連「世界人口年鑑—1965年—」

4) 都市家庭の消費生活

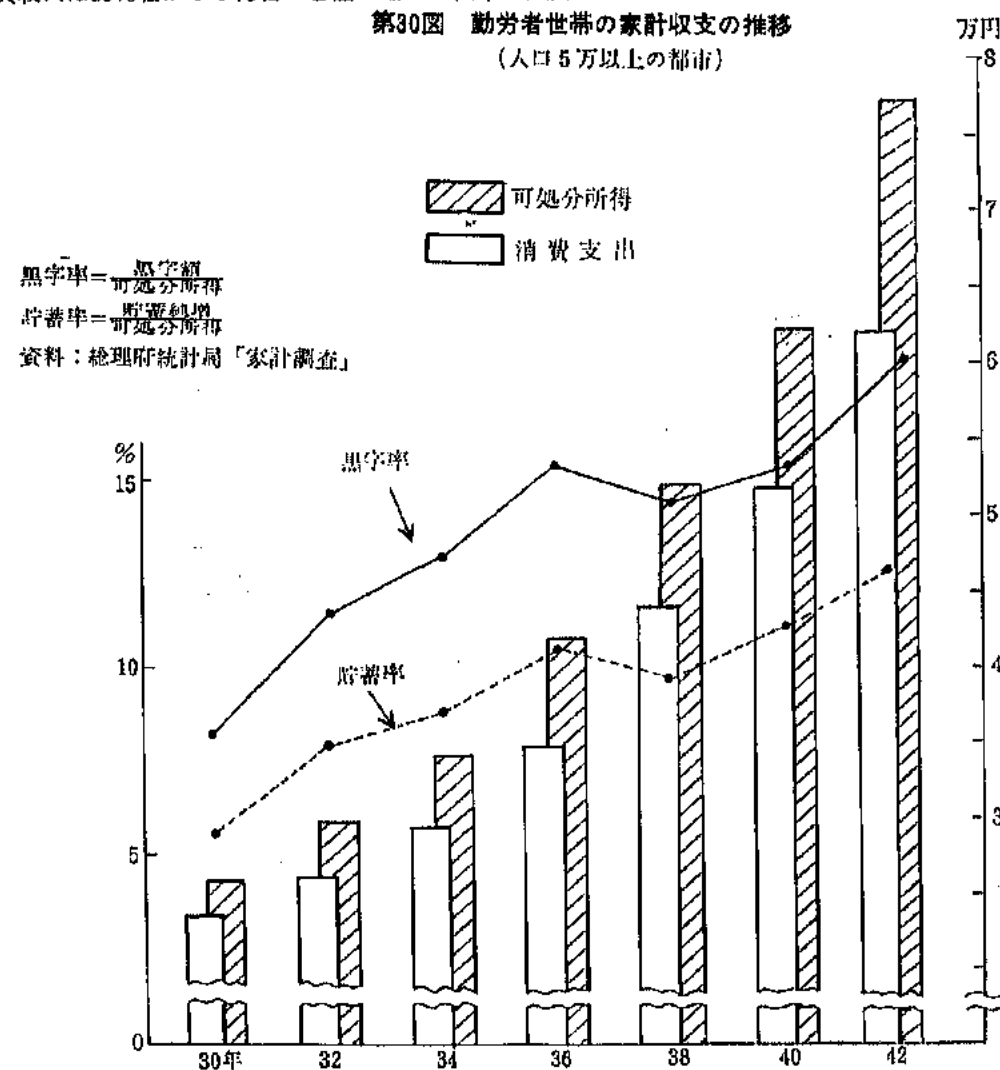
わが国経済の成長にともなう所得上昇を背景に、家庭経済は近年一般的にいちじるしい上昇がみられている。景気や消費者物価の動向によって多少の変動がみられるが、消費水準の長期的な上昇過程のなかで消費構造も次第に変化し、これが家庭の生活様式にも影響を及ぼしている。

これらの傾向は、都市においても、また農村においてもみられ、生活水準が全般的に平準化したことが近年の特徴である。

都市勤労者世帯（人口5万以上の都市）の実収入および可処分所得（手取収入）は、昭和40、41年を除いて35年以降毎年10%以上の大きな伸びをつづけてきた。

実収入の構成をみると、世帯主の勤め先収入は、ここ数年来83%程度で、家計補助的性格をもつ世帯員収入は10%台から9%台へと僅かながら低下の傾向をみせているが、このうち妻の収入については昭

第30図 勤労者世帯の家計収支の推移
(人口5万以上の都市)



和30年の1.3%、35年の2.2%、42年の3.4%へと一貫して上昇しているのが注目される。

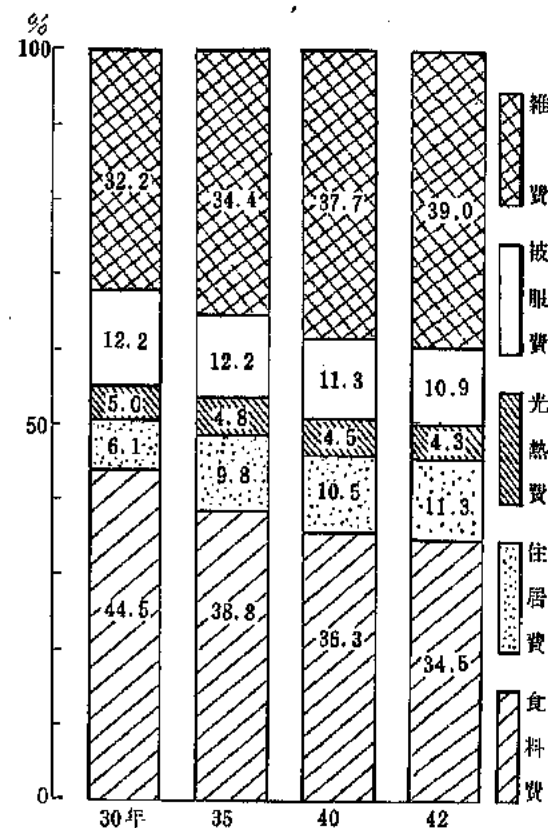
収入の増加を背景に、消費支出も順調な伸びを示している。

家計収支バランスをみると、平均消費性向（消費支出の可処分所得に対する場合）は低下の傾向を示し、これとともに黒字率は上昇している。黒字のうち、貯蓄純増（貯金および保険の純増分）額も増加し、平均貯蓄性向（可処分所得に占める貯蓄純増の割合）も上昇傾向をつづけ貯蓄意欲が強くなっている。ちなみに、都市勤労者世帯では93%が貯蓄を保有しており、一世帯平均貯蓄保有額は約80万円となっている。(注)

(注) 経済企画庁調査局「消費者動向予測調査—42年2月—」

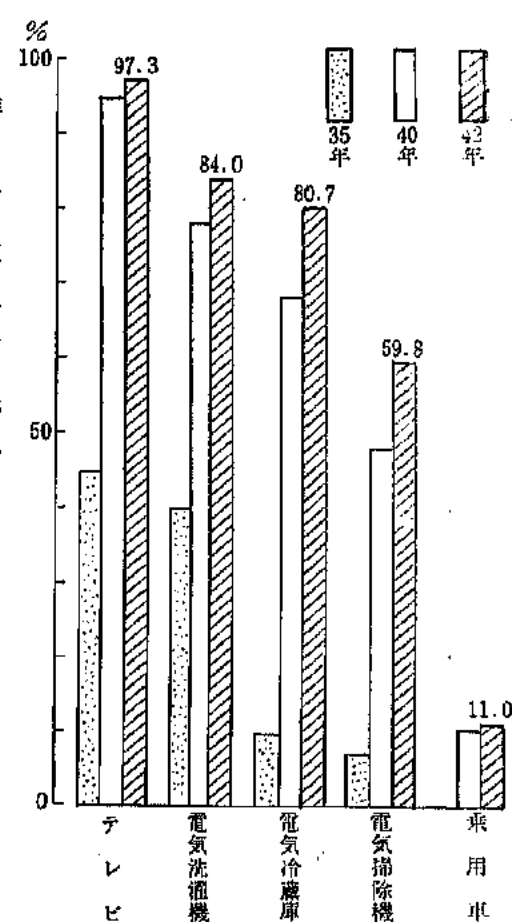
消費内容を長期的にみると、消費の主導的質目は食料から衣料、耐久消費財、さらに雑費へと、生活に欠かさない必需的消費から選択的消費へと移行しその内容も多様化した。消費支出の構成は、エンゲル係数の低下と雑費の割合の上昇を中心に急テンポに変化した。

第31図 消費支出構成比の推移
(人口5万以上の都市勤労者世帯)



資料：総理府統計局「家計調査」

第32図 耐久消費財の普及状況の推移
(人口5万以上の都市の非農家)



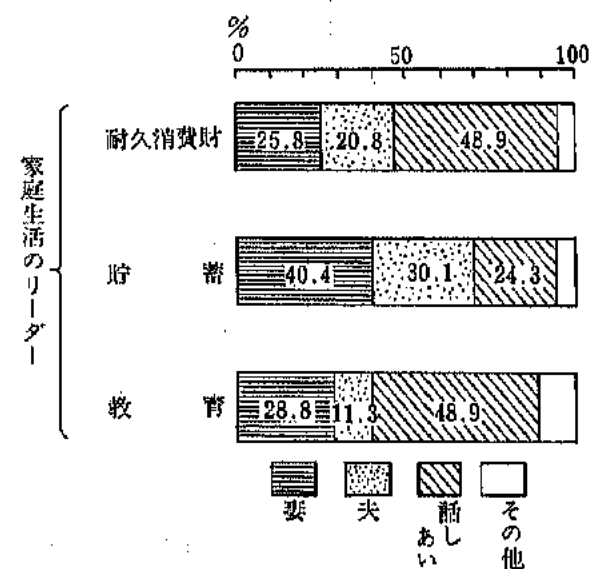
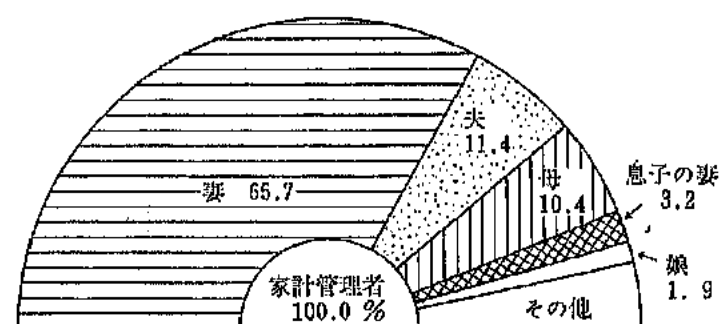
資料：経済企画庁調査局「消費者動向予測調査」

ちなみに、耐久消費財は昭和38年以降需要が一巡し、41年には買い替需要もみられるようになったが、普及状況を欧米主要国と比較すると、乗用自動車以外は各国に接近あるいは上まわる普及となっている。

これらと並行して、生活様式の変化やレジャー消費の増大などいわゆる生活革新が進展し、主婦の家事労働の軽減がいちじるしい。

この反面、小家族化とともに家庭生活の運営が主婦の手にゆだねられるようになり、実態調査によれば、都市の主婦の66%が家計管理者となっているほか、耐久消費財の購入や貯蓄をはじめ教育など、家庭の消費生活全般にわたって、夫よりも妻が中心となってきめられることが多い。

第33図 都市家庭における家庭管理分担状況



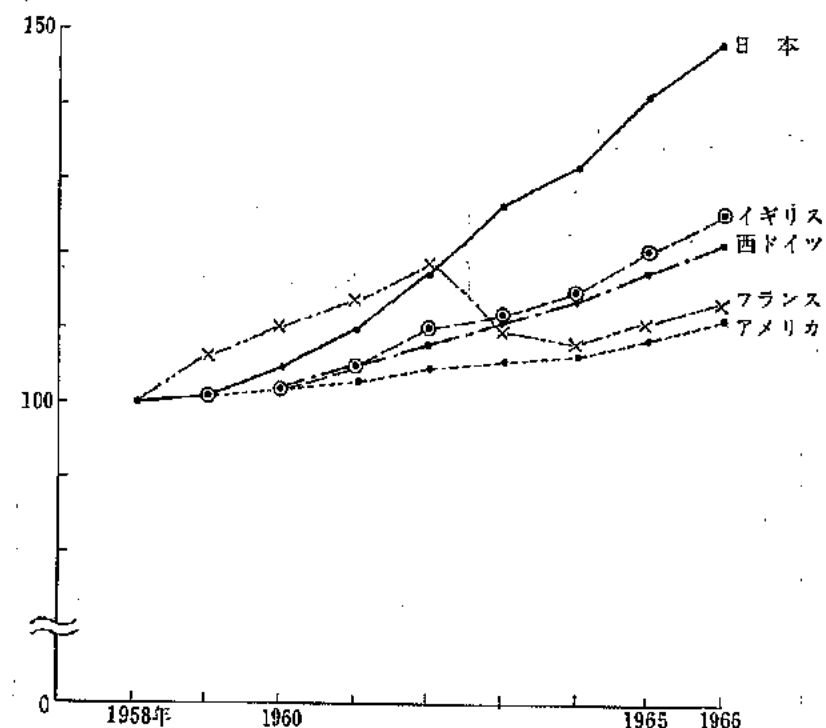
資料：家計管理者＝労働省婦人少年局「婦人の生活意識と意識に関する調査—40年—」
 家庭生活のリーダー＝国民生活研究所「消費者の生活意識と消費貯蓄行動に関する研究—41年調査—」

一般に生活水準が向上して、最近では量的な向上から、質的な向上の段階に入ったといわれているが、なお問題が残されており、また新しい問題の発生もみられている。

なかでも、消費者物価は昭和35年以降かなりのテンポで上昇し、上昇率は欧米諸国を上まわっている。

る。これと並行して、消費者に対する広告攻勢の激化や、品質および価格形成面での問題点もみられ、消費者保護とあいまって消費者自身の自主的な行動が必要とされている。

第34図 消費者物価の国際比較
(1958年=100)



資料：ILO「労働統計月報」

5) 家庭婦人の生活時間

家事労働の軽減、出生児数の減少を主因として、主婦の生活時間構造には近年いじりしい変化がみられている。

家庭婦人の平日の家事作業時間は7時間弱で、戦前に比べて約3時間減少している。社会的・文化的・余暇時間の合計は7時間に近く、これは戦前の約2倍である。(注1)

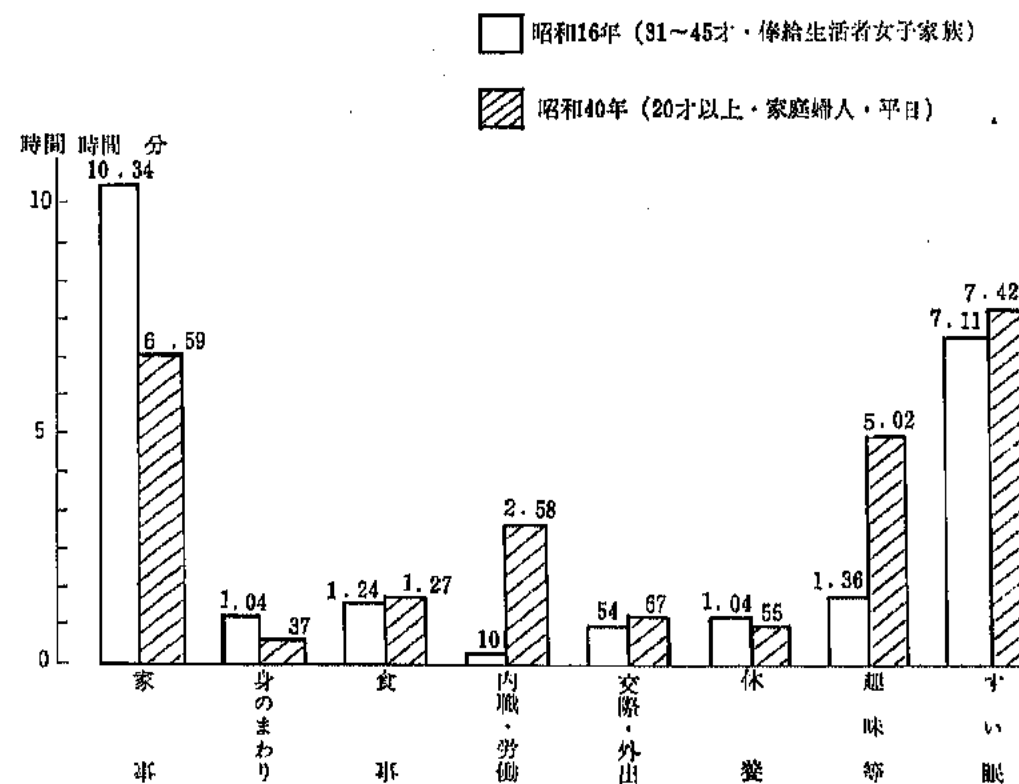
一方、内職などの労働時間の増加が目立っている。ちなみに、内職に従事する主婦は67万人弱と推定されている。(注2) 実態調査によれば内職に従事する主婦は1日のうち約6時間、1カ月のうち約21日間稼働している。(注3)

(注1) NHK放送世論調査所「国民生活時間調査—40年—」

(注2) 労働省労働基準局調—40年—

(注3) 労働省婦人少年局「内職従事者調査—40年—」

第35図 家庭婦人の生活時間の変化



注) 昭和40年の調査では、テレビまたはラジオを見聞きしながら他の行動をした場合があるので、合計は24時間をこえる。

資料：NHK放送世論調査所「国民生活時間調査」

IV 働く婦人

産業構造の変化、生産の拡大などとともに婦人の就業構造は次第に近代化しつつある。

雇用者の増加はめざましく、ここ10年間にその数は約2倍に達し、1,000万人をこえ、雇用者総数の3分の1を占めるにいたった。

雇用の増加は、婦人労働の質的变化をとめない、中高年令層や既婚者の占める割合が次第に高くなっており、従来、若年・未婚・短期勤続を特徴としてきたわが国女子雇用者の特性に変化がみられている。

また、産業別、職業別分布にも変化がすすみ、多方面にわたる進出がみられるほか、専門的技術的職業従事者や管理的職業従事者も徐々に増加している。

一方、既婚婦人層の雇用労働力化と関連して、最近パートタイム形態で就労するものも増加している。

こうした動向を背景に、婦人の職業活動と家庭責任の両立の問題がクローズアップされてきた。

(注) 婦人労働の詳細については、毎年婦人少年局から「婦人労働の実情」が刊行されている。

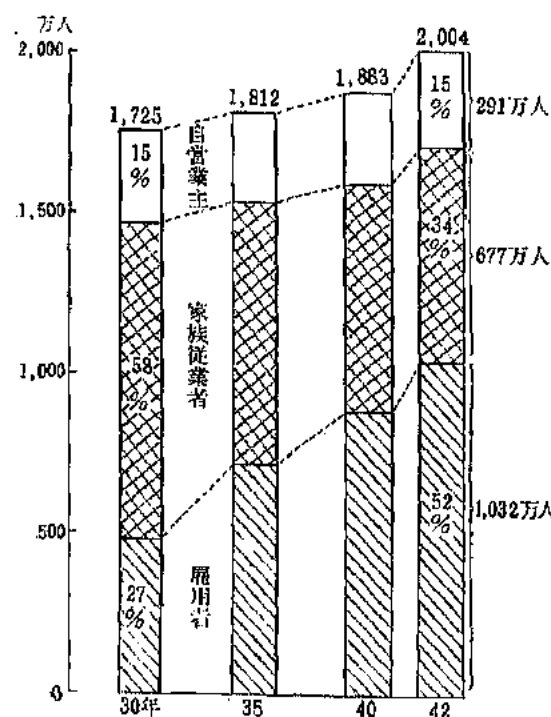
1) 就業者

近年、人口の増加に伴って女子の就業者は実数で増加しているが、就業率(15才以上人口の中に占める就業者の割合)では低下の傾向がみられている。これは、主として農業に従事する者の減少による。昭和42年の女子就業者は2,004万人(就業率51.5%)で、このうち家族従業者は33.8%、雇用者は51.5%を占めており、近年家族従業者の減少と雇用者の増加が目立っている。これとともに、農林業就業者の減少と非農林業就業者の増加が目立ち就業構造の変化が女子の就業面でも注目される。

しかし、男子と比較すると、女子就業者の26%が農林業に従事しているのに対し、男子の割合は15%で実数においても女子より少なく、就業構造の近代化過程で農業における女子の役割が依然として大きいことを示している。

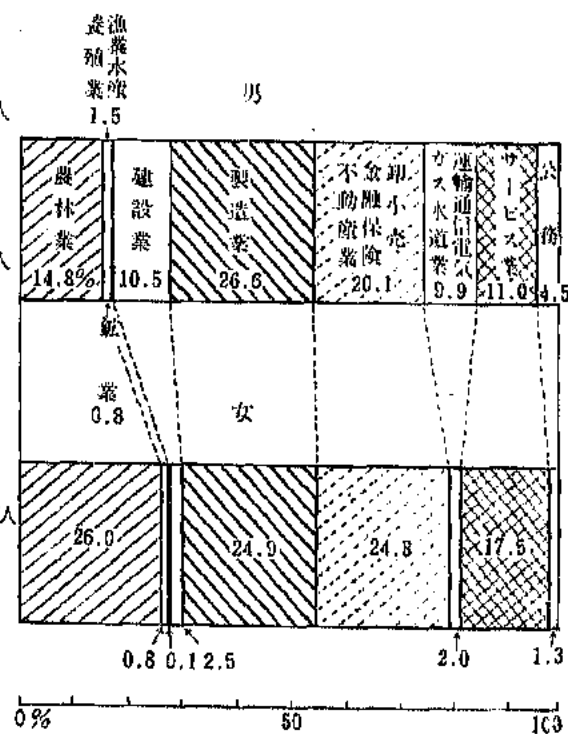
また、各国婦人の就業状況と比較すると、就業者全数の割合では高いが、このうち非農林業就業者および雇用者の占める割合は低い。

第36図 従業上の地位別女子就業者数の推移



資料：総理府統計局「国勢調査—30年、35年—」
 「労働力調査—40年、42年—」
 (注) 昭和42年の数字は新調査方式による。

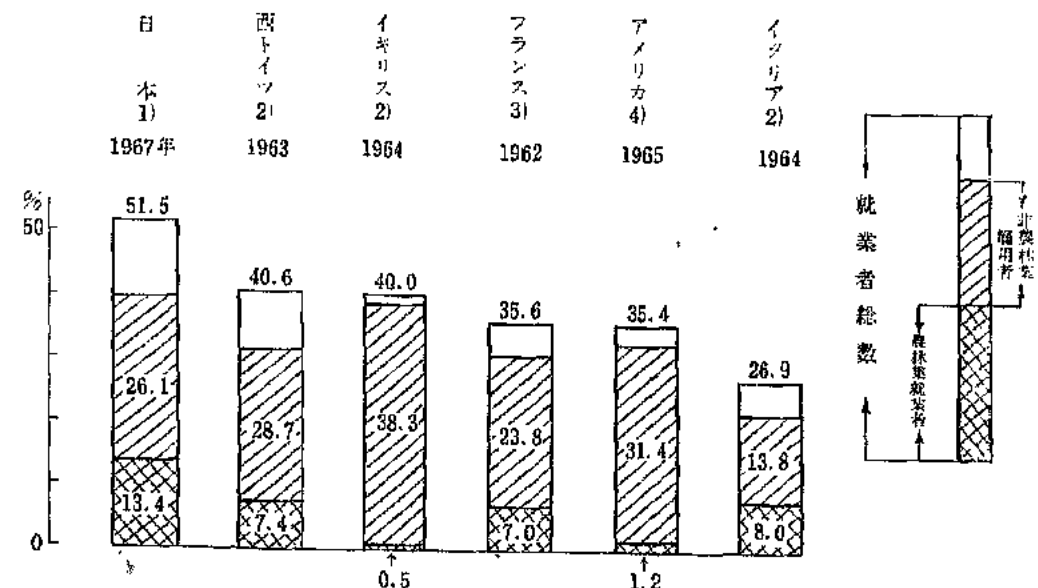
第37図 就業者の産業別構成比 (男・女)
 (昭和42年)



資料：総理府統計局「労働力調査」
 (注) 新調査方式の数字による。

第38図 各国婦人の就業状況

(15才以上女子人口=100)



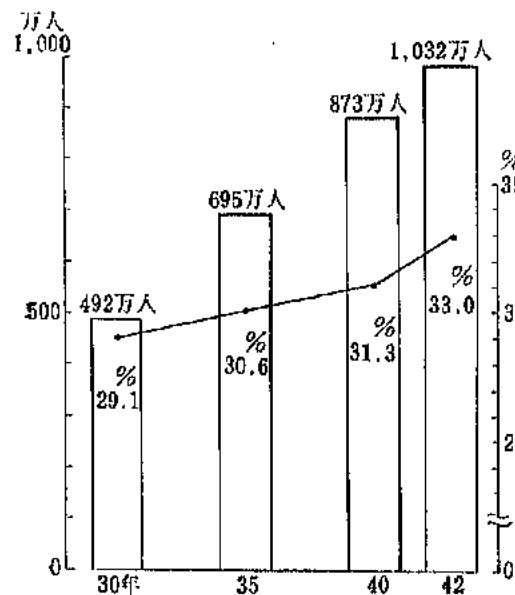
資料：1) 総理府統計局「労働力調査」(新調査方式)
 2) 経済開発協力機構「労働力統計」
 3) ILO「国際労働統計年鑑」
 4) アメリカ「大統領労働力報告」および「統計年鑑」

2) 雇 用 者

女子雇用者は、昭和30～42年の約10年間に 492万人から 1,032万人へと2倍をこえる増加をみせており、同じ期間に男子が 1,198万人から 2,092万人と約5割の増加にとどまったのに比べてその増加率はいじじるしく高い。

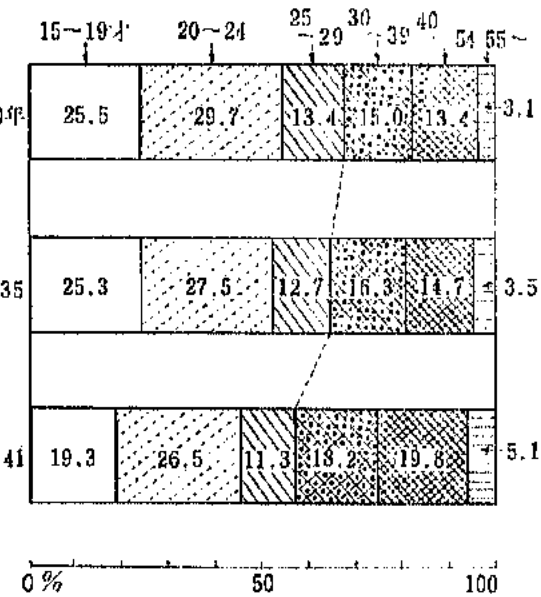
これとともに雇用者総数中に占める女子の割合も次第に高まり昭和30年の29.1%から42年には33.0%

第39図 女子雇用者数および
女子の割合(全雇用者数=100)の推移



資料：総理府統計局「労働力調査」
(注) 42年の数字は新調査方式による。

第40図 女子雇用者数の年齢別構成の推移



資料：総理府統計局「国勢調査—30年、35年—」
" " "労働力調査—41年—"

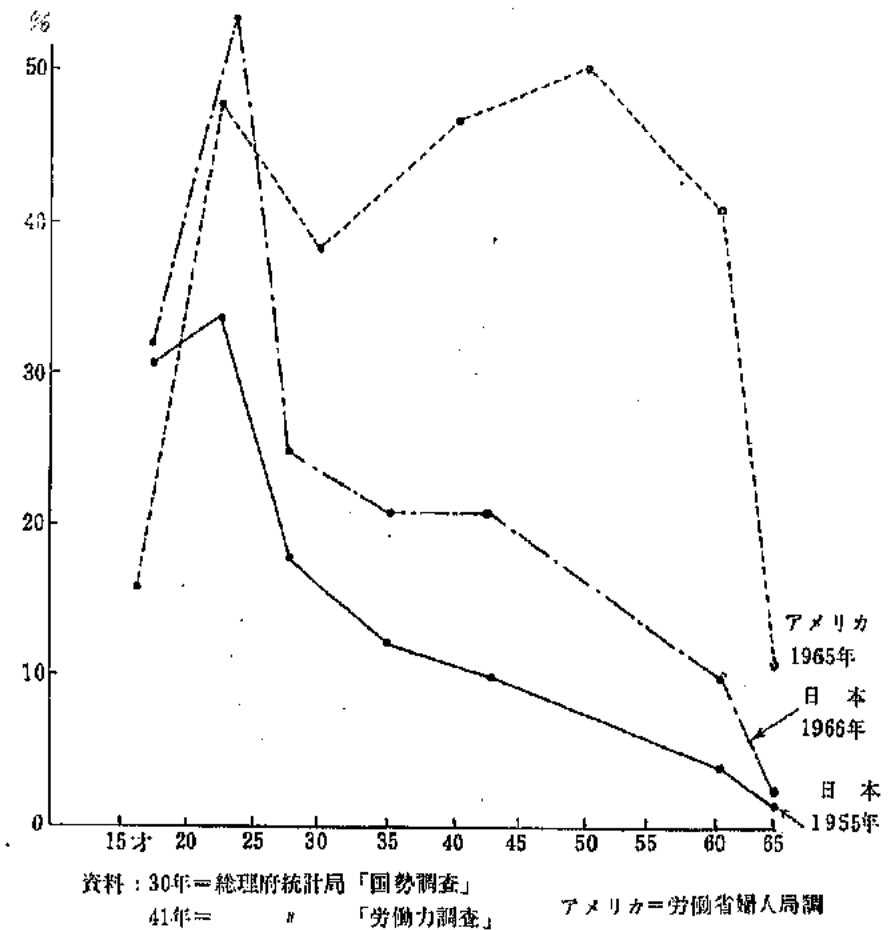
に上昇した。

女子雇用者の増加とともにその内容にも変化がみられる。すなわち、近年若年層では減少または停滞傾向がみられるのに対し、40～60才の中高年齢層の雇用の増勢が強まっている。この結果、女子雇用者の年齢別分布にも変化がみられ、15才から30才未満のものが57%と過半を占めるが、一方30才以上のものも43%を占めるに至り、この層の割合の増加が目立っている。

また、年齢階級別の雇用率の推移をみると、従来20～24才層でもっとも高いピークを示したあとと下降の一途をたどっていたものが、昭和41年から49才層でも低下せず保合いとなっている。

ちなみに、アメリカでは20～24才層と45～54才層にM字型を描いて二つのピークがみられ、むしろ後半のピークの方が高く、中高年齢層の雇用率が高い。

第41図 年齢階級別女子雇用化率(日本・アメリカ)
(年齢階級別女子人口=100)

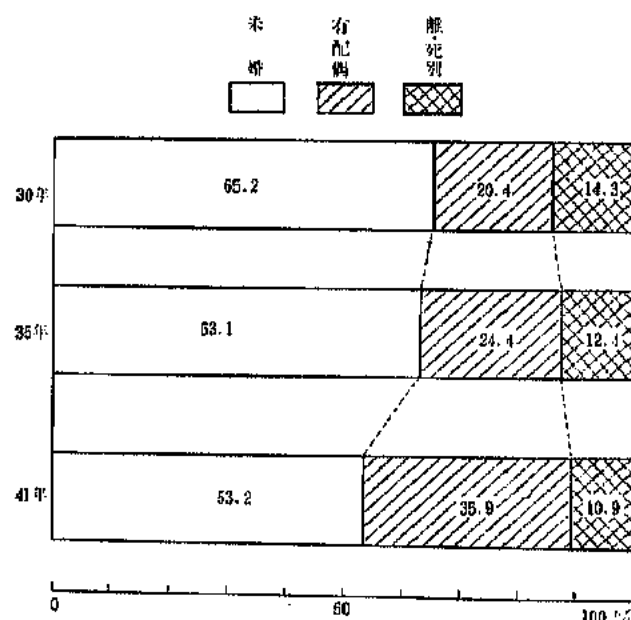


非農林業の女子雇用者を配偶関係別にみると、未婚者の増加率が停滞的であるのに対して、有配偶者は年10%前後の高い増加率を示しており、昭和41年には329万人に達した。

未婚者は487万人で、女子雇用者の53.2%を占めているが、有配偶者に死・離別者100万人を加えると既婚者の割合は46.8%となり未婚者の割合と大差がない。ちなみに、配偶者のある婦人人口のうち、非農林業雇用者として働いているものの割合は15.3%でここ10年間に毎年1%程度の上昇がみられている。

中高年令層、既婚者層の雇用の増加とともに、平均年令も次第に上昇し昭和42年には29.0才となった。平均勤続年数は4.1年である。これらを男子と比較すると、平均年令は5才程度低く、平均勤続年数は半分である。

第42図 女子雇用者の配偶関係別構成の推移
(非農林業)



資料：総理府統計局「国勢調査—30年、35年—」
「労働力調査—41年—」

第11表 平均年令、平均勤続年数の推移

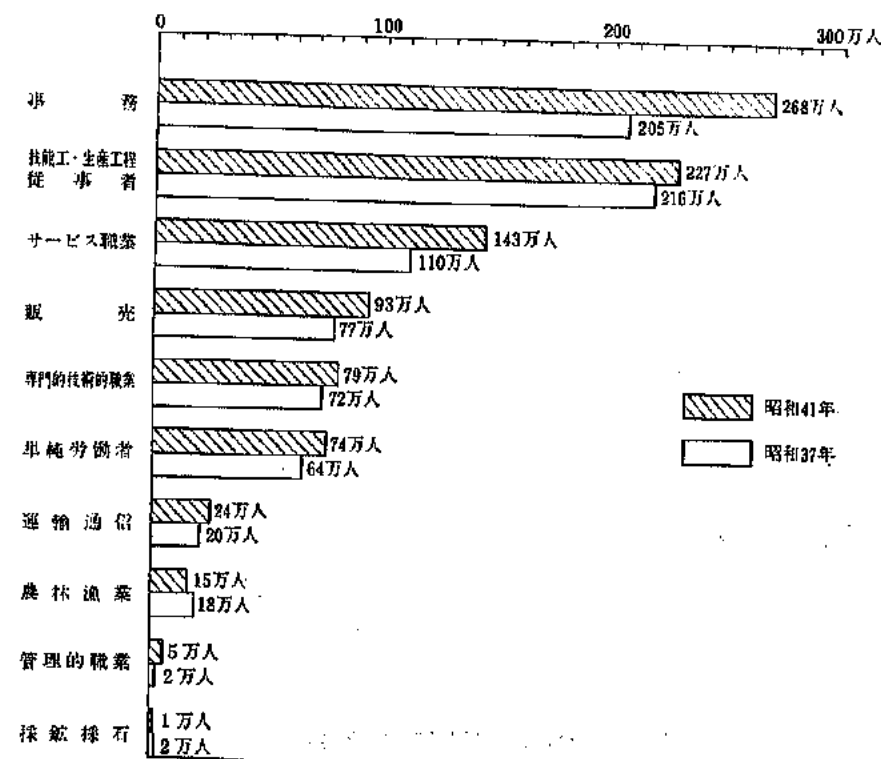
年	平均年令		平均勤続年数	
	男	女	男	女
昭和29年	33.2才	25.4才	7.2年	3.6年
35	32.8	20.3	7.8	4.0
36	32.6	26.6	7.5	3.8
37	32.8	26.9	7.8	3.9
38	33.0	27.2	7.9	4.0
39	32.9	28.2	7.2	3.8
40	33.2	28.1	7.8	3.9
41	33.5	28.3	8.0	4.0
42	33.6	29.0	8.2	4.1

資料：労働省統計調査部「個人別賃金調査—29年—」
労働省統計調査部「賃金構造基本調査—35～42年—」

また、女子雇用者の職業別分布にも変化がみられる。

女子雇用者のうちでは事務従事者がもっとも多く、ついで生産工程従事者、サービス職業従事者などが相対的に大きいウェイトを占めているが、これを昭和37年～41年の5年間の推移でみると、事務、販売、専門的技術的職業、管理的職業など多方面にわたって女子の進出がみとめられる。なかでも、事務従事者の増加率がもっとも高く、昭和39年には実数でも第1位を占めるにいたった。また、専門的技術的あるいは管理的職業従事者もわずかながら増加率が男子を上まわっている。

第43図 職業別女子雇用者数の推移



資料：総理府統計局「労働力調査」

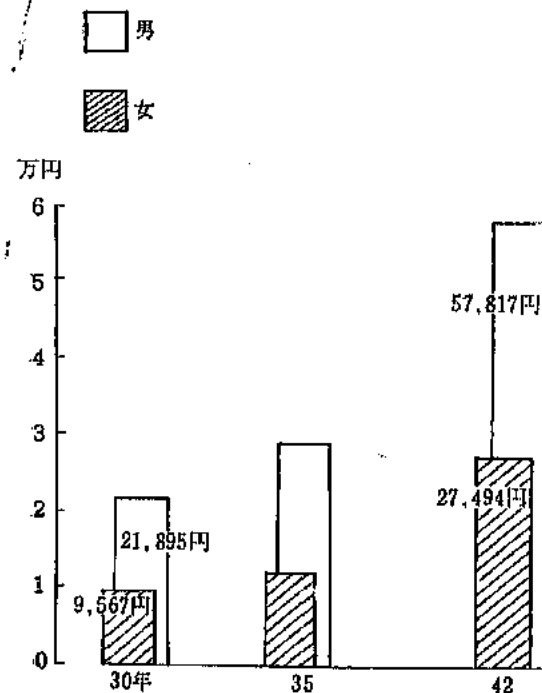
これら女子雇用者の賃金についてみると、わが国経済の成長ともなう全般的な賃金水準の上昇や賃金構造の変化のなかで改善がみられている。

昭和42年の平均賃金(注)は女子27,494円、男子57,817円で、これを30年に対する増加率でみると、女子は187.4%、男子は164.1%で女子の賃金増加率は男子をかなり上まわっている。なかでも昭和34年から41年までの各年の対前年増加率は連続して男子を上まわっている。

したがって、男女の賃金格差はわずかながら縮小傾向がみられており、男子100に対し昭和42年には47.6となった。しかし諸外国に比べると、わが国における男女格差はなお大きい。

(注) 1人平均月間給与総額

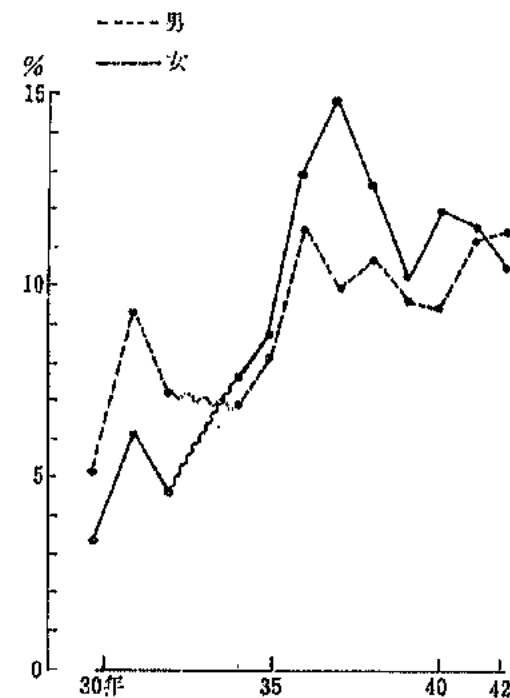
第44図 平均賃金の推移（規模30人以上）



注) 平均賃金とは1人平均月間給与総額

資料: 労働省「毎月勤労統計調査」

第45図 平均賃金の対前年増加率の推移（規模30人以上）



第12表 各国における男女賃金格差
(男子=100) (非農業部門)

国名(年次)	女子賃金の割合(単位)
日本(1967)	47.6(月)
フランス(1966)	82.9(時間)
デンマーク(＃)	72.1(＃)
オーストラリア(＃)	71.5(＃)
西ドイツ(＃)	88.7(＃)
スイス(1965)	61.6(＃)
イギリス(1966)	49.1(週)

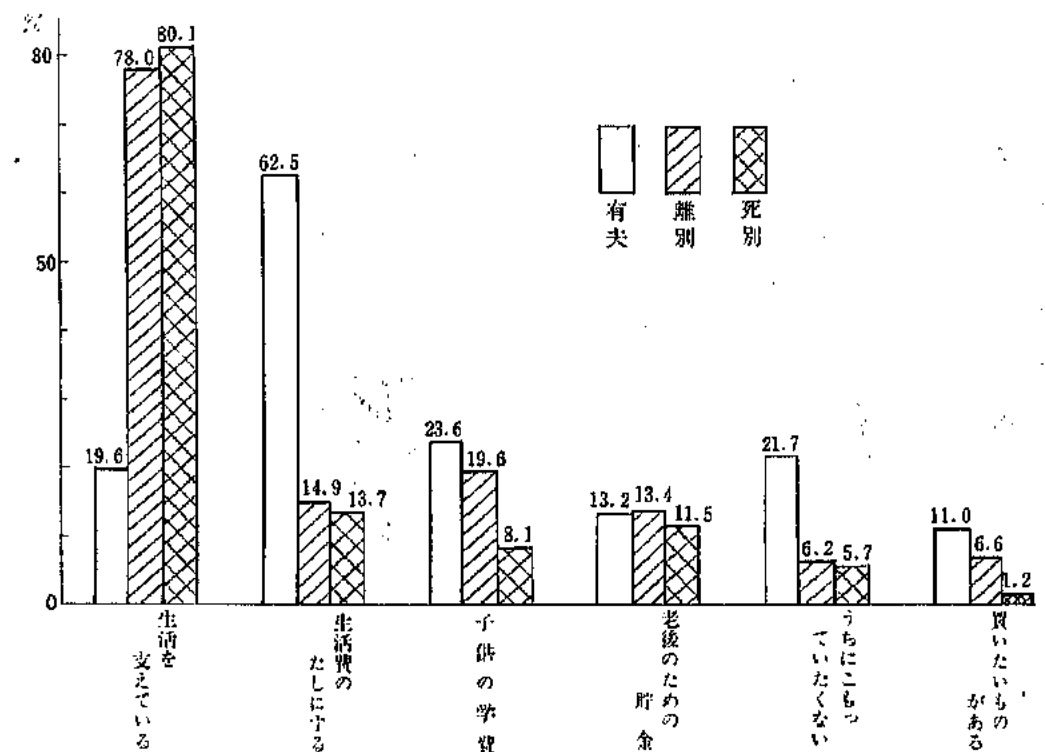
資料: 労働省統計調査部「毎月勤労統計調査」

ILO「国際労働経済統計年鑑—1967年—」

3) 既婚女子労働者と家庭責任

既婚の働く婦人の就業理由を実態調査によってみると、「生活費のたしにする」ものがもっとも多く約半数の54.2%を占めている。ついで「生活を支えている」ものが29.7%、「こどもの学資」とするものが21.7%となっている。死・離別者では「生活を支えている」が圧倒的に多く80%前後を占めている。しかし、有夫者では「生活を支えている」ものよりも「生活費のたしにする」ものが目立って多く62.5%を占め、ついで「子供の学資」が23.6%となっている。

第46図 配偶関係別主な就業理由（昭和41年調査）

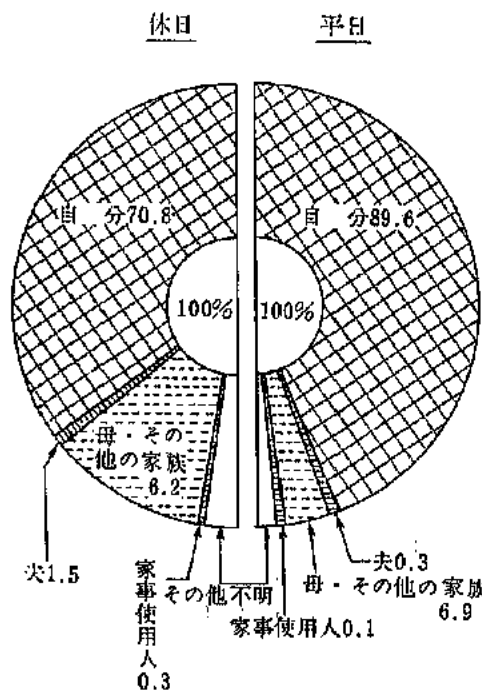


資料: 労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査結果—中間報告—」

家事労働については、70.8%のものが家事労働を担当しており、自分の、または夫の母が担当しているものは23.8%である。休日には平日よりはるかに多い89.6%のものが家事労働を担当している。

なお、平日の家事・育児時間は約3時間半で、家庭婦人のほぼ2分の1であるが、休日には約6時間に増え、家庭婦人に接近している。

第47図 既婚女子労働者家庭における
家事労働担当者構成比
(昭和41年調査)

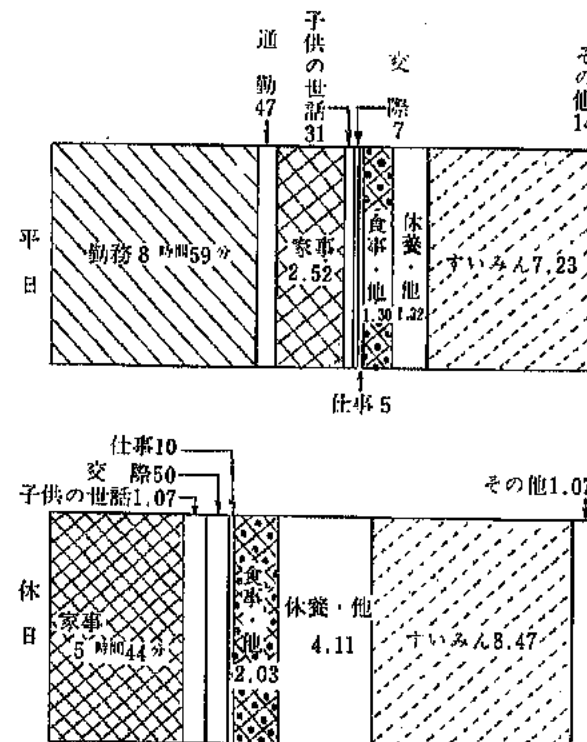


資料：労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査結果—中間報告—」

15才未満の子供をもつものは50%を占めているが、これらの子供の保育状況をみると、学令前の子供については、「自宅で家族がみている」が56.3%でもっとも多い。

小学生の子供の放課後の保育については、59.0%は「世話をする者がいる」のに対し、「世話をする者がいない」割合は40.8%である。

第48図 既婚女子労働者の生活時間
(昭和41年調査)



注)「仕事」とは内職・自宅でつとめ先の仕事をした時間

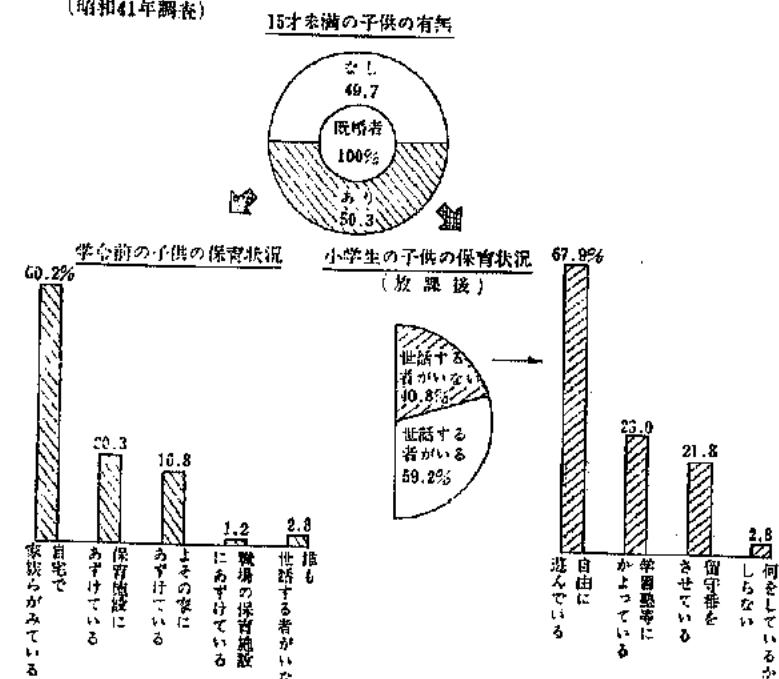
なお、昭和41年末現在の保育所数は全国で11,600カ所、在学者数は87万人である。(注1) 定員率(定員/0~6才人口)でみると、大規模都市 4.6%、中規模都市 8.0%、小規模都市 7.3%で大都市が低い。(注2)

ちなみに、諸外国の保育施設の状況は第13表のとおりである。

(注1) 厚生省「社会福祉施設調査」

(注2) 経済企画庁「国民生活白書—41年度—」

第49図 つとめの間の子供の保育状況
(昭和41年調査)



資料：労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査結果—中間報告—」

第13表 各国の保育施設の状況

国名(年次)	該当年令	施設数	定員	該当年令人口1,000人当り定員数
ブルガリア (1930)	0~3才		10 030	19
デンマーク (1958)	0~3	118	4 075	18
フィンランド (1959)	0~3	112	3 230	10
フランス (1956)	0~3	450	14 910	5
西ドイツ (1930)	0~3		71 717	67
ノルウェー ()	0~3	31	743	3
ポーランド (1958)	0~3	62	2 033	11
スウェーデン (1952)	0~3	919	49 194	22
イギリス (1956)	0~5	276	11 369	15
ソ連 (1959)	0~3	1,011	30 930	7
その他 ()	3~7		1 233 403	103

資料：WHO「保育施設の状況—1964年—」

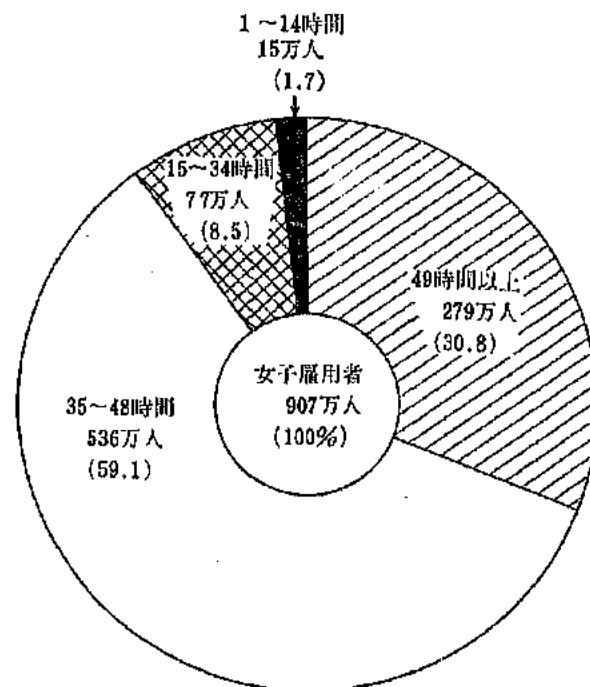
4) パートタイマーの実態

パートタイマーについては、現在一定した定義がなく、その実態も複雑である。

女子雇用者（非農林業）のうち、1週間の就業時間が35時間未満のものの割合は、ここ数年来9%前後で推移していたが、昭和41年には10.2%に上昇し、実数では92万人となった。

一方、昭和41年の入職者（建設業を除く）のうち短時間就業者（1日7時間未満、または1ヵ月20日未満の勤務者）は42万人（全入職者の11.6%）である。このうち女子は245,700人でその58.9%を占めている。すなわち女子入職者総数のうち14.3%が短時間就業者である（男子では9.1%）。とくに中高年で職業経験のない女子入職者については、短時間就業者の率が高い。

第50図 週間就業時間別女子雇用者数
(非農林業・昭和41年)



資料：総理府統計局「労働力調査」

第14表 短時間就業者の状況
(昭和41年)

区 分		短時間就業者
実 数	入 職 者 総 数	3 588 500人
	短時間就業者数	417 100
	男 子	171 400
	女 子	245 700
入職者中の短時間就業者の割合	計	11.6%
	男 子	9.1
	女 子	14.3

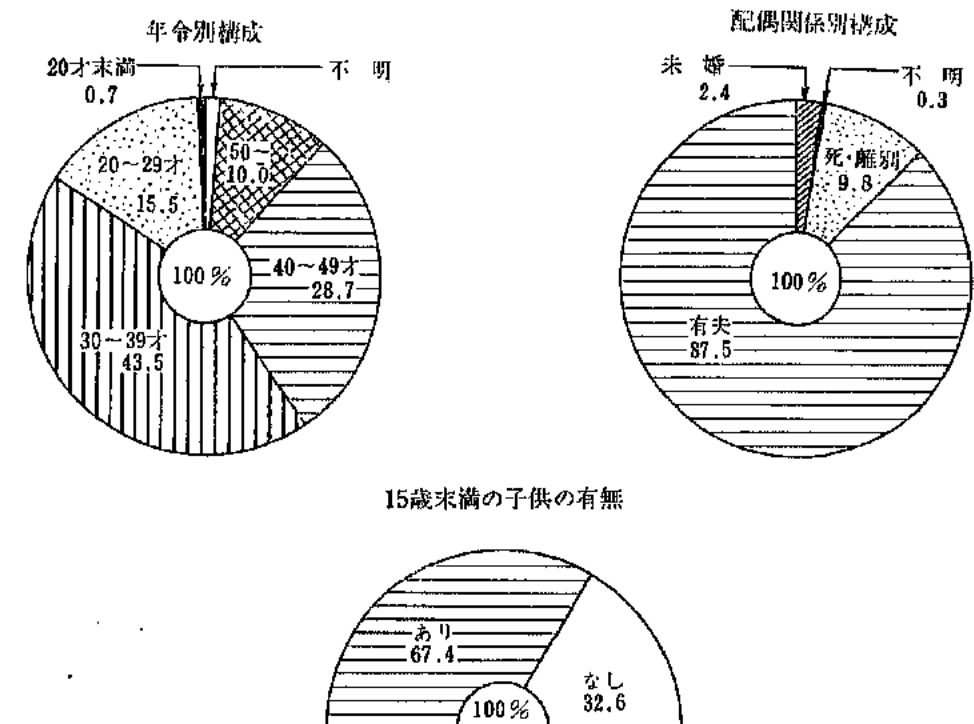
注) 建設業を除く

資料：労働省統計調査部「雇用動向調査」

以上は、短時間という意味でパートタイマーの一部を把握したものであるが、さらに労働省の実態調査によって製造業に働く女子パートタイマーの実態をみると次のとおりである。

年齢別構成では、35～39才の27%がもっとも多く、ついで40～44才の21%、30～34才の16%などとなっており、30才以上の中高年齢層が8割以上を占めていることが特徴的である。配偶関係別では、有夫者が多く88%を占めており、死・離別者をあわせると既婚者は97%強にのぼっている。また、15才未満の子供のあるものは67%を占めている。

第51図 女子パートタイマーの属性
(製造業)

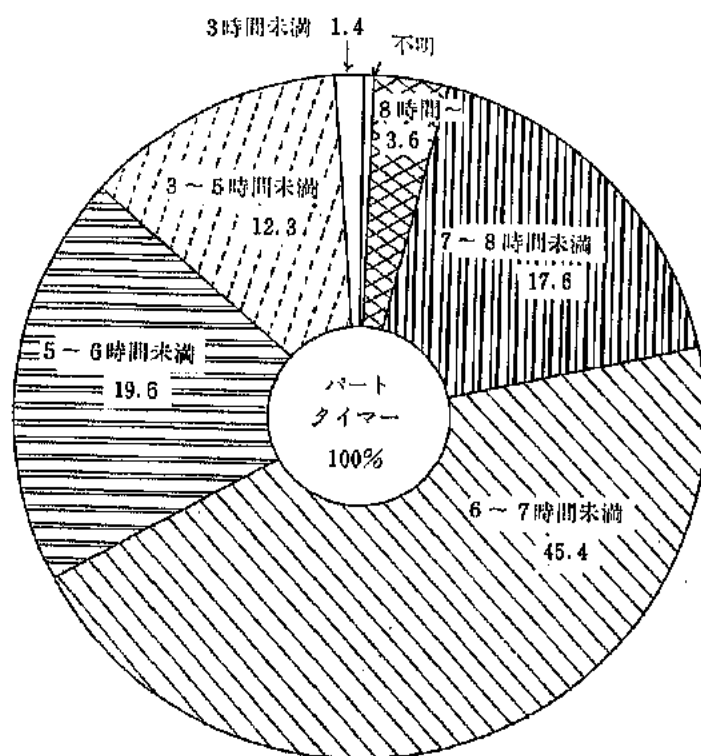


資料：労働省婦人少年局「パートタイム雇用の実態—41年—」

1日の所定労働時間は、有夫者についてみると、6時間以上7時間未満がもっとも多く45%を占め、ついでその前後の5時間以上6時間未満(20%)、7時間以上8時間未満(18%)が多くなっている。

賃金形態としては、80%が時間給である。

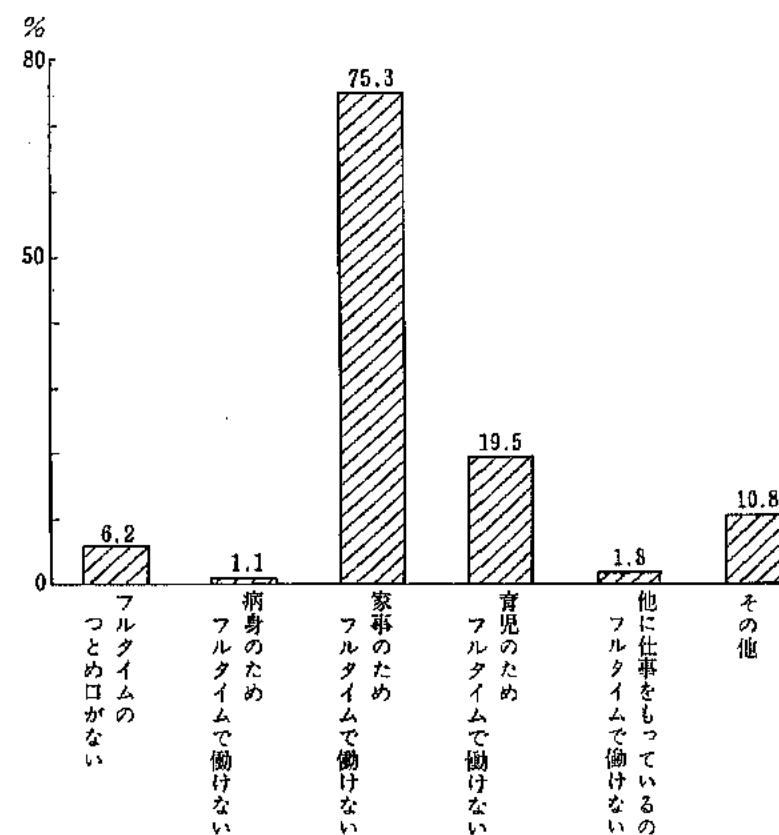
第52図 所定労働時間別女子パートタイマー(有夫)の構成
(週型・月型就労の計)



資料：労働省婦人少年局「パートタイム雇用の実情—41年—」

有夫のパートタイマーの、パートタイムで働いている理由をみると、「家事のためフルタイムで働けない」ものが75%でもっとも多く、ついで「育児のためフルタイムで働けない」もの20%となっており、これらをあわせると95%のものが家事・育児のためフルタイム就労ができないとしている。

第53図 パートタイムで働いている理由別
女子パートタイマーの割合
(有夫)



資料：労働省婦人少年局「パートタイム雇用の実情—41年—」

V 農村の婦人

昭和30年以降の工業化の進展のなかで、農村の変ほうはいちじるしく、農家戸数の減少と兼業化の進行および、これに並行する男子労働力の他産業への流出が目立っている。

こうした背景のなかで、女子の農業従事者の数は男子を上まわり、とくに基幹的従事者の割合においても男子を上まわるようになり、いわゆる「主婦農家」が増加している。

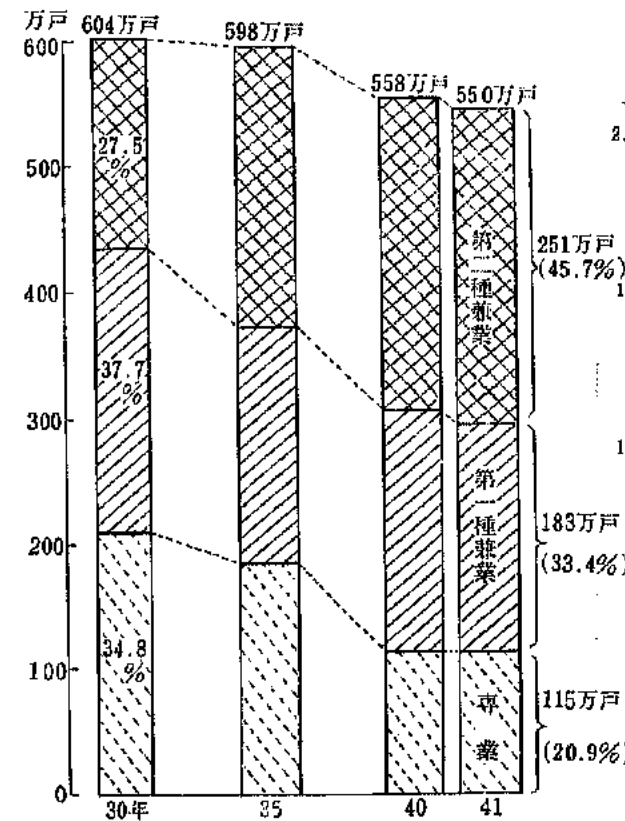
農業労働に加えて、世帯主の出かせぎなどにより農業経営の責任や地域社会の役わり等を受けもつ主婦もふえ、これに家事労働や育児の仕事が重なって農村における婦人の負担の増大が注目されるようになった。

一方、農家所得は、農外収入の増加をとまなないながら順調な伸びをつづけ、都市勤労者世帯との所得格差も次第に縮小し、農村の消費生活をはじめ生活水準全般に向上がみられている。反面、主婦の過重労働が家庭管理に影響を及ぼしている点や、出かせぎ留守家庭問題が注目されている。

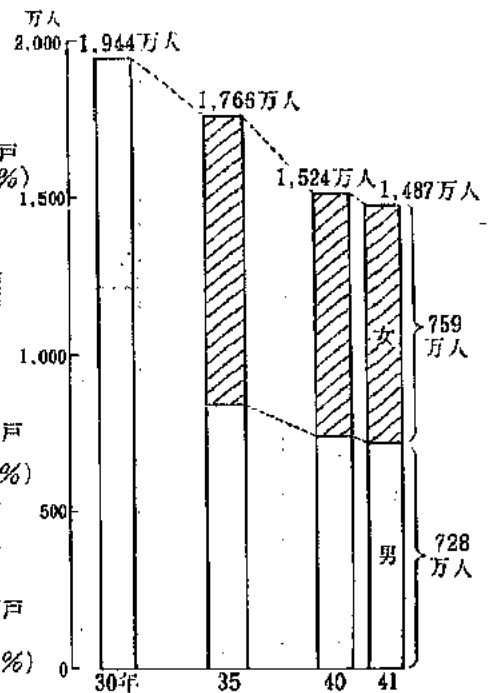
1) 婦人の就労

農家戸数は昭和30年の604万戸に対して、41年には550万戸となり、ほぼ10年の間に50万戸をこえる減少をみせている。しかし、兼業農家は増加をつづけており農家総数の80%にあたる435万戸を占めている。なかでも第二種兼業農家の割合が高く兼業農家中の過半数を占め、近年農家の構造的変化が目立っている。

第54図 農家数の推移



第55図 農業従事者数の推移

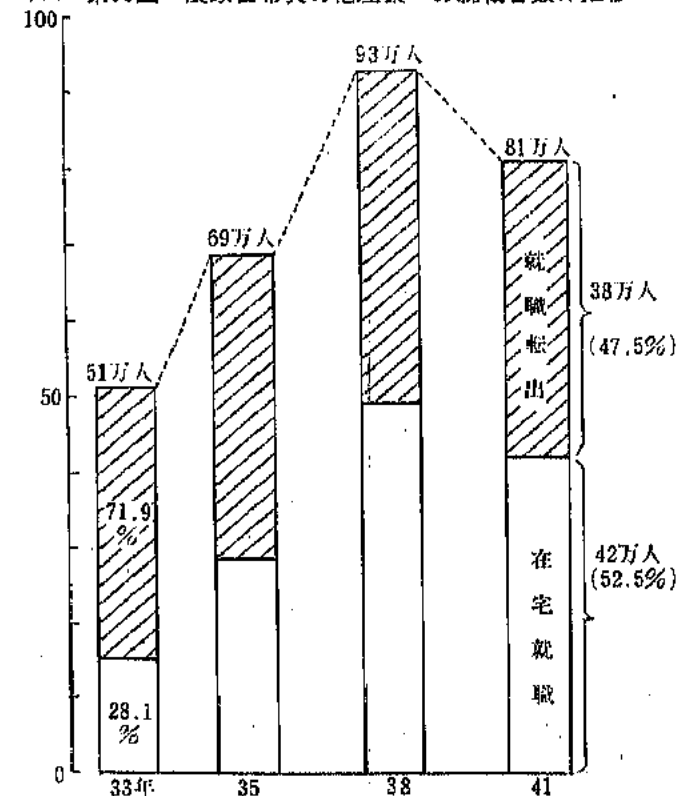


資料：農林省統計調査部「世界農業センサス—1985年—」「農業調査」他

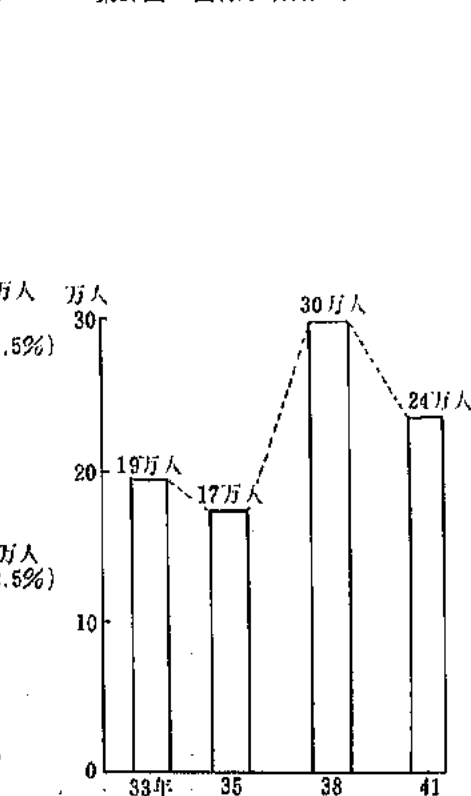
一方、農業従事者は昭和33年の1,944万人に対し、41年には1,488万人となり約500万人の減少をみせている。農業従事者の減少は、在宅（通勤）就職または就職転出の型で他産業へ流出するものの増加によってもたらされている。農家世帯員のうち、他産業に就職したものは10年前の50万人に対し、ここ数年間は毎年80万人から90万人の間を推移している。

このほか、家を離れて出かせぎに行くものも多く、なかでも世帯主が半数近くを占めているのが注目される。

第56図 農家世帯員その他産業への就職者数の推移



第57図 出稼ぎ者数の推移



注) 出稼ぎ者とは、1ヵ月以上6ヵ月未満の予定で家を離れて他の業についたもの

資料：農林省統計調査部「農林漁業就業動向調査」
「農家就業動向調査」

農業従事者のうち、女子は51%にあたる759万人を占めており、ここ数年来ひきつづいて女子の割合が男子を上まわっている。

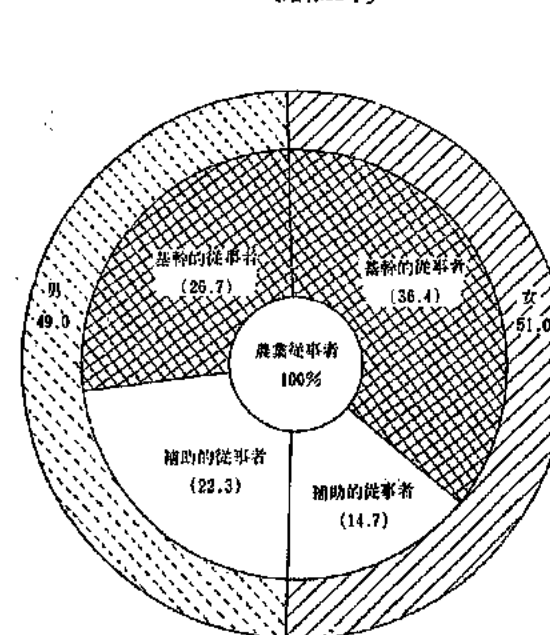
一方、農業従事者のうちの基幹的従事者についてみると、このうち女子は過半数の57.7%を占めており、これを農業従事者総数中の割合でみると36.4%で、男子を約10%上まわっている。

なお、女子の基幹的従事者のうちでは40才以上のものが過半数を占めており、農業の担い手としての婦人の比重がきわめて大きいこと、および中心的な労働力の高年齢化が注目される。

主婦の意識調査によって1日の農作業時間の平均を月別にみると、1日の労働時間が8時間をこえる月は5、6、7、9、10月の各月となっており、このうちもっとも労働時間の長いものは6月の10時間で、ついで5、10月が9時間である。

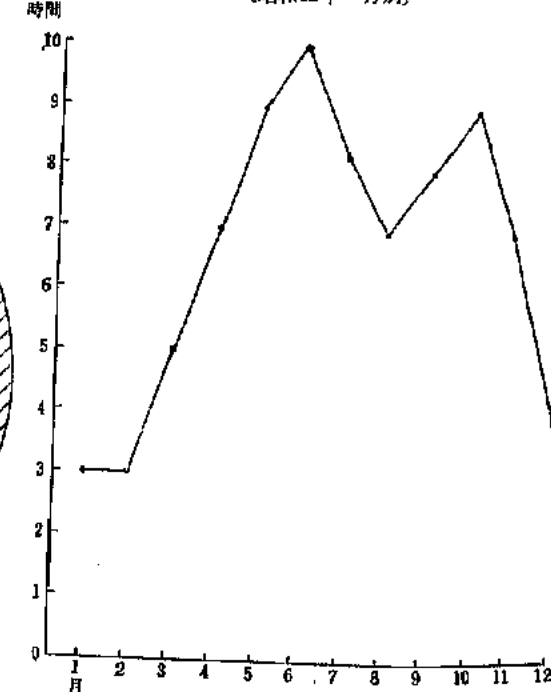
また、各月の農作業時間の分布をみると、5、6月には農作業時間が12時間以上にわたるものが20%をこえている。

第58図 男女別基幹・補助別農業従事者の割合
(昭和41年)



資料：農林省統計調査部「農業調査」

第59図 農家主婦の1日平均労働時間
(昭和42年・月別)

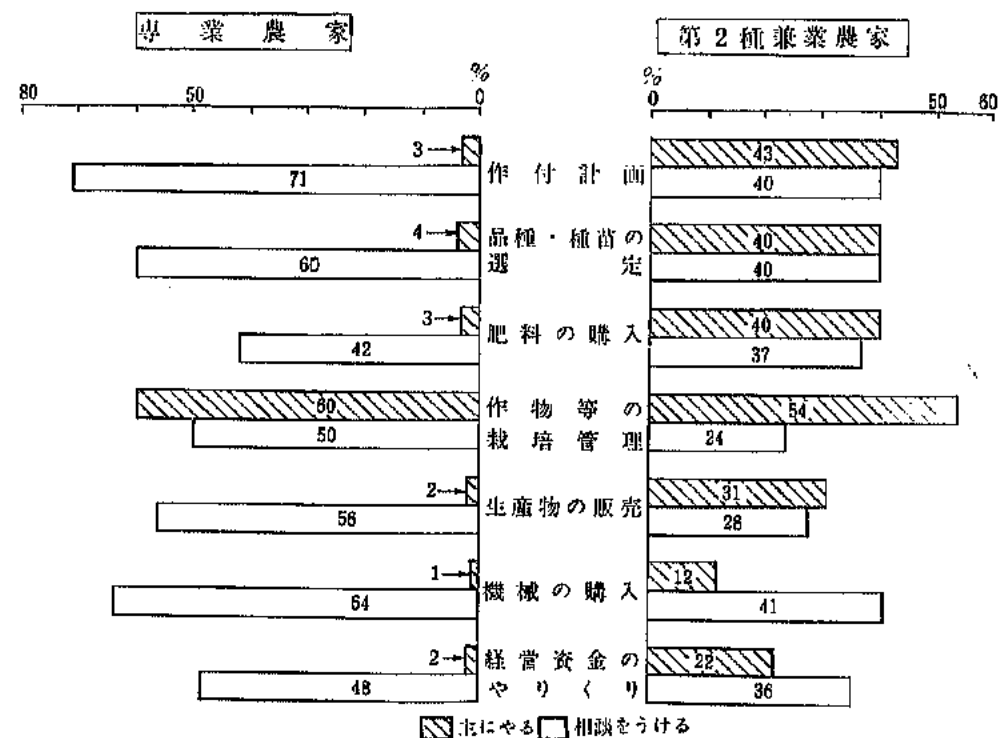


資料：労働省婦人少年局「農家婦人の労働生活に関する意識調査」

農業経営面への参加状況をみると、自分が主になってやっているもの、または相談を受けているものを含め、何らかの形で経営に参加する主婦は9割を占めている。なかでも兼業農家ではその割合が高く、とくに第2種兼業農家では半数近くの主婦が経営面の各種の仕事に主体となってたずさわっている。

最近、農業労働のほかに農外就労をする主婦の増加が注目されているが、昭和40年から41年にかけての1年間に農外就労をしたことのあるものは専業農家では10%、第1種兼業では37%、第2種兼業では46%を占め、就労形態の主なもの雇用労働（主として臨時、日雇、パートタイム）内職、農業賃労働などである。

第60図 主婦の農業経営参加状況（昭和42年調査）

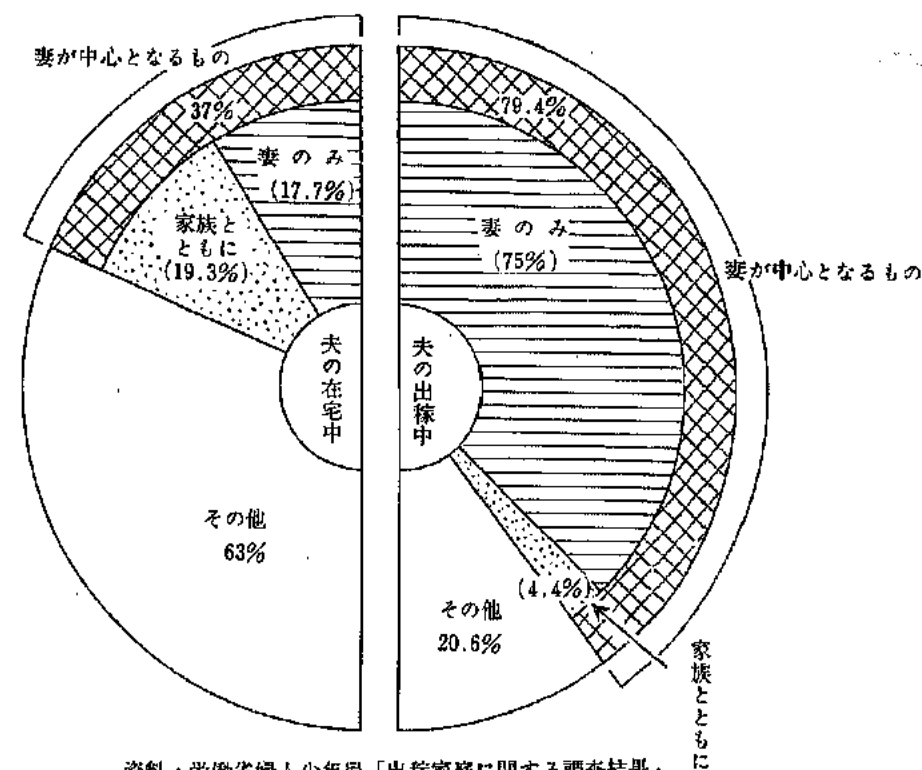


注) 100% = 調査対象者全員

資料：労働省婦人少年局「農家婦人の労働生活に関する意識調査」

一方、出かせぎ家庭では、夫の出かせぎ中8割近くの妻が農作業の中心となっており、この割合は夫の在宅中に比べて2倍以上である。なお、このほかに地域社会における農業その他産業関係の役や、村・部落など地域集団の役を出かせぎ中の夫に代って引き受けるものも多い。

第61図 夫の出稼・在宅区別 農作業の妻にかかる負担（昭和40年調査）



農業における婦人の就労状況の変化にともない、近年農婦症の増加など婦人の健康問題が注目されている。

婦人少年局の調査によれば、農業に従事している主婦のうち17%は何らかの病気をもっている。病気のある者は第2種兼業農家に比較的多く、また病気がある者の農業従事の程度は、主になって働いている者が7割、補助的な従事者は3割である。

健康な者のうちで、その85.8%のものが疲労の自覚症状を訴えているが、自覚症状の内容をみると、身体的自覚症状としては「肩がこる」「足がだるい」などの訴えが多く、精神的自覚症状では「一寸したことが思いたせない・どわすれする」、神経・感覚的自覚症状では「目がかれる・目がちらちらす」

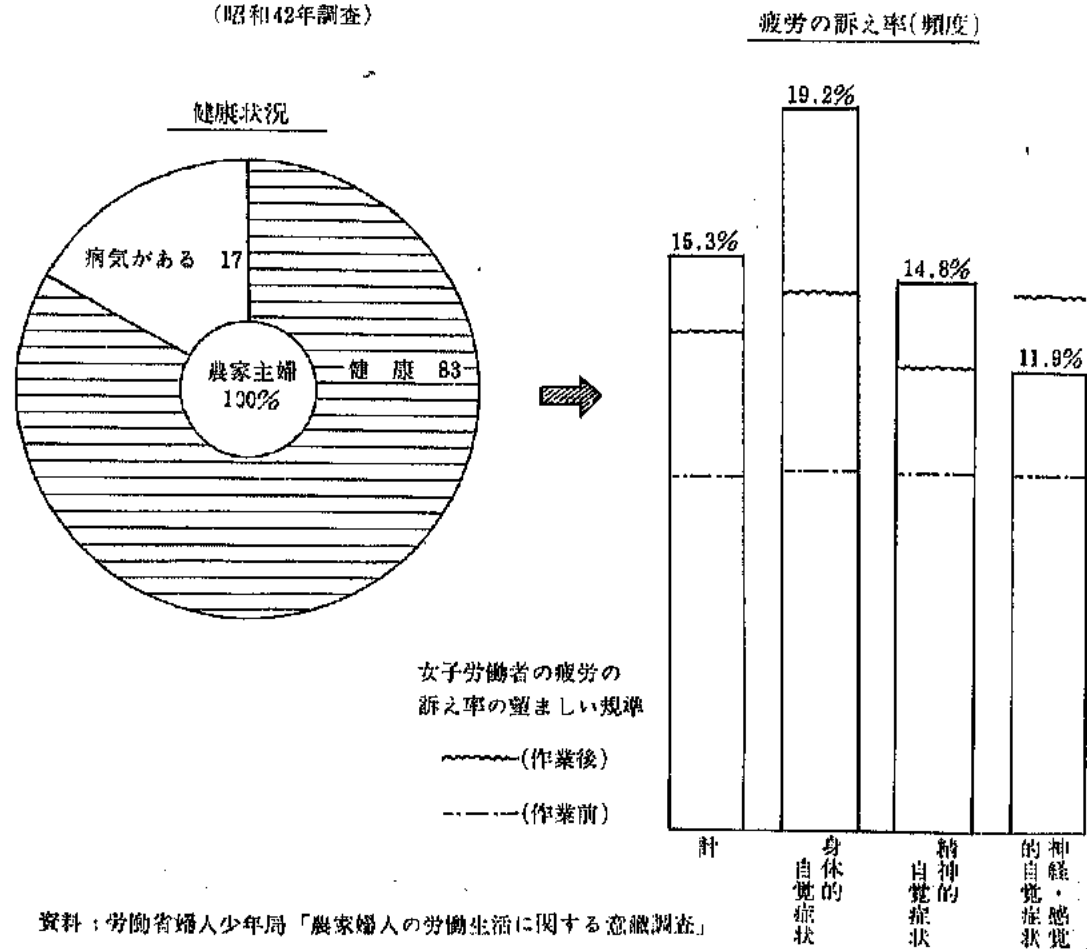
る」と訴えるものももっとも多い。調査した全自覚症状30項目の訴え率(注1)は15.3%で、これは女子の疲労自覚症状訴え率の望ましい規準の推定値(注2)より高い。

(注1) 全員が各項目について自覚症状を訴えた場合を100として、実際生じた訴えの頻度

(注2) 労働科学研究所が、女子雇用労働者に関する調査にもとずき算出したもので慢性疲労にならないための規準値をいう。

第62図 農家主婦の健康状況および疲労の自覚症状

(昭和42年調査)



資料：労働省婦人少年局「農家婦人の労働生活に関する意識調査」

2) 農家の生活水準

近年農家所得は、農業生産の伸びと農産物価格の上昇および、農外所得の増加が主因となって増勢をつづけている。

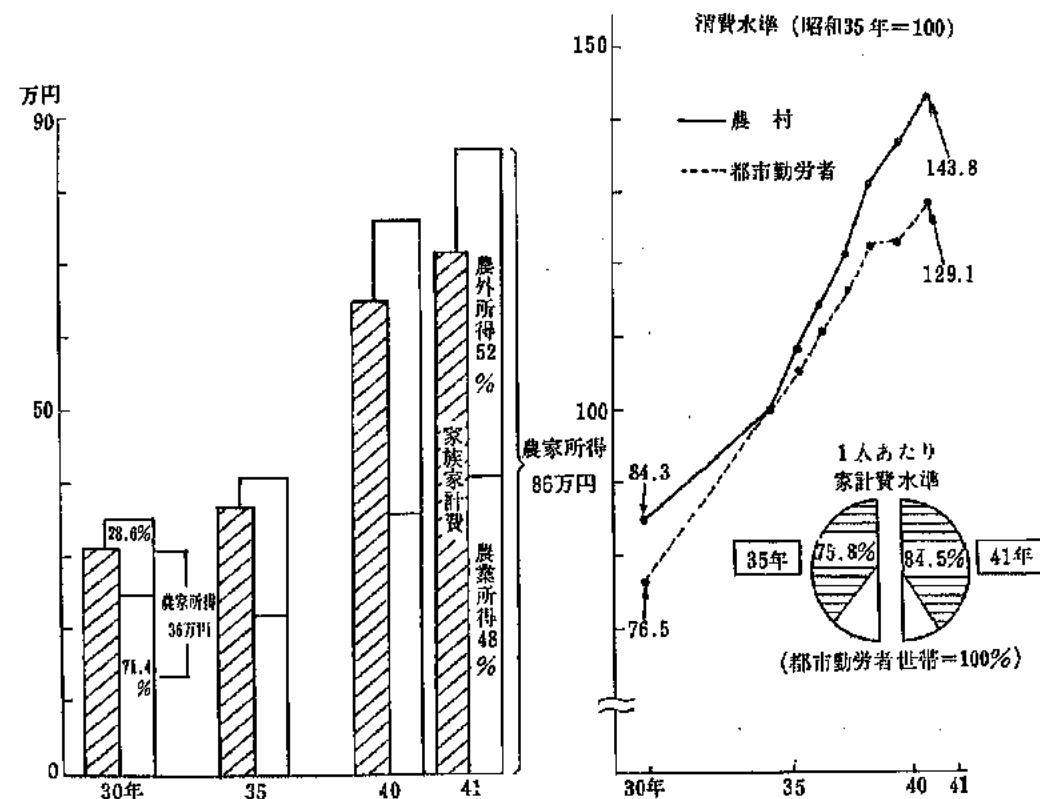
昭和41年の農家所得は86万円で、このうち農外所得は52%にあたる45万円を占めている。

農家所得の増大を背景に、消費水準は一貫して上昇をつづけ農家の消費生活にも向上がみられる。

農家世帯員1人あたりの家計費水準を全国勤労者世帯と比較すると、昭和35年には勤労者の100に対し、農家は75.8%であったものが、41年には84.5%へと高まり、両者の格差はひきつづいて縮小している。なお、このうち兼業依存度の高い地域ほど格差が少ない。

家計費水準の上昇を通じて、家計支出におけるエンゲル係数の低下、雑費の支出増加をはじめ耐久消費財の普及など農家の生活は全般的に都市勤労者世帯に接近してきている。

第63図 農家所得と家族家計費の推移 第64図 消費水準および1人あたり家計費水準の推移



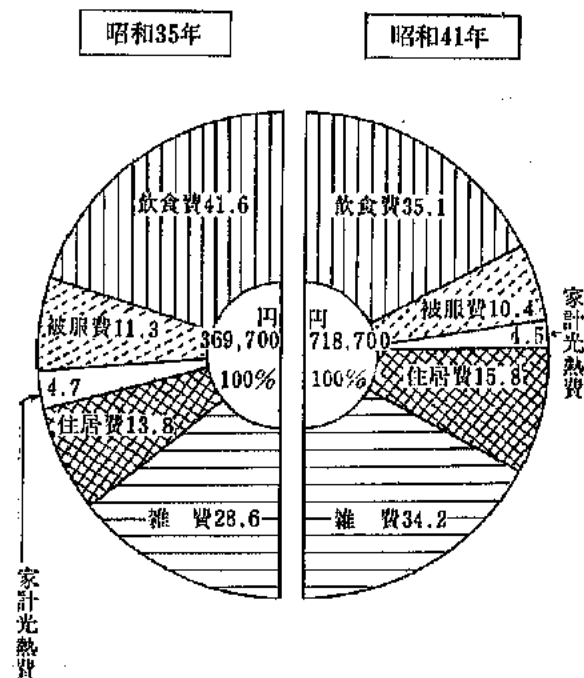
資料：農林省統計調査部「農家経済調査」

資料：経済企画庁調査局「消費水準」
農林省統計調査部「農家経済調査」
総理府統計局「家計調査」他

耐久消費財の普及状況をみると、テレビは都市、農家がほぼ同率の普及がみられるのに対し、電気洗濯機、電気釜、電気掃除機など家事労働に関連のあるものの普及率は都市に比べて低い。

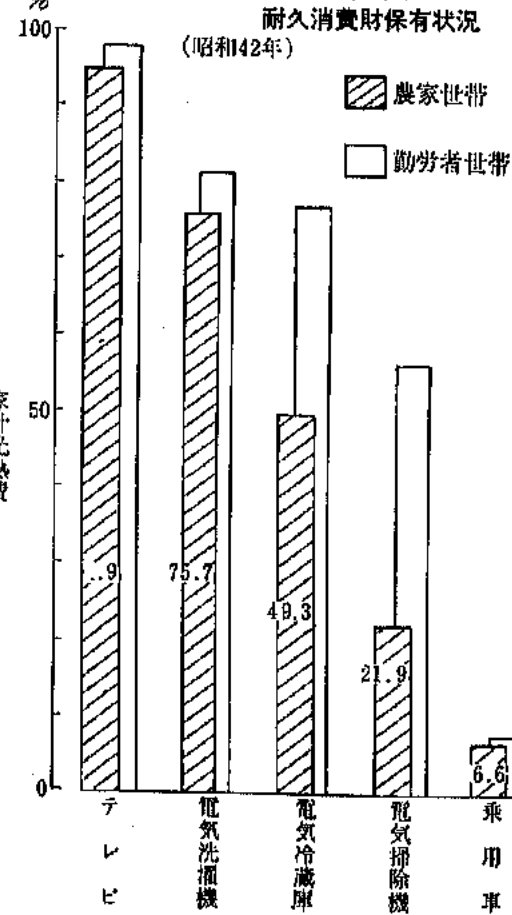
また、消費の内容をはじめ、教育文化面や生活環境施設、社会保障などについては今後の改善にまっところが多い。

第65図 農家生計費構成の推移（年間）



資料：農林省統計調査部「農家生計費統計」

第66図 農家・勤労者世帯別の耐久消費財保有状況（昭和42年）



資料：経済企画庁調査局「消費者動向予測調査」

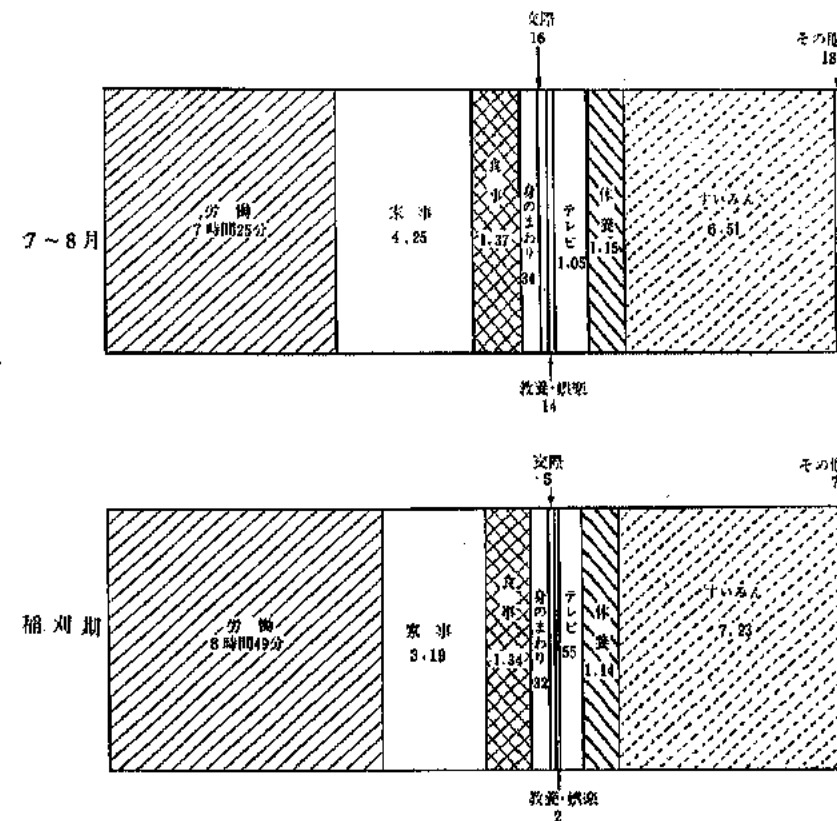
3) 農家主婦の生活時間

意識調査によって農家主婦の生活時間（7～8月中）をみると、農業および農外就労に約7時間半従事しているほか、家事・育児に約4時間半、食事・入浴など生理的に必要な時間および、休養・娯楽・趣味等にそれぞれ2時間半を充てている。

一方、稲刈期には労働時間が約1時間半増加し、反対に家事時間が圧迫されて1時間減少していることが注目される。

また、7～8月中の生活時間を一般の家庭婦人に比べると、家事時間が約2時間半少ないほか休養・娯楽・趣味等の時間は約3時間半少なく2分の1となっている。このほか、睡眠時間は約1時間少なく7時間を割っているが、これは既婚女子労働者の平日の睡眠時間よりも約30分少ない。

第67図 農家主婦の生活時間（昭和42年調査）



資料：労働省婦人少年局「農家婦人の労働生活に関する意識調査」

VI 市民生活と婦人

昭和21年4月10日、第22回衆議院議員選挙ではじめて参政権を行使して以来、10回の衆議院議員選挙と7回の参議院議員選挙、ならびに6回の統一地方選挙などを経て、婦人も参政20年余の経験を重ねた。

この間、民法・教育法等婦人の法律上の地位の平等が確保されたばかりでなく、さらに婦人の地位向上や保護福祉に関係の深い法律（売春防止法・母子福祉法・母子保健法など）の成立をみた。また婦人有権者の投票率は次第に上昇して男子との差は縮小し、積極的に各分野の公職につく婦人も増加しており、婦人の動向は、国の政治の方向にも大きな影響を与えるものとして重視されている。

婦人の組織活動は、婦人の余暇の増大、行動意欲の向上によって促進されて、現在のべ1,200万人に及ぶ婦人が何らかの組織に参加しており、近年は具体的積極的な目的をもって活動をするものが多い。

1) 婦人の投票状況

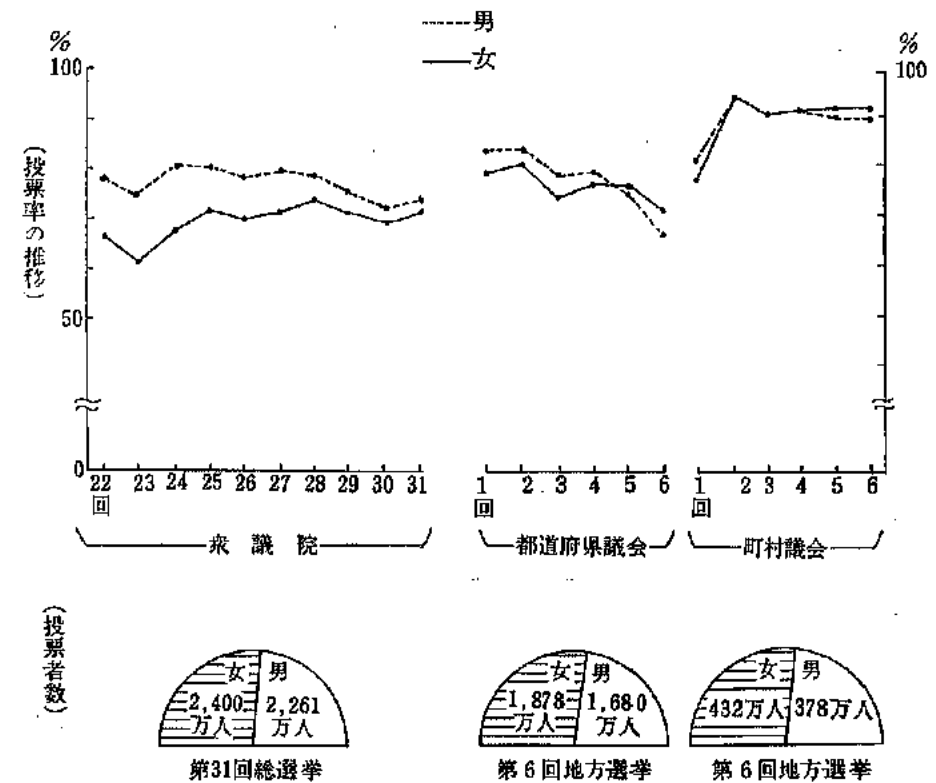
昭和42年に婦人有権者は3,400万人をこえ、有権者総数の52%を占めている。(注)

投票率の推移をみると、婦人がはじめて投票した第22回（昭和21年）衆議院議員総選挙では、66.97%で男子より11.55%下まわっていたが、その後の選挙毎に投票率が上昇し、昭和42年1月の第31回総選挙では73.28%となり男子との差も1.47%に縮小した。なお、これを投票者数でみると男子を約138万人上まわっている。

一方、統一地方選挙の投票率は男女ともに衆議院議員選挙のそれより高いが、このうち都道府県議会および町村議会議員選挙についてみると、第1回選挙（昭和22年）では婦人の投票率が80.06%および79.5%で男子を下まわっていたが、その後男子と同率または男子を上まわるようになり、昭和42年4月の第6回選挙では72.2%（男子は70.7%）および93.1%（男子は91.0%）で男子をそれぞれ1～2%上まわった。

(注) 昭和42年9月 自治省選挙局調

第68図 投票率の推移および投票者数

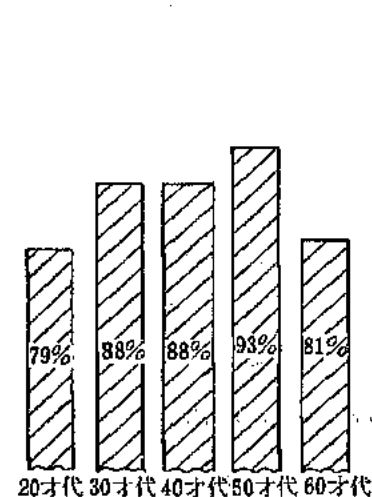


資料: 自治省選挙局調

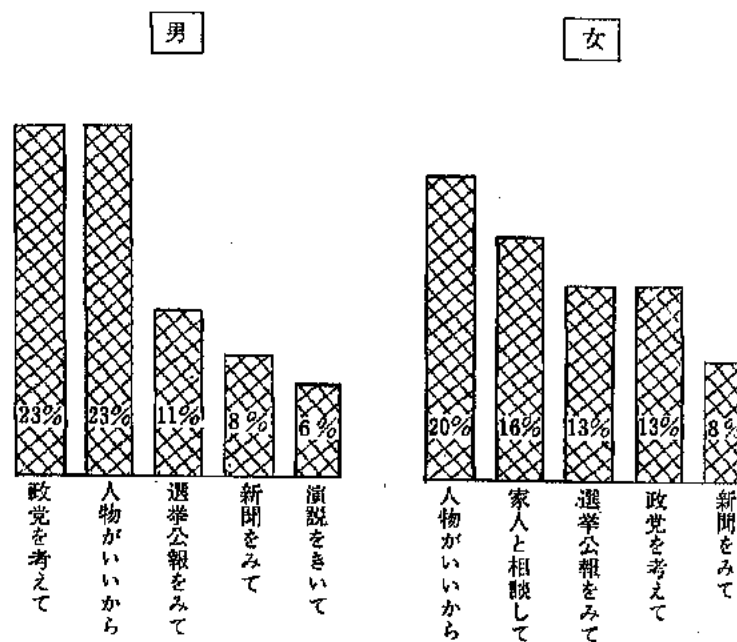
実態調査によって、年令別の婦人の投票状況をみると、50代層の投票率がもっとも高く、棄権者の多いのは20才代の若年層と60才以上の層となっている。

また、婦人が投票を決定する際の総合的判断の内容をみると、「人物がいいから」とするものがもっとも多く、ついで「家人と相談して」というものが16%を占めており、男子とは異なった傾向がみられる。

第69図 年令階級別婦人の投票率
(第31回総選挙)



第70図 男女別投票決定の総合的判断(上位5位まで)
(第31回総選挙)



資料：公明選挙連盟「総選挙の実態」

2) 公職につく婦人

婦人の議会進出状況をみると、衆議院では第22回総選挙で一挙に39人が当選したが、その後減少して昭和42年の第31回総選挙では7人が当選し、議員総数に占める割合は1.5%となった。これに対して参議院議員は、第1回通常選挙の11人から昭和40年の第7回選挙の17人（現在は16人）にいたるまでおおむね増加の傾向をたどっており、議員総数に占める割合はほぼ6%を保っている。

なお、現在までに婦人大臣2人(注1)のほか政務次官の任命もみている。

一方、地方議会では議員数および議員総数に占める割合はわずかながら増加傾向がみられており、都道府県・市・町村議会議員の合計は562名を数えている。しかし、総数に占める割合は都道府県議会1.4%、市議会1.2%、町村議会0.6%で、国会における割合をかなり下まわっており、行政区分が末端に行くほど婦人議員の割合が低くなっている。

ちなみに、アメリカの婦人の公職進出状況をみると、上院議員100人のうち2人、下院議員435人のうち11人となっている。また州議会では約7,700の議席のうち234議席を婦人が占めている。(注2)

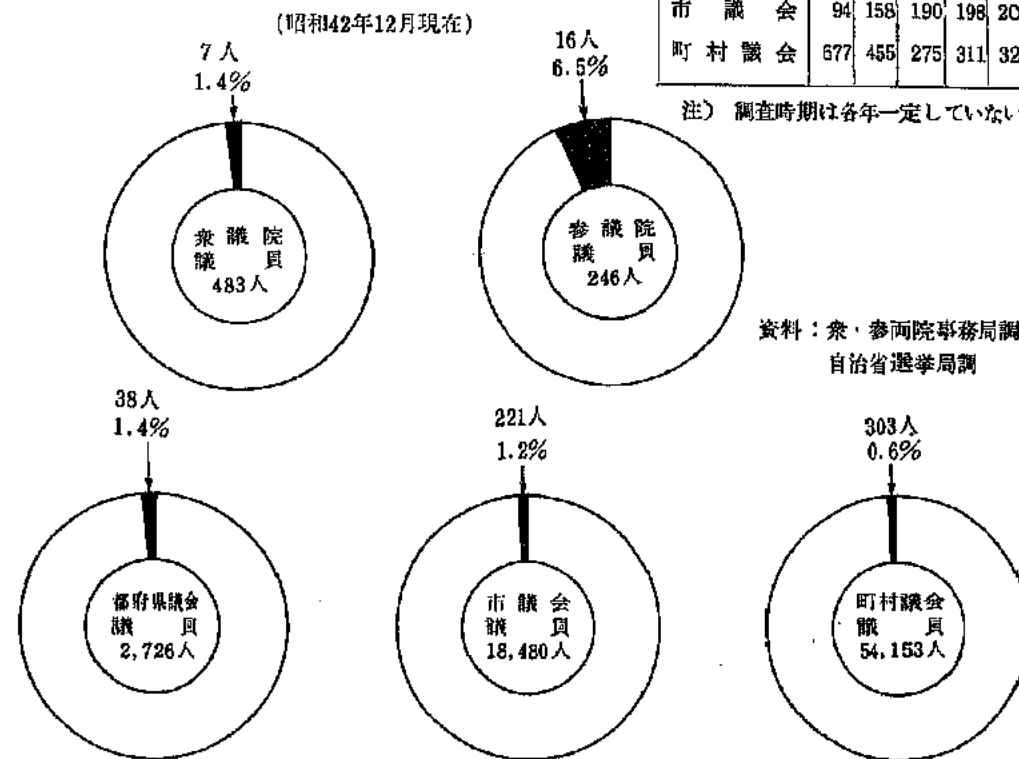
(注1) 厚生大臣・科学技術庁長官

(注2) 「アメリカ婦人の地位に関する大統領委員会」報告—1983年—

議員のほか、任命・委嘱等による各種の公職に就いている婦人も次第に増加しているが、なかでも民生・児童委員、家庭裁判所家事調停委員・参与員については婦人の割合が3割前後を占めている。

第71図 国会・地方議会の婦人議員

婦人議員数および総数に占める割合
(昭和42年12月現在)



資料：衆・参両院事務局調査
自治省選挙局調査

婦人議員数の推移

年	25	30	35	40	41	42
議 会	人	人	人	人	人	人
衆 議 院	12	8	11	7	7	7
参 議 院	12	15	13	17	17	16
都道府県議会	22	32	36	41	40	38
市 議 会	94	158	190	198	201	221
町 村 議 会	677	455	275	311	326	303

注) 調査時期は各年一定していない。

3) 組織活動

婦人の組織活動は、戦後民主的な団体の育成が奨励されたことから地域婦人団体をはじめ、各種の婦人団体が結成されたが、近年はとくに婦人の余暇の増大、教育水準の向上によって婦人の行動意欲が高まり、また、社会生活の複雑化、地域社会の変ぼうなどのため、婦人の積極的活動が期待される分野が広がって、更に広汎活発な組織活動が行なわれるようになった。

実態調査によれば、主婦のうち67%が何らかの団体に加入しており、なかでも婦人団体に加入するものは40%をこえている。その延人員は、1,200万人を数え婦人有権者の3割強にあたる。(注)

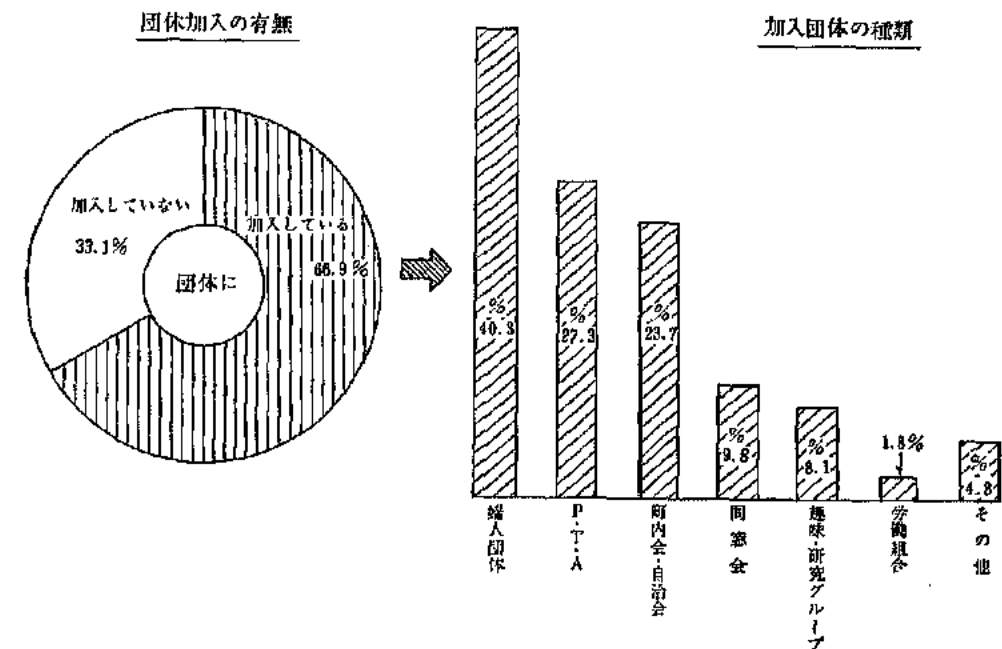
婦人団体の性格は多種多様であるが、大別すると①地域・職域等によって組織されているもの②特定の目的のもとに組織されているものの二つに分けられる。

これらの組織では近年目立った消長はみられないが、都市化の進展にともなうコミュニティ意識の変化や、婦人各層の個人的欲求乃至意欲の多様化および社会的要請の変化などが相まって、親睦的又は地域的なもの以外に、具体的な目的をもった団体がふえる傾向がみられる。

組織活動の内容は、それぞれの目的にそった日常活動のほか、物価の安定、消費者保護、生活環境整備、政治浄化、公明選挙、平和など広範な問題にわたっており、一部にはプレッシャーグループとしての活動も活発である。

(注) 労働省婦人少年局集計

第72図 主婦の各種団体加入状況 (昭和40年調査)



資料：労働省婦人少年局「婦人の生活構造と意識に関する調査」

第二部 婦人関係統計資料

I 人 口

第1表 都道府県、男女別人口および世帯数

年次および都道府県	人 口			世 帯 数
	総 数	男	女	
昭和 30 年総数	89 275 529	43 860 718	45 414 811	17 959 923
35	93 418 501	45 877 602	47 540 899	20 656 234
40	98 274 961	48 244 445	50 030 516	24 081 803
北海道	5 171 800	2 583 159	2 588 641	1 264 143
青森県	1 416 591	682 972	733 619	310 219
岩手県	1 411 118	679 497	731 621	309 851
宮城県	1 753 126	854 043	899 083	391 163
秋田県	1 279 835	614 429	665 406	279 468
山形県	1 263 103	605 185	657 918	270 658
福島県	1 983 754	954 988	1 028 766	424 249
茨城県	2 056 154	1 007 852	1 048 302	447 871
栃木県	1 521 656	735 781	785 875	331 483
群馬県	1 605 584	778 916	826 668	359 831
埼玉県	3 014 983	1 511 947	1 503 036	696 821
千葉県	2 701 770	1 343 167	1 358 603	637 164
東京都	10 869 244	5 564 583	5 304 661	3 104 749
神奈川県	4 430 743	2 280 926	2 149 817	1 149 842
新潟県	2 398 931	1 160 283	1 238 648	521 495
富山県	1 025 465	491 662	533 803	230 297
石川県	980 499	468 518	511 981	230 451
福井県	750 557	359 649	390 908	173 502
山梨県	763 194	367 739	395 455	175 811
長野県	1 958 007	937 219	1 020 788	463 680
岐阜県	1 700 365	821 444	878 921	390 610
静岡県	2 912 521	1 428 930	1 483 591	653 960
愛知県	4 798 653	2 382 085	2 416 568	1 126 554
三重県	1 514 467	727 802	786 665	357 520
滋賀県	853 385	409 502	443 883	195 831
京都府	2 102 808	1 028 073	1 074 735	540 023
大阪府	6 657 189	3 355 699	3 301 490	1 757 650
兵庫県	4 309 944	2 120 749	2 189 195	1 090 934
奈良県	825 965	400 353	425 612	191 911
和歌山県	1 026 975	497 256	529 719	261 074
鳥取県	579 853	275 572	304 281	134 666
島根県	821 620	393 670	427 950	196 820
岡山県	1 645 135	781 418	863 717	402 669
広島県	2 281 146	1 107 878	1 173 268	605 588
山口県	1 543 573	740 934	802 639	394 977
徳島県	815 115	389 795	425 320	192 114
香川県	900 845	427 058	473 787	220 808
愛媛県	1 446 384	688 063	758 321	364 888
高知県	812 714	386 725	425 989	223 051
福岡県	3 964 611	1 911 317	2 053 294	976 951
佐賀県	871 885	410 937	460 948	191 425
長崎県	1 641 245	788 667	852 578	387 858
熊本県	1 770 736	838 584	932 152	409 603
大分県	1 187 480	559 433	628 047	285 787
宮崎県	1 080 692	517 235	563 457	266 311
鹿児島県	1 853 541	872 751	980 790	489 492

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

「0」 単位未満

「—」 該当数字なし

「……」 該当資料がないもの、また数字が得られないもの

第2表 年 令 階 級 (3 区 分),

年 令 区 分	総 数			
	昭 和 30 年	35	40	30
実				
総 数	89 275 529	93 418 501	98 274 961	43 860 718
0 ~ 14才	29 798 150	28 066 606	25 166 182	15 178 621
15 ~ 64	54 729 248	60 002 086	66 927 954	26 653 913
65 ~	4 747 291	5 349 809	6 180 825	2 027 764
構 成				
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
0 ~ 14才	33.4	30.0	25.6	34.6
15 ~ 64	61.3	64.2	68.1	60.8
65 ~	5.3	5.7	6.3	4.6

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

第3表 配 偶 関 係, 年 令 (5 才 階 級),

年次および年令	総 数		未 婚	
	男	女	男	女
実				
昭和 30 年総数	28 681 677	30 794 862	10 126 073	8 344 187
35	31 542 231	33 809 664	10 962 562	9 099 011
40	35 429 683	37 679 096	12 220 884	10 205 161
15 ~ 19才	5 478 341	5 373 547	5 455 724	5 293 803
20 ~ 24	4 496 297	4 572 392	4 061 866	3 113 293
25 ~ 29	4 157 028	4 206 801	1 898 104	795 199
30 ~ 34	4 147 254	4 110 076	455 908	370 650
35 ~ 39	3 747 509	3 751 030	155 687	253 981
40 ~ 44	2 729 666	3 231 736	66 410	151 551
45 ~ 49	2 224 594	2 697 217	37 642	79 992
50 ~ 54	2 172 903	2 485 095	28 322	51 971
55 ~ 59	1 930 469	2 071 540	20 883	34 393
60 ~ 64	1 625 089	1 719 370	15 640	22 523
65 ~	2 720 533	3 460 292	24 698	37 805
構 成				
総 数	100.0	100.0	34.5	27.1
40才 ~ (再掲)	100.0	100.0	1.4	2.4
45 ~ "	100.0	100.0	1.2	1.8
50 ~ "	100.0	100.0	1.1	1.5
55 ~ "	100.0	100.0	1.0	1.3
60 ~ "	100.0	100.0	0.9	1.2
65 ~ "	100.0	100.0	0.9	1.1

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

男 女 別 人 口

男		女		
35	40	30	35	40
数 (人)				
45 877 602	48 244 445	45 414 811	47 540 899	50 030 516
14 335 371	12 814 762	14 619 529	13 731 235	12 351 420
29 219 369	32 709 150	28 075 335	30 782 717	34 218 804
2 322 862	2 720 533	2 719 527	3 026 947	3 460 292
比 (%)				
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
31.2	26.6	32.2	28.9	24.7
63.7	67.8	61.8	64.7	68.4
5.1	5.6	6.0	6.4	6.9

男 女 別 15 才 以 上 人 口

有 配 偶		死 別		離 別	
男	女	男	女	男	女
数 (人)					
17 120 104	17 168 510	1 163 454	4 670 038	270 401	611 240
19 178 879	19 200 045	1 109 378	4 784 279	284 770	719 524
21 864 764	21 820 937	1 054 495	4 926 988	270 579	702 864
18 359	69 845	1 407	6 620	437	930
426 784	1 437 167	1 480	7 245	3 761	12 327
2 237 138	3 352 471	3 209	15 677	16 349	41 287
3 651 713	3 618 585	6 799	39 834	30 856	79 154
3 539 938	3 282 224	12 190	93 081	38 106	119 872
2 609 382	2 742 140	17 663	206 448	35 073	129 959
2 127 672	2 131 326	27 290	385 027	31 029	99 445
2 058 239	1 810 444	53 914	542 862	31 549	78 439
1 783 212	1 379 747	97 347	601 929	28 155	54 261
1 431 649	976 151	153 670	681 837	22 522	36 751
1 980 678	1 020 837	679 526	2 346 428	32 542	50 439
比 (%)					
61.7	57.9	8.0	13.1	0.8	1.9
89.5	64.2	7.7	30.4	1.3	2.9
87.9	58.9	9.5	36.7	1.4	2.6
85.9	53.3	11.7	42.9	1.4	2.3
82.8	46.6	14.8	50.1	1.3	2.0
78.5	38.6	19.2	58.5	1.3	1.7
72.8	29.5	25.0	67.8	1.2	1.5

第4表 年 次 別 の

年 次	人 口	出 生	死 亡	自 然 増 加
実				
	千人	千人	千人	千人
昭 和 5 年	64 450	2 085	1 171	914
10	69 254	2 191	1 162	1 029
25	83 200	2 338	905	1 433
30	89 276	1 731	694	1 037
35	93 419	1 606	707	899
36	94 285	1 589	696	894
37	95 178	1 619	710	908
38	96 156	1 660	671	989
39	97 186	1 717	673	1 044
40	98 275	1 824	700	1 123
41 ¹⁾	99 056	1 359	670	689
42 ²⁾	...	1 975	670	1 304
率				
年 次		人口1000対	人口1000対	人口1000対
昭 和 5 年		32.4	18.2	14.2
10		31.6	16.8	14.9
25		28.1	10.9	17.2
30		19.4	7.8	11.6
35		17.2	7.6	9.6
36		16.9	7.5	9.5
37		17.0	7.5	9.5
38		17.3	7.0	10.3
39		17.7	6.9	10.7
40		18.6	7.1	11.4
41 ¹⁾		13.7	6.8	7.0
42 ²⁾		19.7	6.7	13.0

資料出所 厚生省大蔵官房統計調査部「人口動態統計」

(注) 1) 昭和41年は概数

2) 昭和42年は推計

人 口 動 態

乳 児 死 亡	死 産	妊 産 婦 死 亡	婚 姻	離 婚
数				
千人	千人	千人	千件	千件
259	118	6.2	507	51
234	116	5.7	557	49
141	217	4.1	715	84
69	183	3.1	715	75
49	179	2.1	866	69
45	180	1.9	890	69
43	177	1.8	928	71
38	175	1.7	938	70
35	168	1.7	963	72
34	162	1.6	955	77
26	148	1.2	940	79
29	151	...	938	88
出生1000対				
出生1000対	出生1000対	出生1000対	人口1000対	人口1000対
124.1	53.4	25.8	7.9	0.80
106.7	50.1	24.7	8.0	0.70
60.1	84.9	16.1	8.6	1.01
39.8	95.8	16.2	8.0	0.84
30.7	100.4	11.8	9.3	0.74
28.6	101.7	10.8	9.4	0.74
26.4	98.8	10.0	9.8	0.75
23.2	95.6	9.3	9.7	0.74
20.4	89.2	9.0	9.9	0.74
18.5	81.4	8.4	9.7	0.79
19.3	98.3	8.3	9.5	0.80
14.8	70.8	...	8.4	0.83

第5表 都道府県別の人口動態 (昭和41年1～12月)

都道府県	出生率 人口1000対	死亡率 人口1000対	乳児死亡率 出生1000対	妊産婦死亡率 10,000対	自然増加率 人口1000対	婚姻率 人口1000対	離婚率 人口1000対	社会増減率 期初人口1000対
全 国	13.7	6.8	19.3	8.3	7.0	9.5	0.80	-0.0
北海道	14.3	6.0	20.3	7.0	8.3	9.3	1.12	-4.9
青森県	15.5	6.6	27.9	7.4	8.8	8.7	1.06	-7.5
岩手県	14.2	7.3	28.2	9.9	7.0	7.6	0.74	-12.0
宮城県	13.6	6.8	19.0	5.9	6.8	8.6	0.72	-4.1
秋田県	12.0	7.2	24.6	8.2	4.8	7.7	0.84	-13.2
山形県	12.2	8.0	20.2	5.9	4.2	7.8	0.59	-12.1
福島県	13.9	7.6	24.2	8.2	6.3	7.6	0.71	-12.5
茨城県	13.5	7.7	21.9	9.9	5.8	8.8	0.55	-9.1
栃木県	13.0	7.7	22.0	8.3	5.3	8.4	0.64	-6.5
群馬県	13.2	7.7	20.6	9.4	5.5	8.9	0.61	-5.4
埼玉県	14.1	5.9	20.8	8.4	8.2	10.0	0.53	37.6
千葉県	13.2	6.8	19.6	8.8	6.4	9.3	0.63	20.3
東京都	15.6	4.8	14.9	5.5	10.8	11.8	0.88	2.6
神奈川県	14.9	4.9	14.8	8.2	10.0	11.1	0.82	21.4
新潟県	13.3	7.8	19.1	10.2	5.6	8.3	0.56	-9.4
富山県	12.7	7.6	22.6	3.6	5.1	9.2	0.80	-8.4
石川県	13.5	8.0	22.5	5.5	5.6	9.2	0.80	-4.6
福井県	11.8	7.8	24.2	5.1	4.1	8.3	0.75	-8.6
山梨県	13.3	8.0	18.6	9.9	5.3	8.5	0.56	-7.7
長野県	13.1	8.2	16.3	8.6	4.9	8.8	0.56	-8.2
岐阜県	13.2	7.2	22.1	8.9	6.0	9.1	0.60	-4.4
静岡県	13.5	6.6	16.8	7.8	6.9	9.5	0.73	-0.6
愛知県	14.5	5.7	17.7	8.8	8.8	10.5	0.65	8.1
三重県	12.1	7.8	20.8	6.9	4.3	9.1	0.66	-6.7
滋賀県	12.2	8.5	25.7	8.0	3.7	8.7	0.50	-5.5
京都府	13.4	7.1	17.5	7.3	6.3	9.6	0.73	1.3
大阪府	15.4	5.5	17.4	8.2	9.8	10.9	0.86	10.6
兵庫県	13.6	6.5	16.3	10.2	7.1	9.7	0.78	2.7
奈良県	11.3	7.8	21.3	18.3	3.5	9.5	0.65	8.5
和歌山県	12.2	8.2	24.8	14.3	4.0	9.0	0.88	-3.8
鳥取県	11.7	8.9	20.7	7.8	2.8	7.5	0.77	-10.3
島根県	11.2	9.1	19.4	9.8	2.1	7.9	0.61	-16.7
岡山県	12.2	8.2	17.6	4.6	3.9	8.7	0.81	-2.1
広島県	13.1	7.5	19.5	7.8	5.6	9.4	0.87	3.5
徳島県	11.6	8.0	19.3	9.3	3.6	9.1	1.02	-11.2
香川県	11.5	8.8	22.3	12.6	2.7	8.1	0.78	-11.7
愛媛県	11.0	8.3	26.1	9.3	2.7	8.6	0.91	-6.3
高知県	11.7	8.3	21.5	12.2	3.5	8.3	0.92	-10.7
福岡県	10.0	9.5	25.5	10.0	0.5	8.0	1.34	-11.2
佐賀県	13.4	6.8	17.1	8.1	6.6	9.3	1.09	-3.3
熊本県	13.6	8.0	20.3	10.7	5.7	7.9	0.76	-10.3
大分県	14.7	7.7	23.4	10.3	6.9	7.7	0.95	-11.5
長崎県	13.3	8.2	23.5	7.7	5.1	8.3	0.87	-9.4
宮崎県	11.5	8.7	24.7	9.7	2.8	8.5	0.80	-12.4
鹿児島県	13.1	7.5	22.9	12.9	5.6	8.2	0.88	-8.2
沖縄県	13.4	8.4	24.3	13.4	5.0	7.9	0.83	-14.0

資料出所 厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計」

総理府統計局「都道府県人口の推計」

(注) 本表の数は昭和41年概数

第6表 男女別の平均寿命

(才)

年 次	男	女
大正 15 ~ 昭和 5 年	44.82	46.54
昭和 10 ~ 11	46.92	49.63
25 ~ 27	59.57	62.97
30	63.60	67.75
35	65.32	70.19
36	66.03	70.79
37	66.23	71.16
38	67.21	72.34
39	67.67	72.87
40	67.73	72.95
41	68.35	73.61

資料出所 厚生省大臣官房統計調査部「簡易生命表」

(注) 平均寿命とは0才の平均余命

II 政
第7表 国会議員選挙における男女

選挙別	有権者数(人)		
	計	男	女
衆議院			
第22回総選挙 (昭和21年4月10日)	36 878 420	16 370 752	20 557 668
第23回総選挙 (22. 4. 25)	40 907 493	19 577 766	21 329 727
第24回総選挙 (24. 1. 23)	42 105 300	20 060 522	22 044 778
第25回総選挙 (27. 10. 1)	46 772 584	22 312 761	24 459 823
第26回総選挙 (28. 4. 19)	47 090 167	22 480 590	24 609 577
第27回総選挙 (30. 2. 27)	49 235 375	23 556 833	25 678 542
第28回総選挙 (33. 5. 22)	52 013 529	24 883 410	27 130 119
第29回総選挙 (35. 11. 20)	54 312 993	25 962 162	28 350 831
第30回総選挙 (38. 11. 21)	58 281 678	27 884 141	30 397 537
第31回総選挙 (42. 1. 29)	62 992 796	30 224 616	32 768 180
参議院 ¹⁾			
第1回通常選挙 (22. 4. 20)	40 958 588	19 607 513	21 351 075
第2回通常選挙 (25. 6. 4)	43 461 371	20 762 502	22 698 869
第3回通常選挙 (28. 4. 24)	47 036 554	22 454 016	24 582 538
第4回通常選挙 (31. 7. 8)	50 177 888	23 988 009	26 189 879
第5回通常選挙 (34. 6. 2)	53 516 473	25 610 974	27 905 499
第6回通常選挙 (37. 7. 1)	56 137 295	26 831 582	29 305 713
第7回通常選挙 (40. 7. 4)	59 542 585	28 499 288	31 043 297

資料出所 自治省選挙局

(注) 1) 参議院議員選挙の結果は全国区についてのものである。

治
有権者数、投票者数及び投票率

投票者数(人)			投票率(%)		
計	男	女	計	男	女
26 582 175	12 814 875	13 767 300	72.1	78.5	67.0
27 797 748	14 658 498	13 139 250	68.0	74.9	61.6
31 175 895	16 196 844	14 979 051	74.0	80.7	68.0
35 749 723	17 953 553	17 796 170	76.4	80.5	72.8
34 948 008	17 613 338	17 334 670	74.2	78.4	70.4
37 338 021	18 833 345	18 504 676	75.8	78.0	72.1
40 045 111	19 854 992	20 190 119	77.0	79.8	74.4
39 923 469	19 730 514	20 192 955	73.5	76.0	71.2
41 462 551	20 177 836	21 284 715	71.1	72.4	70.0
46 606 040	22 609 316	23 996 724	74.0	74.8	73.3
24 955 390	13 419 369	11 536 021	60.9	68.4	54.0
31 375 935	16 227 102	15 148 833	72.2	78.2	66.7
29 717 423	15 233 898	14 483 525	63.2	67.8	58.9
31 162 209	16 043 935	15 118 274	62.1	66.9	57.7
31 436 664	16 021 928	15 414 736	58.7	62.6	55.2
38 290 912	18 801 123	19 489 789	68.2	70.1	66.5
39 898 963	19 370 338	20 528 625	67.0	68.0	66.1

第8表 地方選挙における全国の

選挙別	有権者数		
	計	男	女
	人	人	人
第1回地方選挙			
知事及び五大市長	40 146 566	19 185 911	20 960 655
都道府県議会議員	40 354 006	19 399 475	20 954 531
市区町村議会議員	30 303 371	14 538 601	15 764 770
	39 193 186	18 836 363	20 356 823
第3回地方選挙			
知事	24 479 241	11 828 475	12 650 766
都道府県議会議員	47 878 711	22 912 123	24 966 588
	(1 243 996)	(586 629)	(657 369)
五大市長(横浜・大阪のみ)	2 106 266	1 045 602	1 060 664
五大市議会議員	4 143 830	2 028 258	2 115 572
五市市長	9 059 246	4 299 603	4 759 643
市議会議員	14 487 801	6 856 688	7 631 113
東京二十三区議会議員	3 718 977	1 882 259	1 836 718
町村議会議員	4 416 204	2 130 386	2 285 818
	8 522 283	4 093 560	4 428 823
第5回地方選挙			
知事	27 098 983	13 195 210	13 903 773
都道府県議会議員	52 214 724	25 001 452	27 213 272
五大市長(横浜・大阪のみ)	2 857 699	1 441 809	1 415 890
五大市議会議員	5 472 059	2 723 546	2 748 513
五市市長	9 367 585	4 453 842	4 913 743
市議会議員	25 706 729	12 364 502	13 342 227
東京二十三区議会議員	4 452 820	2 107 064	2 345 756
町村議会議員	9 194 448	4 342 554	4 851 894
第6回地方選挙			
知事	32 023 761	15 562 415	16 461 346
都道府県議会議員	49 787 861	23 759 751	26 028 110
五大市長(横浜・大阪のみ)	3 245 502	1 631 716	1 613 786
五大市議会議員	6 239 976	3 103 448	3 136 528
五市市長	11 078 939	5 322 200	5 756 739
市議会議員	23 347 023	11 166 357	12 180 666
東京二十三区議会議員	5 586 158	2 834 772	2 751 386
町村議会議員	4 252 141	2 007 304	2 244 837
	8 791 127	4 146 758	4 644 369

資料出所 自治省選挙局

(注) () 内の数は無投票地区の有権者数の外数である。

1) 東京特別区分を含む。

男女有権者数、投票者数及び投票率

投票者数			投票率		
計	男	女	計	男	女
人	人	人	%	%	%
28 844 183	14 905 756	13 938 427	71.64	77.69	66.49
32 949 032	16 170 975	16 778 057	81.34	83.35	80.06
22 280 566	11 461 466	10 819 101	73.82	78.83	68.62
31 814 844	15 628 003	16 186 841	81.97	82.96	79.51
18 318 329	9 097 078	9 221 251	74.83	76.91	72.89
36 977 085	18 114 137	18 862 948	77.23	79.06	75.55
1 300 845	659 197	641 648	61.76	63.04	60.49
2 579 761	1 283 108	1 296 653	62.26	63.26	61.29
7 586 762	3 605 609	3 981 153	83.75	83.86	83.64
12 326 227	5 832 439	6 493 788	85.08	85.06	85.10
2 287 604	1 137 242	1 150 362	61.51	60.42	62.63
4 060 856	1 962 954	2 097 902	91.95	92.14	91.78
7 864 347	3 778 942	4 085 405	92.25	92.32	92.25
20 220 559	9 838 351	10 382 208	74.62	74.56	74.67
40 127 674	19 176 372	20 951 302	76.85	76.70	76.99
1 930 407	945 894	984 513	67.55	65.60	69.53
3 589 871	1 737 354	1 852 517	65.60	63.79	67.40
7 661 058	3 586 316	4 074 742	81.78	80.52	82.93
20 071 422	9 401 555	10 669 867	78.08	76.04	79.97
4 018 807	1 890 170	2 128 637	90.25	89.71	90.74
8 455 882	3 963 898	4 491 984	91.97	91.28	92.58
21 999 610	10 553 468	11 446 042	68.70	67.81	69.53
35 586 039	16 802 487	18 783 551	71.48	70.72	72.17
1 940 877	930 264	1 010 613	59.80	57.01	62.62
3 597 163	1 708 783	1 888 380	57.65	55.06	60.21
8 430 544	3 920 041	4 510 503	67.09	73.65	76.09
18 251 158	8 452 014	9 799 144	78.17	75.69	80.45
3 897 773	1 913 810	1 983 963	69.78	67.51	72.11
3 807 847	1 777 674	2 030 173	89.55	88.56	90.44
8 099 573	3 775 308	4 324 265	92.13	91.04	93.11

第9表 男 女 別 公 職

A 普通選挙によるもの

職 名	昭和25年 11月 現在数	30年5月	35年9月	40年12月	41年3月	42年10月	調査官庁
実 数 (人)							
国会議員	衆議院議員	40	458	440	447	446	衆議院 事務局
		12	8	11	7	7	
	参議院議員	238	235	234	233	232 ⁴⁾	参議院 事務局
		12	15	13	17	17 ⁴⁾	
地方公共団 体の議員	都道府県議 会議員	2 416 ¹⁾	2 436 ²⁾	2 607 ³⁾	2 565 ³⁾	2 536 ³⁾	自治省 選挙局
		22 ¹⁾	32 ²⁾	36 ²⁾	41 ³⁾	40 ³⁾	
	市議会議員	8 517 ¹⁾	21 240 ²⁾	17 724 ²⁾	17 732 ²⁾	17 867 ²⁾	
		94 ¹⁾	158 ²⁾	190 ²⁾	198 ²⁾	201 ²⁾	
	町村議会議員	174 838 ¹⁾	114 015 ²⁾	63 699 ²⁾	56 712 ²⁾	55 634 ²⁾	
		677 ¹⁾	455 ²⁾	275 ²⁾	311 ²⁾	326 ²⁾	

総数に対する女子の割合 (%)

国会議員	衆議院議員	2.7	1.7	2.4	1.5	1.5	1.4
	参議院議員	4.8	6.0	5.3	6.8	6.8	6.5
地方公共団 体の議員	都道府県議会議員	0.9	1.3	1.4	1.6	1.6	1.4
	市議会議員	1.1	0.7	1.1	1.1	1.1	1.2
	町村議会議員	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6

(注) 1) 昭和42年12月現在数

2) 各年4月現在数

3) 各年10月現在数

4) 昭和41年12月現在数

婦人の町村長数は昭和24年5名、30年2名、35年1名、40年2名、41年2名、42年2名

への進出状況

B 任命または委嘱によるもの¹⁾

職 名	昭和25年 11月 現在数	30年5月	35年4月	40年9月	41年9月	42年9月	調査官庁
実 数 (人)							
人権擁護委員	708 88	4 863 ³⁾ 178 ³⁾	7 308 584	8 247 ³⁾ 999 ³⁾	8 191 ³⁾ 1 007 ³⁾	8 170 1 016	法務省 人権擁 護局
保 護 司	...	...	...	39 036 ³⁾ 7 047 ³⁾	39 066 7 174	39 594 7 414	
都道府県教育委員会の委員	287 35	266 41	194 ³⁾ 35 ³⁾	196 ³⁾ 29 ³⁾	197 29	199 28	労働省 婦人少 年局
社会教育委員	...	...	...	714 105	715 102	710 107	
民生委員兼児童委員	...	98 427 ³⁾ 24 478 ³⁾	96 104 ³⁾ 28 870 ³⁾	90 462 ³⁾ 34 737 ³⁾	87 232 33 382	87 126 33 829	最高裁 判所家 庭局
家事調停委員	16 071 ³⁾ 2 495 ³⁾	13 852 ³⁾ 3 650 ³⁾	13 529 ³⁾ 4 471 ³⁾	12 681 ³⁾ 5 173 ³⁾	12 599 ³⁾ 5 326 ³⁾	12 566 ³⁾ 5 479 ³⁾	
家庭裁判所 参 与 員	5 484 ³⁾ 874 ³⁾	5 192 ³⁾ 916 ³⁾	4 838 ³⁾ 1 076 ³⁾	4 422 ³⁾ 1 205 ³⁾	4 350 ³⁾ 1 248 ³⁾	4 367 ³⁾ 1 302 ³⁾	労働省 婦人少 年局
児童福祉審議会委員	...	...	...	864 ³⁾ 186 ³⁾	815 173	795 181	
優生保護審査会委員	...	...	...	408 43	398 44	418 43	労働省 婦人少 年局
労働基準審議会委員	595 23	683 28	598 23	661 30	665 31	661 31	
職業安定審議会委員	...	664 47	570 44	575 49	573 44	581 43	労働省 婦人少 年局
青少年問題審議会委員	...	...	...	1 307 121	1 327 136	341 133	

総数に対する女子の割合 (%)

人権擁護委員	11.1	3.5	7.4	10.8	10.9	11.1
保 護 司	...	...	...	15.3	15.5	15.8
都道府県教育委員会の委員	10.9	13.4	15.3	12.9	12.8	12.3
社会教育委員	...	...	...	12.8	12.5	13.1
民生委員兼児童委員	...	19.9	23.1	27.7	27.7	28.0
家事調停委員	13.4	20.9	24.8	29.0	29.7	30.4
家庭裁判所 参 与 員	13.7	15.0	17.5	21.4	22.3	23.0
児童福祉審議会委員	...	...	...	17.7	17.5	18.5
優生保護審査会委員	...	...	...	9.5	10.0	9.3
労働基準審議会委員	3.7	3.9	3.7	4.3	4.5	4.5
職業安定審議会委員	...	6.6	7.2	7.9	7.1	6.9
青少年問題審議会委員	...	...	...	8.5	9.3	9.0

(注) 1) 婦人が比較的多くかつ代表的なものを掲げた。

2) 各年2月現在数

3) 昭和30年6月現在数

4) 昭和30年9月現在数

5) 各年11月現在数

6) 昭和35年12月現在数

第10表 各国婦人の参政

A 婦人に男子と平等の権利を与えている国 (117カ国)

アフガニスタン	ドミニカ	ツバル	連邦	ニュージーランド
アルバニア	ガブ	リ	ナ	ニカラグア
アルジェリア	ギリ	シ	ヤ	ニジェール
アルゼンチン	ガテ	マ	ラ	ナイジェリア (東部および西部)
オーストラリア	ギ	ニ	ア	ノルウェー
オーストリア	ガ	ヤ	ナ	パキスタン
パルバド	ハ	イ	イ	パナマ
ベルギー	ホ	ン	デ	パラグアイ
ボリヴ	ハ	ン	ガ	ペル
ボツワナ	ア	イ	ス	フィリピン
ブルンジ	イ	ン	シ	ボリ
ブルガリ	イ	ン	ド	ルマニ
ブルン	イ	ン	ネ	ルマニ
ブルン	イ	ン	ラ	セネガル
白ロシア	ア	イ	ル	シエラ・レオネ
カンボディア	ア	イ	ス	ソマリア
カメルーン	イ	タ	リ	アフガニ
カナダ	ア	イ	ヴ	ス・ペ
中央アジア	ジ	ヤ	マ	ス・ウ
セイロン	日	ケ	ニ	タ
チャド	大	韓	民	トリニダード・トバゴ
中国	ラ	オ	ス	チュニジア
コンゴ (ブラザヴィル)	リ	ベ	リ	トル
コスタ・リカ	リ	ビ	ブル	ウガ
キューバ	ル	ク	セ	ウ・ク
キューバ	マ	ダ	ガ	ソ・ヴ
チェコスロヴァキア	マ	ラ	ウ	アラブ
ダホメ	マ	レ	イ	連合王
デンマーク	マ	リ	シ	合王
ドミニカ共和国	マ	ル	タ	ンザニア
エクアドル	モ	リ	タ	合衆
エル・サルヴァドル	メ	キ	ン	上
エトピア	モ	ナ	コ	ウ
フィリピン	モ	ン	ゴ	ヴ
フランス	モ	ロ	ッ	ヴ
ガボン	ネ	パ	ー	四
ガン	オ	ラ	ン	コ

権獲得状況 (1967年9月)

B 婦人の選挙権および (又は) 被選挙権について男子にはない資格制限を設けている国 (4カ国)

ボルトガル	婦人は教育資格制限つきで全選挙に選挙権、被選挙権を有する。この制限は男子には適用されない。但し男子と同じ納税資格を有し、かつ世帯主たる女子は選挙権を有する。
サンマリノ	婦人は選挙権を有するが被選挙権はない。
シリア	教育資格制限つきで全選挙に選挙権を有する。この制限は男子にはない。
コンゴ	1967年6月に行なわれた憲法承認国民投票に婦人ははじめて投票した。

C 婦人が選挙権、被選挙権とも有しない国 (7カ国)

ヨルダン	サウディ・アラビア ¹¹⁾
クエー	スイス (バール、ジュネーブ、ニューシャテルおよびヴォー州を除く) ¹²⁾
リヒテンシュタイン	イエー
ナイジェリア (北部地方) ¹³⁾	

資料出所 国連 (国連資料A/6807)

- (注) 1) すべての男子と、収入のある職業に従事する女子は選挙する義務がある。
 2) 男女とも選挙する義務がある。
 3) 婦人有権者が選挙人登録のさいに選出した選挙委員団が婦人国会議員10名の追加選挙を行なう。
 4) 北部ナイジェリアでは、婦人は選挙権、被選挙権を有しない。(C表参照)
 5) 国会および地方議会の若干の職席が婦人のためにとくに留保されている。
 6) 国会に対する総選挙はない。
 7) 1932年12月10日のタイ国修正憲法は1958年10月20日廃棄され、男女とも選挙権が一時停止されている。1959年1月29日の暫定憲法が目下有効である。
 8) 婦人が選挙を行なうについては法律上の制限はないが、サモアの慣習では、マタイエ (しゅう長の類) という肩書きが主な選挙資格となっている。
 9) 1970年から完全な参政権が婦人に与えられることになっている。
 10) 北部地方のサラダナ地区 (もと英国統治下の信託統治地域の一部であった北カメルーン) では、独立前、国連の保護下に行なわれた1961年の国民投票を行なった。東部および西部では、婦人は選挙権、被選挙権を有する。(A表参照)
 11) 男女ともに選挙権がない。
 12) スイスの婦人は、連邦議会選挙に選挙権、被選挙権を有しない。ジュネーブ、ニューシャテル、ヴォー各州以外では、州議会選挙に選挙権、被選挙権を有しない。
 連邦内の若干の自治体において婦人は選挙権、被選挙権を有する。

Ⅲ 労 働

第11表 男女別の15才以上人口、労働力人口、非労働力人口

性 年 次	15才以上人口	労働力人口	非労働力人口	労働力人口比率 ²⁾
	万人	万人	万人	%
総数	昭和30年 5 925	4 194	1 723	70.8
	35 6 520	4 511	1 998	69.2
	36 6 603	4 562	2 033	69.1
	37 6 755	4 614	2 138	68.3
	38 6 938	4 652	2 282	67.1
	39 7 122	4 710	2 408	66.1
	40 7 287	4 787	2 497	65.7
	41 7 432	4 891	2 537	65.8
	42 ¹⁾ 7 557	5 058	2 492	66.9
男	昭和30年 2 857	2 455	398	85.9
	35 3 151	2 673	472	84.8
	36 3 191	2 709	479	84.9
	37 3 267	2 753	512	84.3
	38 3 358	2 791	566	83.1
	39 3 447	2 831	614	82.1
	40 3 529	2 884	644	81.7
	41 3 602	2 942	658	81.7
	42 ¹⁾ 3 665	3 027	635	82.6
女	昭和30年 3 068	1 740	1 325	56.7
	35 3 370	1 838	1 526	54.5
	36 3 412	1 854	1 554	54.3
	37 3 488	1 861	1 626	53.4
	38 3 581	1 862	1 717	52.0
	39 3 675	1 878	1 794	51.1
	40 3 758	1 903	1 853	50.6
	41 3 831	1 949	1 880	50.9
	42 ¹⁾ 3 892	2 031	1 858	52.2

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(注) 1) 新調査方式による数字

2) 15才以上人口に対する労働力人口の割合

第12表 年齢階級別労働力人口比率 (各年齢階級人口=100)

(単位 %)

性 年 次	総 数	15~19才	20~24才	25~29才	30~39才	40~54才	55~64才	65才以上
総数	昭和30年 35 67.3 67.4	52.2 50.6	78.2 78.5	73.8 73.4	72.2 74.6	74.7 74.8	64.8 64.7	35.9 35.5
	36 ¹⁾ 69.1	50.2	78.7	73.9	76.5	76.5	66.2	40.3
	37 68.3	46.8	79.8	74.0	76.5	76.7	65.6	37.9
	38 67.1	42.2	79.0	73.2	76.3	76.2	65.1	37.4
	39 66.1	37.4	78.3	72.8	76.3	76.3	65.4	37.0
	40 65.7	36.1	78.0	72.6	76.0	76.8	65.3	37.1
	41 65.8	38.0	77.8	72.5	75.9	77.5	65.5	36.7
	42 ¹⁾ 66.9	...	...	...	...	...	...	...
女	昭和30年 35 50.6 50.9	50.1 49.7	68.2 69.4	51.8 50.1	51.3 53.1	53.9 55.3	42.5 43.3	20.6 20.9
	36 ¹⁾ 54.3	49.4	70.9	52.5	57.4	59.3	47.1	26.1
	37 53.4	46.8	72.5	52.3	56.7	60.0	44.8	22.8
	38 52.0	41.9	71.9	50.7	56.0	59.6	44.8	21.9
	39 51.1	37.4	70.7	49.4	55.7	59.6	45.5	22.3
	40 50.6	35.8	70.2	49.0	55.3	60.2	45.3	21.6
	41 50.9	38.0	70.1	48.7	54.7	61.5	45.9	21.7
	42 ¹⁾ 52.2	...	...	...	...	...	...	...

資料出所 総理府統計局「国勢調査」(30・35年)、「労働力調査」(36~42年)

(注) 国勢調査は1%抽出集計結果

1) 各年齢階級の数字は昭和36年10月の調査改正による影響が補正されていない。

2) 新調査方式による数字

第13表 配偶関係別女子労働力人口比率 (各配偶関係人口=100)

(単位 %)

年 次	総 数	未 婚	有 配 偶	離 別・死 別
昭和30年 35	50.6 50.9	60.3 63.1	46.5 46.6	43.1 44.1
36	54.3	...	...	...
37	53.4	63.6	51.1	44.5
38	52.0	60.7	50.2	44.1
39	51.1	58.1	49.9	43.7
40	50.6	56.4	49.9	42.9
41	50.9	57.0	50.1	43.2
42 ¹⁾	52.2	...	...	...

資料出所 総理府統計局「国勢調査」(30・35年)

「労働力調査」(36~42年)

(注) 国勢調査は1%抽出集計結果

1) 新調査方式による数字

第14表 農・非農、従業上の地位、男女別就業者数

(単位 万人)

産業および 年次		男				女			
		総数	自営業主	家族 従業者	雇用者	総数	自営業主	家族 従業者	雇用者
全 産 業	昭和30年	2 412	794	419	1 198	1 705	246	965	492
	35	2 648	760	309	1 578	1 812	273	842	695
	36	2 687	748	295	1 641	1 830	263	826	738
	37	2 735	729	292	1 711	1 839	252	802	785
	38	2 772	721	281	1 767	1 841	260	769	811
	39	2 814	716	262	1 834	1 859	259	764	835
	40	2 865	704	248	1 911	1 883	265	744	873
	41	2 921	702	243	1 973	1 926	275	722	929
	42 ¹⁾	2 990	688	208	2 092	2 004	291	677	1 032
農 林 業	昭和30年	781	447	308	27	823	86	719	17
	35	658	407	212	41	733	100	608	24
	36	635	399	202	35	718	94	603	21
	37	615	388	197	31	696	93	587	16
	38	580	371	184	25	660	95	550	14
	39	552	357	169	26	645	94	537	14
	40	532	347	158	28	622	94	515	13
	41	516	338	152	26	598	95	490	13
	42 ¹⁾	444	301	118	27	522	82	423	16
非 農 林 業	昭和30年	1 631	347	111	1 171	883	159	246	475
	35	1 989	353	97	1 537	1 078	172	233	71
	36	2 051	351	93	1 606	1 110	168	222	718
	37	2 118	342	96	1 680	1 142	159	214	769
	38	2 189	350	97	1 741	1 180	164	219	797
	39	2 259	359	93	1 808	1 212	164	227	821
	40	2 330	357	91	1 882	1 259	171	229	860
	41	2 403	364	91	1 947	1 327	180	232	916
	42 ¹⁾	2 545	387	90	2 066	1 482	209	254	1 017

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(注) 1) 新調査方式による数字

第15表 農・非農、配偶関係別女子就業者数

配偶関係および 年次		実数 (万人)			構 成 比 (%)		
		全 産 業	農 林 業	非 農 林 業	全 産 業	農 林 業	非 農 林 業
総 数	昭和30年	1 531	789	742	100.0	100.0	100.0
	35	1 708	728	980	100.0	100.0	100.0
	36	1 830	718	1 110	100.0	100.0	100.0
	37	1 839	696	1 142	100.0	100.0	100.0
	38	1 841	660	1 181	100.0	100.0	100.0
	39	1 859	645	1 212	100.0	100.0	100.0
	40	1 883	622	1 259	100.0	100.0	100.0
	41	1 926	598	1 327	100.0	100.0	100.0
	42 ¹⁾	2 004	522	1 482	100.0	100.0	100.0
未 婚	昭和30年	504	137	367	32.9	17.4	49.5
	35	570	88	482	33.4	12.1	49.2
	36	...	...	...	...	...	...
	37	...	...	...	...	...	...
	38	575	66	509	31.3	9.5	44.6
	39	570	56	514	31.0	8.5	43.5
	40	563	52	511	30.3	8.1	42.2
	41	561	44	517	29.8	7.1	41.1
	42	579	40	538	30.1	6.7	40.5
有 配 偶	昭和30年	799	546	253	52.2	69.2	34.1
	35	895	541	353	52.4	74.3	35.0
	36	...	...	...	...	...	...
	37	1 022	539	482	55.6	77.4	42.2
	38	1 031	517	514	56.0	78.3	43.5
	39	1 055	508	547	56.7	78.8	45.1
	40	1 083	495	587	57.5	79.6	46.6
	41	1 104	477	627	57.3	79.8	47.2
	42	...	...	...	...	...	...
離 別・ 死 別	昭和30年	228	107	122	14.9	13.6	16.4
	35	244	99	145	14.5	13.6	14.8
	36	...	...	...	...	...	...
	37	242	92	151	13.2	13.2	13.2
	38	239	87	153	13.0	13.2	13.0
	39	240	85	154	12.9	13.2	12.7
	40	238	83	156	12.6	13.3	12.4
	41	243	81	162	12.6	13.5	12.2
	42	...	...	...	...	...	...

資料出所 総理府統計局「国勢調査」(30・35年)

「労働力調査」(36~42年)

(注) 国勢調査は1%抽出集計結果

1) 新調査方式による数字

第16表 都道府県、男女別雇用者数¹⁾

年次および都道府県	総数	男	女	総数に占める女子の割合
昭和30年総数	17 971 868	12 868 767	5 103 101	28.4
35	23 510 046	16 418 600	7 091 446	30.2
40	28 913 723	19 780 381	9 133 342	31.6
北海道	1 552 187	1 118 325	433 862	28.0
青森県	279 555	196 113	83 442	29.8
岩手県	283 962	195 833	88 129	31.0
宮城県	401 671	276 305	125 366	31.2
秋田県	256 064	175 572	80 492	31.4
山形県	263 012	165 358	97 654	37.1
福島県	400 208	265 361	134 847	33.7
茨城県	410 197	290 247	119 950	29.2
栃木県	353 469	233 881	119 588	33.8
群馬県	410 988	266 852	144 136	35.1
埼玉県	942 493	668 209	274 284	29.1
千葉県	727 645	522 604	205 041	28.2
東京都	4 403 251	3 053 362	1 349 889	30.7
神奈川県	1 736 983	1 272 603	464 380	26.7
新潟県	561 076	367 768	193 308	34.5
富山県	287 964	188 416	99 548	34.6
石川県	277 921	172 227	105 694	38.0
福井県	205 011	124 188	80 823	39.4
山梨県	161 002	104 719	56 283	35.0
長野県	514 051	329 818	184 233	35.8
岐阜県	485 196	313 532	171 664	35.4
静岡県	872 536	588 321	284 215	32.6
愛知県	1 713 672	1 154 402	559 270	32.6
三重県	409 289	270 765	138 524	33.8
滋賀県	227 262	149 962	77 300	34.0
京都府	686 630	456 508	230 122	33.5
大阪府	2 523 046	1 774 611	748 435	29.7
兵庫県	1 439 203	1 013 066	426 137	29.6
奈良県	213 841	149 531	64 310	30.1
和歌山県	268 212	186 351	81 861	30.5
鳥取県	141 251	88 256	52 995	37.5
島根県	182 962	119 094	63 868	34.9
岡山県	437 290	277 742	159 548	36.5
広島県	707 716	480 407	227 309	32.1
山口県	435 678	299 359	136 319	31.3
徳島県	178 769	116 106	62 663	35.1
香川県	229 441	145 538	83 903	36.6
愛媛県	334 436	219 918	114 518	34.2
高知県	191 223	119 968	71 255	37.2
福岡県	1 145 062	774 780	370 282	32.3
佐賀県	178 749	114 134	64 615	36.1
長門県	367 045	253 294	113 751	31.0
大分県	334 375	216 001	118 374	35.4
熊本県	249 257	162 801	86 456	34.7
宮崎県	220 235	143 449	76 786	34.9
鹿児島県	312 637	204 724	107 913	34.5

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

(注) 本表の数には民間の役員を含む。

第17表 女子雇用者の年令別構成 (単位 %)

年次	総数	15~19才	20~24	25~29	30~39	40~54	55~64	65才以上
昭和30年	100.0	25.5	29.7	13.4	15.0	13.4	2.4	0.7
35	100.0	25.3	27.5	12.7	16.3	14.7	2.9	0.6
36	...	...	...	...	...	...	...	...
37	100.0	21.1	29.0	12.2	17.3	16.4	3.1	0.8
38	100.0	19.7	29.1	12.0	17.9	17.1	3.2	0.7
39	100.0	18.1	30.1	11.4	18.1	18.1	3.5	0.7
40	100.0	18.0	28.8	11.3	18.1	19.1	3.9	0.8
41	100.0	19.3	26.5	11.8	18.2	19.8	4.2	0.9

資料出所 総理府統計局「国勢調査」(30・35年)「労働力調査」(37~41年)

(注) 国勢調査は1%抽出集計結果

第18表 配偶関係別女子非農林業雇用者数

年次	実数 (万人)				構 成 比 (%)			
	総数	未婚	有配偶	離・死別	総数	未婚	有配偶	離・死別
昭和30年	489	319	100	70	100.0	65.2	20.4	14.3
35	693	437	169	86	100.0	63.1	24.4	12.4
36	718	...	...	...	...	...	...	...
37	769	456	225	87	100.0	59.3	29.3	11.3
38	797	461	247	89	100.0	57.8	31.0	11.2
39	821	460	270	90	100.0	56.1	32.9	11.0
40	860	466	300	94	100.0	54.2	34.9	10.9
41	916	487	329	100	100.0	53.2	35.9	10.9
42 ¹⁾	1 017	517	474	...	100.0	...	...	...

資料出所 総理府統計局「国勢調査」(30・35年)「労働力調査」(36~42年)

(注) 国勢調査は1%抽出集計結果

1) 新調査方式による数字

第19表 年令階級別、女子雇用率¹⁾ (単位 %)

年次	総数	15~19才	20~24	25~29	30~39	40~54	55~64	65才以上
昭和30年	16.5	30.5	36.2	17.8	12.4	10.0	4.2	1.3
35	21.0	39.2	46.7	21.9	16.5	14.0	6.0	1.6
36	21.6	...	...	...	...	...	...	...
37	22.5	37.0	52.2	23.0	18.5	16.5	6.9	1.9
38	22.6	33.5	53.5	23.2	19.3	17.3	7.3	1.8
39	22.7	30.0	54.1	22.9	19.7	18.4	7.9	1.8
40	23.2	29.5	54.2	23.8	20.3	19.9	8.9	2.0
41	24.2	31.8	55.7	24.8	21.3	21.3	10.0	2.2
42 ¹⁾	26.5	...	...	...	...	...	...	...

資料出所 総理府統計局「国勢調査」(30・35年)「労働力調査」(36~42年)

(注) 国勢調査は1%抽出集計結果

1) 各年令階級の人口に占める雇用者の割合 2) 新調査方式による数字

第20表 職業（大分類），男女別雇用者数

性および 年次	総数	専門的 技術的 職業	管理的 職業	事務	販売	農林 漁業	採鉱 採石	運輸 通信	技能工 生産工程 従事者	単純 労働者	サービス 職業
実数 (万人)											
男	昭和30年	1 275	114	72	222	100	64	31	73	129	71
	35	1 638	116	88	284	123	58	33	115	731	89
	36	1 641	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	37	1 711	123	84	328	129	45	27	129	595	151
	38	1 767	117	92	353	136	37	22	142	620	147
	39	1 834	116	99	375	140	39	19	148	648	149
	40	1 911	126	111	378	151	44	19	162	662	152
	41	1 973	125	114	380	163	44	17	174	691	154
	42 ¹⁾	2 092	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	昭和30年	508	49	2	112	41	16	2	3	178	104
女	35	711	65	4	162	64	19	2	18	253	124
	36	738	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	37	785	72	2	205	77	18	2	20	216	64
	38	811	72	3	219	82	16	2	21	220	62
	39	835	73	3	237	83	15	1	21	217	66
	40	873	76	4	251	88	14	1	22	220	70
	41	929	79	5	268	93	15	1	24	227	74
	42 ¹⁾	1 032	...	...	...	...	...	...	...	...	...
総数に対する女子の割合(%)											
昭和30年	35	28.5	30.1	2.7	33.5	41.0	20.0	6.1	8.9	25.2	59.4
		30.3	35.9	4.3	36.3	34.2	24.7	5.7	13.5	25.7	58.2
	36	31.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	37	31.5	36.9	2.3	38.5	37.4	28.6	6.9	13.4	26.7	52.9
	38	31.5	38.1	3.2	38.3	37.6	30.2	8.3	13.0	26.2	53.3
	39	31.3	38.6	2.9	38.7	37.2	27.8	4.8	12.4	25.1	54.3
	40	31.4	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	54.7
	41	32.0	38.7	4.2	41.4	36.5	25.9	5.6	12.1	24.7	56.5
	42 ¹⁾	33.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...

資料出所 総理府統計局「国勢調査」(30・35年)「労働力調査」(36~42年)

(注) 国勢調査は1%抽出集計結果

1) 新調査方式による数字

第21表 男女別平均年令，平均勤続年数

区 分	昭和29年	35	36	37	38	39	40	41	42
平均年令 { 男	33.2	32.8	32.6	32.8	33.0	32.9	33.2	33.5	33.6
{ 女	25.4	26.3	26.6	26.9	27.2	28.2	28.1	28.3	29.0
平均勤続年数 { 男	7.2	7.8	7.5	7.8	7.9	7.2	7.8	8.0	8.2
{ 女	3.6	4.0	3.8	3.9	4.0	3.8	3.9	4.0	4.1

資料出所 労働省大臣官房労働統計調査部「個人別賃金調査」(29年)
「賃金構造基本調査」(35~42年)

第22表 産業別男女労働者の1ヵ月当り平均実労働時間数，出勤日数

および現金給与総額(規模30人以上，常用労働者)

年次および 産 業	実労働時間数		出勤日数		現金給与総額		
	男	女	男	女	男	女	男子を100とする 女子の割合
昭和30年金産業	時間	時間	日	日	円	円	%
35	197.5	187.6	24.2	23.6	21 878	9 550	43.7
40	206.8	192.1	24.3	23.9	29 029	12 414	42.8
41	179.8	181.4	23.8	23.2	46 571	22 275	47.8
42	198.1	181.4	23.7	23.1	51 856	24 867	48.0
42	198.8	179.4	23.7	23.0	57 817	27 494	47.6
鉱 業	196.4	181.5	22.7	23.5	52 485	21 979	41.9
建 設 業	205.8	178.5	23.7	22.4	51 422	22 724	44.2
製 造 業	200.6	180.6	23.5	22.7	56 305	24 410	43.4
食料品製造業	203.6	181.1	24.0	22.5	53 173	21 862	41.1
繊維工業	207.0	186.7	24.0	23.3	51 830	21 774	42.0
衣服，その他の繊維製品製造業	201.9	185.5	24.3	23.1	46 260	20 044	43.3
化学工業	182.7	171.4	23.6	23.0	63 930	30 064	47.0
ゴム製品製造業	196.7	179.8	23.5	22.8	51 850	24 772	47.8
窯業，土石製品製造業	199.2	177.1	23.5	22.3	53 730	23 288	43.3
金属製品製造業	206.9	181.6	23.4	22.5	51 366	24 919	48.5
機械製造業	203.9	181.0	23.5	22.9	55 822	27 104	48.6
電気，機械器具製造業	198.0	174.9	22.6	21.9	52 747	24 955	47.3
その他の製造業	201.0	180.1	23.5	22.6	48 370	24 235	50.1
卸売業，小売業	193.6	187.7	24.6	24.3	56 453	28 993	51.4
金融，保険業	172.8	159.2	23.7	23.0	81 893	38 449	47.0
不動産業	186.8	174.1	23.9	23.7	79 298	30 522	38.5
運輸，通信業	199.8	174.8	23.5	22.3	61 128	37 167	60.8
電気，ガス，水道業	178.9	170.6	23.4	23.2	76 256	43 024	56.4

資料出所 労働省大臣官房労働統計調査部「毎月労働統計調査」

(注) 1) 製造業の中分類については，女子が比較的多く働いている産業のみを掲げた。
2) 現金給与総額とは「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額で，所得税，貯金組合費，販売代金の差引かない以前の総額である。
3) 毎月労働統計調査は昭和30，32，36，39，42年に調査対象のサンプル替えが行なわれたので，その前後には若干の断層がある。

第27表 社会保険の

区 分	健 康 保 險		国民健 康 保 險	日 雇 健 康 保 險	厚生年金保險			
	政府管掌	組合管掌			年 金	一時金		
適用状況 (年度末 現在)	保 險 者	昭和30年	244 309	607	3 169	27 897	264 516	
		35	382 782	1 091	3 599	46 959	399 401	
		40	537 108	1 339	3 541	45 074	583 400	
		41	565 150	1 331	3 494	45 106	614 524	
	總 数	昭和30年	5 242 120	3 313 199	28 711 436	670 174	8 237 084	
		35	8 902 213	5 046 091	46 171 092	1 141 858	13 240 288	
		40	11 702 370	7 326 155	43 244 666	957 031	18 417 703	
		41	12 203 333	7 592 004	42 798 682	1 018 448	19 188 324	
	被 保 者 (人)	昭和30年	3 713 520	2 530 324	...	496 757	6 016 807	
		35	6 022 366	3 705 860	...	815 953	9 240 242	
		40	7 580 768	5 242 798	...	693 571	12 429 722	
		41	7 864 837	5 420 445	...	746 315	...	
	女	昭和30年	1 528 600	782 875	...	173 417	2 220 277	
		35	2 879 847	1 340 231	...	325 905	4 000 046	
		40	4 121 602	2 083 357	...	263 460	5 987 981	
		41	4 338 496	2 171 559	...	272 133	...	
給付状況 (年度計)	件 数 (件)	昭和30年	43 323 191	46 955 781	49 858 973	2 092 918	163 438 ¹⁾	207 018
		35	73 454 734	71 402 302	114 127 858	5 769 695	302 485 ¹⁾	250 657
		40	118 569 460	100 326 640	148 234 693	8 002 453	567 622 ¹⁾	272 087
		41	127 761 975	105 437 983	156 965 454	9 116 644	677 923 ¹⁾	275 744
	金 額 (千円)	昭和30年	46 506 615	36 110 442	37 866 594	2 473 690	4 339 888 ¹⁾	2 716 085
		35	87 388 728	60 974 173	118 325 434	6 966 360	8 623 442 ¹⁾	3 354 421
		40	271 462 574	166 533 016	325 301 473	19 893 558	42 416 065 ¹⁾	5 740 587
		41	315 307 784	189 937 899	376 664 673	24 032 617	51 652 070 ¹⁾	6 140 806

資料出所 社会保険庁(政府管掌健康保険, 日雇健康保険, 厚生年金保険, 国民年金, 船員保険)
厚生省保険局(組合管掌健康保険, 国民健康保険)
労働省職業安定局(失業保険)
労働省労働基準局(労働者災害補償保険)

- (注) 1) 保険者は政府管掌健康保険, 厚生年金保険, 失業保険, 労働者災害補償保険は事業所数, 組合管掌船員保険は船舶所有者数
2) 各年度における1ヵ月平均
3) 年度末現在数
4) 初回受給者数

加入および給付状況

国 氏 年 金		失業保険	労働者災害補償保険	船 員 保 険			
拠出制	無拠出制			年 金	一時金	健康保険	失業保険
—	—	242 000 ¹⁾	559 171	—	8 091	—	6 004
—	—	361 000 ¹⁾	807 822	—	9 742	—	7 200
—	—	550 805 ²⁾	856 475	—	11 227	—	8 077
—	—	579 958 ²⁾	914 945	—	11 123	—	7 879
—	—	7 993 000 ³⁾	10 244 310	—	164 831	—	93 026
—	—	12 735 000 ³⁾	16 186 190	—	216 403	—	125 932
20 015 723	—	18 140 256 ³⁾	20 141 121	—	247 960	—	149 682
20 995 692	—	18 786 277 ³⁾	22 547 566	—	256 056	—	153 629
—	—	...	...	—	...	—	...
—	—	...	...	—	...	—	...
8 022 024	—	...	...	—	...	—	...
8 330 653	—	...	...	—	...	—	...
—	—	...	...	—	...	—	...
—	—	...	...	—	...	—	...
11 993 699	—	...	...	—	...	—	...
12 655 039	—	...	...	—	...	—	...
—	—	834 000 ¹⁾	1 693 398	21 659 ¹⁾	1 367	1 907 369	107 440
—	2 500 730 ¹⁾	906 000 ¹⁾	2 711 462	25 897 ¹⁾	1 860	2 648 627	95 816
70 273 ¹⁾	3 370 206 ¹⁾	1 652 811 ¹⁾	3 716 362	34 764 ¹⁾	1 528	3 689 368	150 997
92 440 ¹⁾	3 433 231 ¹⁾	1 604 043 ¹⁾	4 327 847	37 341 ¹⁾	1 725	3 840 214	162 332
—	—	30 834 000	16 187 221	518 683 ¹⁾	205 439	2 314 499	240 774
—	30 213 019 ¹⁾	35 248 801	26 455 881	861 892 ¹⁾	351 007	4 019 087	281 107
1 649 078 ¹⁾	45 544 248 ¹⁾	97 283 931	58 371 706	3 106 505 ¹⁾	515 898	10 987 492	982 870
5 409 221 ¹⁾	65 078 814 ¹⁾	106 653 184	63 205 643	3 488 964 ¹⁾	579 292	12 520 859	1 163 536

健康保険は組合数, 国民健康保険は市町村および国民健康保険組合数, 日雇健康保険は健康保険印紙購入通帳数, 船

第28表 生活保護法による被保護世帯数 (1ヵ月平均)

(単位 世帯)

年度および 世帯の労働力類型	総 数	医療扶助単給 ¹⁾			そ の 他		
		総 数	世 帯 主 男	世 帯 主 女	総 数	世 帯 主 男	世 帯 主 女
昭和30年度平均 ¹⁾	651 618	...	...	...	...	...	...
35	604 752	139 587	...	...	465 165	...	...
40	639 164	114 604	68 248	46 356	524 560	295 195	229 365
41	653 009	125 341	73 898	51 443	527 668	294 772	232 896
世帯主が働いている世帯	204 200	18 822	14 841	3 982	185 378	96 659	88 719
常用勤労者	38 382	5 290	4 272	1 018	33 092	12 944	20 148
日雇労働者	45 809	5 821	4 864	957	59 987	37 062	22 925
内職者	24 618	832	376	456	23 786	6 295	17 491
その他の就業者	75 392	6 879	5 329	1 550	68 513	40 358	28 155
世帯主は働いていないが 世帯員が働いている世帯	88 380	10 311	8 404	1 907	78 069	65 492	12 577
働いている者のいな い世帯	360 429	96 208	50 653	45 555	264 221	132 622	131 599

資料出所 厚生省大臣官房統計調査部「厚生省報告例(社会福祉関係)」

(注) 1) 昭和30年は1～12月までの暦年平均、35～41年までは4～3月までの年度平均の数

2) 医療扶助単給は自己負担の有無にかかわらず医療扶助単給の決定がなされたものの数であり、併給を除くが、単身世帯の入院者および2人以上の世帯であっても全員が入院して医療扶助とともに他の扶助を受けているものは含んでいる。

第29表 都道府県、扶助の種類別保護状況 (1ヵ月平均)

(単位 人)

年度および 都道府県	保護率 ²⁾ (人口 1 000対)	扶 助 人 員					
		総 数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他 ³⁾
昭和30年度平均 ¹⁾	21.6	3 539 754	1 705 183	855 788	584 557	381 698	12 528
35	17.4	3 047 132	1 425 353	656 009	496 152	460 243	9 375
40	16.3	3 225 601	1 437 614	727 748	433 249	616 286	10 704
41	15.9	3 199 727	1 401 915	730 460	398 960	658 138	10 254
北海道	21.7	240 577	100 652	63 318	30 837	45 269	502
青森県	29.0	81 922	37 346	15 027	12 274	17 112	164
岩手県	23.7	61 415	31 230	8 957	10 418	10 581	129
宮城県	14.9	54 022	23 442	11 924	7 824	10 539	292
秋田県	20.0	48 467	22 981	6 860	7 657	10 744	227
山形県	14.8	36 984	16 844	6 789	5 162	8 068	121
福島県	18.1	74 201	32 059	15 244	10 864	15 822	213
茨城県	11.6	46 147	21 732	9 603	6 744	7 974	94
栃木県	10.7	30 942	14 803	5 569	4 654	5 834	82
群馬県	10.0	30 495	13 824	5 716	4 116	6 689	61
埼玉県	5.6	33 705	15 877	7 793	4 285	5 677	75
千葉県	7.4	37 459	18 210	6 550	4 926	7 684	89
東京都	11.9	286 275	111 789	88 950	26 601	58 370	567
神奈川県	7.7	73 477	30 829	21 679	8 128	12 678	163
新潟県	12.6	57 089	26 731	9 411	7 995	12 788	163
富山県	6.5	11 501	5 483	1 820	1 398	2 764	35
石川県	9.7	16 002	7 786	2 608	1 863	3 697	49
福井県	8.5	12 040	5 552	2 511	1 425	2 523	31
山梨県	11.5	15 790	7 509	2 783	2 402	2 961	126
長野県	10.6	37 394	16 973	6 787	4 660	7 686	1 288
岐阜県	6.5	21 083	9 951	3 820	2 802	4 461	48
静岡県	6.3	35 752	16 564	7 926	5 203	5 949	111
愛知県	6.2	62 370	27 089	14 988	7 119	12 950	225
三重県	16.5	45 624	21 859	8 042	5 536	10 032	155
滋賀県	8.3	12 844	5 974	2 283	1 550	2 979	59
京都府	12.7	56 360	22 451	13 597	5 305	14 878	131
大阪府	9.1	127 825	50 813	35 075	11 692	29 977	268
兵庫県	10.1	89 975	28 843	22 541	9 398	19 013	181
奈良県	12.5	20 634	9 128	4 310	2 223	4 901	73
和歌山県	14.3	28 427	12 757	5 398	2 907	7 296	68
徳島県	21.1	23 910	11 067	4 606	2 952	5 205	60
香川県	19.0	27 707	13 590	3 997	3 651	6 344	125
愛媛県	14.0	40 942	19 538	6 165	4 464	10 661	114
高知県	11.1	52 921	22 370	13 396	5 361	11 693	100
福岡県	18.3	55 627	24 858	13 265	6 774	10 570	160
佐賀県	21.4	30 976	15 538	3 643	4 210	7 479	107
大分県	16.0	27 003	12 402	5 272	2 905	6 161	262
熊本県	20.6	60 826	26 658	13 011	6 881	13 899	378
鹿児島県	43.2	68 324	30 476	9 037	6 680	21 954	178
沖縄県	59.6	532 038	222 404	138 317	64 525	105 520	1 272
北海道	25.8	46 502	20 415	10 505	6 548	8 738	297
青森県	35.7	125 292	53 927	30 288	17 790	22 947	341
岩手県	29.7	104 789	47 171	22 321	14 407	20 505	385
宮城県	22.9	54 774	24 118	11 382	7 274	11 780	222
秋田県	27.1	57 988	26 628	11 951	8 764	10 441	203
山形県	31.0	103 404	53 656	15 430	17 809	16 241	269

資料出所 厚生省大臣官房統計調査部「厚生省報告例(社会福祉関係)」

(注) 1) 昭和30年は1～12月までの暦年平均、35～41年までは4～3月までの年度平均の数

2) 保護率は被保護実人員を10月1日現在の総人口で割った数、算出の基礎人口は、30～40年は国勢調査、41年は総理府統計局の「都道府県別人口の推計」による。

3) その他は出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の合計

V 婦 人 の 組 織

第30表 有志婦人団体の支部および会員数

団 体 名	支 部 数					会 員 数 (人)				
	昭 34 8 年 7 月	35 年 7 月	40 年 11 月	41 年 11 月	42 年 11 月	昭 34 8 年 7 月	35 年 7 月	40 年 11 月	41 年 11 月	42 年 11 月
日本基督教婦人矯風会	125	127	118	118	123	7 000	7 000	5 000	4 200	4 800
日本キリスト教女子青年会	22	80	24	24	24	12 000	12 000	12 000	13 800	13 800
婦人国際平和自由連盟日本支部	12	12	11	11	11	600	1 000	600	365	650
全 国 友 の 会	154	158	158	158	159	13 000	15 587	17 932	18 870	19 809
日本婦人有権者同盟	41	43	43	45	44	5 000	5 000	5 000	6 000	6 000
婦人民主クラブ	70	80	100	75	92	5 000	5 000	5 300	5 000	5 000
主 婦 連 合 会	400	359	443	443	443	...	...	...	...	...
大 学 婦 人 協 会	28	28	28	29	29	1 754	1 760	2 000	2 000	2 050
婦人問題研究会	28	18	35	35	33	4 000	5 000	4 500	4 500	4 500
くらしの会全国連合会	32	33	35	35	35	3 800	4 000	4 800	4 800	4 800
全日本婦人連盟	—	—	29	29	29	—	—	50 000	50 000	50 000
日本婦人教室の会	—	—	167	100	129	—	—	6 000	5 000	5 000
日 本 婦 人 会 議	—	—	46	46	46	—	—	50 000	50 000	50 000
新日本婦人の会	—	—	47	47	47	—	—	70 000	100 000	100 000

資料出所 労働省婦人少年局

(注) 支部10, 会員500名以上のものを創立年月日順に掲げた。

第31表 都 道 府 県 別 婦

年次および 都道府県	地域婦人団体		未亡人団体	
	単位団体数	会 員 数	単位団体数	会 員 数
昭和30年総数	23 763	8 590 733	...	...
35	27 490	7 160 143	...	...
40	19 505	6 895 894	6 717	850 940
41	19 482	6 700 186	6 909	841 424
42	18 573	6 776 494	6 892	835 082
北海道	610	200 000	263	15 000
青森県	623	56 267	67	10 698
岩手県	57	65 000	53	3 000
宮城県	312	89 782	75	15 000
秋田県	298	98 000	162	10 456
山形県	291	135 088	131	7 530
福島県	461	104 556	289	11 000
茨城県	420	132 048	92	13 828
栃木県	182	110 000	170	11 000
群馬県	230	120 000	70	13 000
埼玉県	389	150 000	239	18 000
千葉県	354	112 500	204	20 000
東京都	198	120 000	30	50 000
神奈川県	687	154 000	30	20 000
新潟県	102	206 500	...	12 000
富山県	304	118 246	273	7 000
石川県	317	103 726	179	6 200
福井県	212	68 000	198	6 687
山梨県	210	64 000	153	6 000
長野県	481	177 211	109	9 907
岐阜県	450	144 100	365	16 523
静岡県	375	269 505	29	11 000
愛知県	955	466 573	98	20 000
三重県	452	152 362	360	10 113
滋賀県	53	71 076	191	12 629
京都府	346	162 000	217	19 857
大阪府	756	269 429	68	156 679
兵庫県	163	490 000	...	41 000
奈良県	166	75 000	175	8 000
和歌山県	263	70 245	243	12 280
徳島県	165	35 708	177	4 700
香川県	275	96 400	61	8 000
愛媛県	479	209 055	289	15 000
高知県	658	234 444	455	23 900
福岡県	358	190 000	224	10 600
佐賀県	182	81 000	120	11 000
熊本県	203	99 984	172	10 000
大分県	437	139 382	...	18 000
鹿児島県	180	51 000	130	9 000
沖縄県	462	300 750	...	43 508
	130	112 180	116	7 174
	600	140 000	78	12 000
	459	180 618	...	14 825
	330	123 042	300	18 000
	1 854	68 439	149	6 441
	81	159 278	78	48 497

(注) ○印は県連合体のあるもの

1) 単位団体総数について、40年は岐阜、41年は北海道、新潟、兵庫、広島、42年は新潟、兵庫、愛媛、福岡、熊本県の数が不明のためこれを含まない。

人 の 組 織 状 況

農協婦人組織		漁協婦人部		労組主婦会	
単位団体数	会 員 数	単位団体数	会 員 数	単位団体数	会 員 数
8 326	2 661 186	...	...	422	135 330
9 270	3 189 496	1 076	190 625	1 359	348 197
7 451	3 104 555	1 286	211 936	3 504	487 435
6 869	3 085 006	1 274	212 648	2 990	432 384
6 166	2 974 240	1 276	208 057	2 331	485 639
○ 274	98 662	○ 140	31 666	13	67 871
○ 142	32 746	○ 27	5 346	60	8 134
○ 121	54 370	○ 43	14 192	32	8 574
○ 140	65 881	○ 49	7 968	9	8 000
○ 170	62 622	3	185	22	10 000
○ 120	62 027	1	1 073	13	7 854
○ 174	64 325	○ 28	2 052	24	12 060
○ 188	69 717	○ 11	987	18	4 814
○ 89	48 000	—	—	43	9 341
○ 145	72 116	—	—	61	2 900
○ 105	55 000	—	—	50	3 260
○ 179	62 251	○ 59	12 637	10	2 898
○ 34	15 778	2	128	97	58 375
○ 70	44 733	○ 24	3 159	122	9 200
○ 287	105 314	○ 17	1 488	25	4 970
○ 127	52 281	○ 8	1 732	13	6 000
○ 150	36 000	○ 15	2 724	22	6 709
○ 84	40 336	○ 28	2 360	61	3 350
○ 73	27 048	—	—	37	2 000
○ 258	160 605	—	—	132	7 443
○ 329	64 000	—	—	27	6 860
○ 100	126 862	○ 58	13 647	40	6 798
○ 204	132 347	○ 16	4 949	79	9 811
○ 134	65 200	○ 49	8 417	14	6 450
○ 73	57 140	—	—	6	4 000
○ 98	46 049	○ 10	964	13	2 350
○ 176	74 200	—	—	35	59 763
○ 200	110 400	○ 49	5 407	138	27 445
○ 100	26 674	—	—	14	713
○ 49	33 574	○ 45	8 056	57	3 819
○ 60	29 500	○ 11	1 648	54	9 090
○ 75	54 700	○ 41	4 724	30	2 158
○ 156	111 700	○ 14	385	57	12 565
○ 244	85 095	○ 38	2 856	33	4 058
○ 137	73 000	○ 95	12 500	23	5 800
○ 105	28 082	○ 34	4 518	1	90
○ 64	41 569	○ 33	3 374	6	3 000
○ 105	80 042	○ 42	6 077	148	7 173
○ 112	24 962	○ 44	6 971	27	650
○ 114	117 274	○ 56	7 171	129	28 119
○ 85	49 529	○ 39	3 835	92	5 500
○ 91	44 316	○ 55	9 836	160	16 080
○ 146	99 573	5	806	197	6 739
○ 110	59 006	○ 24	5 204	13	8 660
○ 55	50 000	○ 24	4 396	52	593
○ 114	59 634	○ 39	4 619	22	3 602
42 年 11 月		42 年 7 月		42 年 9 月	
全国農協婦人組織協議会		全国漁業協同組合連合会		労働省婦人少年局	

42 年 11 月

42 年 7 月

42 年 9 月

全国農協婦人組織協議会

全国漁業協同組合連合会

労働省婦人少年局

V 教

第32表 学 校 種 別 の 学 校

学 校 種 別	学 校 数 ¹⁾					教	
	昭和30年度	35	40	41	42	昭和30年度	35
幼稚園	5 316	7 056	8 391	8 918	9 428	2 089	2 488
数立	32	35	35	38	38	0	2
立立	1 811	2 459	3 016	3 187	3 316	46	90
立立	3 473	4 562	5 340	5 693	6 074	2 043	2 396
小学校	22 225	22 701	22 676	22 598	22 578	182 333	197 222
数立	76	76	72	70	70	1 233	1 260
立立	22 006	22 464	22 444	22 368	22 348	180 471	195 132
立立	143	161	160	160	160	629	830
中学校	12 704	12 210	11 581	11 392	11 249	153 417	161 237
数立	81	79	76	75	75	1 097	1 088
立立	11 962	11 530	10 888	10 702	10 570	148 481	156 233
立立	661	601	617	615	604	3 839	3 916
高等学校	3 294	3 549	4 082	4 115	4 152	91 932	109 231
数立	21	23	24	24	24	424	469
立立	2 380	2 514	2 874	2 889	2 919	78 302	87 213
立立	893	1 012	1 184	1 202	1 209	13 206	21 549
短期大学	264	280	369	413	451	3 830	4 143
数立	17	27	28	24	23	102	210
立立	43	39	40	39	41	811	712
立立	204	214	301	350	387	2 917	3 221
高等専門学校	—	—	54	54	54	—	—
数立	—	—	43	43	43	—	—
立立	—	—	4	4	4	—	—
立立	—	—	7	7	7	—	—
大学	228	245	317	346	369	36 031	41 741
数立	72	72	73	74	74	22 055	23 628
立立	34	33	35	37	39	4 138	4 440
立立	122	140	209	235	256	9 838	13 673
国立工業教員養成所	—	—	9	9	9	—	—
盲学校	75	73	75	75	73	1 379	1 556
数立	71	70	72	72	70	1 328	1 503
ろう学校	89	93	100	101	101	1 573	1 967
数立	87	91	98	99	99	1 527	1 917
養護学校	5	43	127	143	158	18	364
数立	1	34	112	125	139	12	316
各種学校	7 115	7 938	7 746	7 810	—	6 880	10 339

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

(注) 1) 本校のみ

2) 本務者のみ

育

数、および男女の教員数

員			数 ²⁾		(人)		
男			女				
40	41	42	昭和30年度	35	40	41	42
3 245 4 145 3 096	3 533 4 148 3 381	3 583 4 139 3 440	22 894 91 6 786 16 017	28 842 101 7 959 20 782	41 948 121 10 183 31 644	46 288 131 10 878 35 279	49 823 137 11 611 38 075
178 217 1 316 176 062 839	178 666 1 341 176 463 862	179 028 1 354 176 788 886	158 239 287 157 064 888	163 438 282 162 022 1 134	166 900 295 165 344 1 251	168 772 285 167 161 1 326	172 398 296 170 781 1 321
177 534 1 181 172 552 3 801	174 723 1 216 169 691 3 816	172 468 1 257 167 595 3 616	45 645 229 42 549 2 867	44 751 196 41 356 3 199	60 216 225 56 496 3 495	59 253 248 55 719 3 286	59 670 254 56 309 3 107
160 158 557 125 036 34 565	164 477 610 127 331 36 536	165 897 629 128 964 36 304	19 685 42 13 911 5 732	22 488 37 13 662 8 789	33 366 47 18 899 14 420	34 082 46 19 242 14 794	33 978 50 19 760 14 168
5 766 265 701 4 800	7 092 250 794 6 048	8 215 266 826 7 123	1 675 0 189 1 486	2 251 1 215 2 035	3 555 6 262 3 287	4 400 3 286 4 111	5 234 2 319 4 913
1 680 1 139 239 302	2 185 1 524 273 388	2 496 1 771 297 429	— — — —	— — — —	11 8 2 1	13 8 3 2	10 6 3 1
53 212 28 586 4 714 19 912	57 708 30 169 4 673 22 866	61 389 31 615 4 814 24 960	1 979 625 279 1 075	2 693 782 285 1 626	4 233 1 242 375 2 616	4 934 1 354 402 3 178	5 349 1 413 447 3 489
154	161	136	—	—	1	1	1
1 626 1 576	1 649 1 596	1 687 1 631	646 621	679 658	718 685	750 725	764 734
2 102 2 057	2 150 2 099	2 194 2 145	1 463 1 433	1 640 1 596	1 769 1 720	1 771 1 721	1 798 1 752
1 328 1 247	1 635 1 535	1 966 1 861	20 17	220 180	994 922	1 229 1 138	1 504 1 405
17 600	18 807	...	21 371	26 349	27 124	28 684	...

第33表 学 校 種 別 の 学

学 校 種 別		男				
		昭和 30 年度	35	40	41	
幼 稚 園	{ 総 国 公 私	数 立 立 立	330 570	382 515	584 306	625 850
			1 539	1 732	1 766	1 835
			122 101	117 310	151 921	160 629
			206 930	263 473	430 619	463 386
小 学 校	{ 総 国 公 私	数 立 立 立	6 241 337	6 424 578	4 993 650	4 897 251
			23 737	23 983	23 508	23 519
			6 200 691	6 380 298	4 950 275	4 853 914
			16 909	20 297	19 867	19 818
中 学 校	{ 総 国 公 私	数 立 立 立	2 981 399	3 008 939	3 039 070	2 835 157
			18 701	19 486	20 008	20 268
			2 902 080	2 923 923	2 958 588	2 759 031
			60 618	65 530	60 474	55 858
高等学校	{ 総 国 公 私	数 立 立 立	1 496 814	1 756 205	2 661 409	2 617 011
			6 059	7 012	8 392	8 832
			1 266 631	1 350 455	1 926 164	1 905 773
			224 124	398 738	726 853	702 406
短 期 大 学 ¹⁾	{ 総 国 公 私	数 立 立 立	35 824	27 100	37 175	41 059
			3 579	6 436	7 506	7 547
			5 951	5 052	4 860	5 067
			26 294	15 612	24 809	28 445
高等専門 学 校	{ 総 国 公 私	数 立 立 立	—	—	21 861	28 311
			—	—	14 520	19 761
			—	—	2 895	3 493
			—	—	4 446	5 057
大 学 ¹⁾	{ 総 国 公 私	数 立 立 立	458 274	540 455	785 437	866 881
			160 318	163 700	195 724	210 106
			20 869	22 998	30 336	33 413
			277 087	353 757	559 377	623 362
国立工業教員養成所 総 数		—	—	2 126	1 763	
盲 学 校	{ 総 公	数 立	5 520	6 116	5 862	5 861
			5 340	5 941	5 672	5 672
ろう学校	{ 総 公	数 立	10 061	11 151	10 551	10 365
			9 846	10 903	10 333	10 145
養護学校	{ 総 公	数 立	193	2 758	8 080	9 429
			40	2 417	7 459	8 698
各種学校 総 数		194 530	315 677	376 502	399 744	

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

(注) 1) 学生、生徒、児童、幼児数には休学者及び外国人を含み、通信教育による学生、生徒を除く

2) 大学学生数は大学院、学部、専攻科、別科等、短期大学学生数は本科、専攻科、別科等の学生の合計

生, 生 徒, 児 童, 幼 児 数¹⁾

(単位 人)

42	女				
	昭和 30 年度	35	40	41	42
673 178 1 903 169 768 501 507	313 113 1 422 115 893 195 798	359 852 1 668 110 735 247 449	553 427 1 706 145 387 406 334	596 076 1 793 154 129 440 154	641 140 1 839 162 662 476 639
4 829 339 23 728 4 785 958 19 653	6 025 615 21 954 5 980 564 23 097	6 166 102 21 985 6 115 216 28 901	4 781 882 21 881 4 728 054 31 947	4 686 810 21 948 4 632 097 32 765	4 622 732 22 255 4 567 077 33 400
2 690 665 20 581 2 616 589 53 495	2 902 293 15 361 2 765 571 121 361	2 891 034 15 333 2 733 328 142 373	2 917 560 16 010 2 781 033 120 517	2 720 605 16 327 2 597 403 106 875	2 580 186 16 811 2 465 516 97 859
2 490 676 9 058 1 824 563 657 055	1 095 187 2 010 805 532 287 645	1 483 211 2 583 950 097 530 531	2 412 650 3 043 1 471 228 938 379	2 380 374 3 235 1 479 280 897 859	2 289 952 3 396 1 451 918 834 638
43 954 7 810 4 930 31 214	42 061 58 5 129 36 874	56 357 216 6 034 50 107	110 388 554 8 743 101 091	153 938 625 9 820 143 493	190 794 686 10 792 179 316
33 416 23 737 3 897 5 782	— — — —	— — — —	347 319 25 3	484 445 36 3	582 531 47 4
957 205 224 464 35 003 697 738	65 081 25 737 4 067 35 277	85 966 30 527 5 571 49 868	152 119 42 656 7 941 101 522	177 415 46 497 9 126 121 792	203 220 50 394 10 347 142 479
1 097	—	—	16	17	13
5 883 ...	3 570 3 473	4 145 4 044	4 071 3 980	4 177 4 067	4 218 ...
10 004 ...	8 633 8 459	9 572 9 404	9 133 8 967	8 915 8 758	8 646 ...
11 013 ...	185 45	2 036 1 784	6 619 6 109	7 583 6 977	8 645 ...
...	763 762	923 944	1 007 210	1 043 638	...

第34表 男 女 別 の

区 分	昭和 30 年度	35	36	37
高 校 進 学 率				
男	55.5	59.6	63.8	65.5
女	47.4	55.9	60.7	62.5
大 学 ・ 短 大 進 学 率				
男	20.9	19.7	20.2	21.9
女	14.9	14.2	15.3	16.5

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

(注) 1) 卒業者のうち進学者および就職進学者の占める割合

第35表 学校種別の男女卒

年次および卒業後の進路	中 学 校			高 等 学 校		
	計	男	女	計	男	女
昭和30年3月卒業生数	1 663 184	845 302	817 882	715 916	415 591	300 325
35	1 770 483	897 409	873 074	933 738	500 892	432 846
40	2 359 558	1 204 018	1 155 540	1 160 048	597 671	562 377
41	2 133 508	1 088 146	1 045 362	1 556 983	799 917	757 066
進 学 者	1 475 554	760 275	715 279	369 517	216 147	153 370
イ ン タ ー ン	—	—	—	—	—	—
就 職 者	454 549	228 416	226 133	890 639	440 754	449 885
就職して進学している者	67 926	39 381	28 545	12 187	9 805	2 382
無 業 者	129 126	56 571	72 555	270 411	126 337	144 074
そ の 他	6 353	3 503	2 850	14 229	6 874	7 355
自家・自営業(再掲)	50 590	32 054	18 536	66 646	46 874	19 772

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

第36表 関係学科, 男

年 度	文 学		法, 政, 商, 経済学		理 学		工 学	
	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和 32 年度	66 441	24 757	213 586	2 695	14 121	1 655	72 137	254
35	60 972	31 533	243 541	3 778	14 294	1 912	92 120	452
40	72 418	66 304	359 361	7 655	23 853	3 367	173 920	735
41	81 231	78 510	395 430	9 694	26 094	3 893	193 095	875
42	91 839	90 907	432 046	11 851	28 657	4 610	219 364	1 135

資料出所 文部省調査局「学校基本調査」

(注) 1) 商船, 体育, 芸術, 教養の計

進 学 率¹⁾

(単位 %)

38	39	40	41	42
68.4	70.6	71.7	73.5	75.3
65.1	67.9	69.6	71.2	73.7
23.8	26.9	30.1	28.2	26.1
17.8	19.6	20.4	20.6	21.1

業者数および卒業後の状況

(単位 人)

大 学			短 期 大 学		
計	男	女	計	男	女
94 735	81 191	13 544	28 407	12 873	15 534
119 809	103 361	16 448	30 401	9 360	21 041
162 349	136 084	26 265	55 728	13 315	42 413
178 279	148 461	29 818	55 371	12 924	42 447
10 548	9 650	898	2 776	1 221	1 555
3 009	2 717	292	—	—	—
142 261	123 837	18 424	33 322	10 467	22 855
125	101	24	597	536	61
12 540	4 776	7 764	15 989	306	15 683
9 796	7 380	2 416	2 687	394	2 293
7 333	6 608	725	1 488	704	784

女 別 大 学 学 生 数

(単位 人)

農 学		医, 歯, 薬学		家政, 看護学		教員養成		そ の 他 ¹⁾	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
26 356	271	26 661	8 458	140	8 500	40 567	17 606	10 443	3 876
27 626	414	20 192	7 923	49	8 356	34 167	21 249	25 852	7 034
35 602	1 119	22 994	12 451	30	13 896	28 920	27 961	31 807	13 072
37 125	1 407	24 093	13 753	95	16 585	28 798	29 971	36 016	15 823
40 453	1 762	26 314	15 226	215	19 259	29 342	32 035	40 313	18 558

Ⅶ 農 村

第37表 都道府県、専業・兼業別農家数

(単位 戸)

年次および 都道府県	総農家数	専業農家数	兼業農家数		
			総数	農業を主とする兼業農家数	兼業を主とする兼業農家数
昭和30年総数	6 042 945	2 105 300	3 937 645	2 274 580	1 663 065
35	5 984 950	1 853 210	4 131 740	1 889 890	2 241 850
36	5 905 610	1 613 210	4 292 400	1 898 640	2 393 760
37	5 828 930	1 503 220	4 325 710	1 944 600	2 381 110
38	5 749 940	1 379 290	4 370 650	1 950 710	2 419 940
39	5 667 240	1 212 110	4 455 130	1 964 950	2 490 180
40	5 576 000	1 149 000	4 428 000	1 934 000	2 494 000
41	5 498 280	1 151 340	4 346 940	1 833 150	2 513 790
	(100.0)	(20.9)	(79.1)	(33.3)	(45.7)
北海道	181 580	95 440	86 140	43 820	42 320
青森県	117 090	28 440	88 650	43 980	44 670
岩手県	127 000	23 130	103 870	58 510	45 360
宮城県	123 110	28 660	94 450	48 110	46 340
秋田県	118 910	19 340	99 570	55 270	44 300
山形県	113 880	26 800	87 080	49 460	37 620
福島県	163 400	39 990	123 410	66 270	57 140
茨城県	196 480	58 130	138 350	69 550	68 800
栃木県	117 760	28 360	89 400	45 670	43 730
群馬県	120 780	27 680	93 700	51 160	42 540
埼玉県	152 880	25 620	127 260	56 770	70 490
千葉県	168 380	49 080	119 300	61 390	57 910
東京都	42 450	9 550	32 900	9 120	23 780
神奈川県	63 220	12 070	51 150	14 730	36 420
新潟県	200 150	25 970	174 180	98 010	76 170
富山県	79 160	4 910	74 250	31 570	42 680
石川県	75 790	4 960	70 830	24 770	46 060
福井県	62 470	5 500	56 970	21 320	35 650
山梨県	75 380	16 700	58 680	24 680	34 000
長野県	211 950	34 560	177 390	74 710	102 680
岐阜県	131 470	8 930	122 540	37 150	85 390
静岡県	161 270	27 690	133 580	51 960	81 620
愛知県	181 960	25 270	156 690	52 170	104 520
三重県	121 550	10 720	110 830	41 590	69 240
滋賀県	90 380	9 580	80 800	29 580	51 220
京都府	72 710	10 330	62 380	18 980	43 400
大阪府	70 990	10 040	60 950	11 150	49 800
兵庫県	183 240	16 810	166 430	45 310	121 120
奈良県	59 630	8 380	51 250	13 890	37 360
和歌山県	68 930	14 680	54 250	15 530	38 720
鳥取県	57 390	10 790	46 600	19 490	27 110
徳島県	91 620	12 640	78 980	34 010	44 970
香川県	156 970	29 840	127 130	47 430	79 700
高松県	158 600	27 710	130 890	39 350	91 540
愛媛県	108 620	20 890	87 730	32 420	55 310
高知県	72 530	13 730	58 800	21 930	36 870
福岡県	81 290	14 100	67 190	28 040	39 150
佐賀県	120 200	30 010	90 190	39 020	51 170
熊本県	70 560	15 310	55 250	21 710	33 540
大分県	151 110	28 900	122 210	47 200	75 010
宮崎県	72 480	19 710	52 770	25 170	27 600
鹿児島県	98 360	26 870	71 490	30 540	40 950
沖縄県	152 210	53 510	98 700	49 510	49 190
	114 380	30 640	83 740	31 090	52 650
	100 010	28 180	71 830	35 100	36 730
	238 000	81 790	156 210	64 960	91 250

資料出所 農林省農林経済局「臨時農業基本調査」(30年)

「農業調査」(35~41年)

- (注) 1) 昭和35~40年は例外規定農家をのぞき、奄美群島を含む。
2) 昭和35~39年は40年と連続を計るために再計算を行なった戸数である。

第38表 都道府県、男女別農家

年次および 都道府県	総世帯員数		農業	
	計		計	
	総数	女	男	女
昭和30年総数	36 468 990	18 547 505	19 442 625	9 147 716
35	33 731 900	17 266 100	8 509 545	8 569 500
36	32 916 400	16 911 200	7 959 600	8 439 100
37	32 194 900	16 529 600	7 958 400	8 307 200
38	31 820 700	16 099 200	7 891 400	8 097 900
39	30 484 000	15 660 200	7 789 800	7 778 000
40	29 559 000	15 194 000	7 461 000	7 590 130
41	28 637 640	14 741 320	7 284 370	7 590 130
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長門県 大分県 熊本県 鹿儿岛県 沖縄県	1 007 520	513 520	237 410	261 040
	682 010	344 030	164 170	177 860
	734 500	376 920	185 740	195 010
	738 710	378 920	169 980	166 200
	663 900	345 070	164 020	162 570
	636 450	330 110	158 660	152 960
	970 650	499 620	232 410	244 710
	1 058 440	542 850	255 710	269 870
	664 750	342 730	157 470	161 970
	660 990	335 940	180 740	175 700
	891 450	454 780	208 800	212 500
	908 140	465 260	206 020	227 990
	247 570	124 630	54 480	42 830
	372 560	187 770	95 660	79 840
	1 093 670	562 110	272 440	289 100
	411 700	212 310	111 920	120 840
	381 410	198 170	99 330	110 650
	317 000	161 540	79 910	90 540
	378 530	194 050	96 120	91 570
	1 021 930	532 470	291 910	311 530
	668 530	342 980	187 470	191 840
	910 680	462 280	217 660	224 260
	968 870	496 280	232 220	251 360
	592 120	304 310	149 370	161 270
	435 430	223 730	114 430	120 590
	353 230	182 150	95 190	97 440
	374 830	190 920	104 310	81 300
	913 850	468 320	259 760	259 690
	299 040	152 280	83 890	75 980
	318 110	162 130	92 140	90 970
	291 540	152 170	74 310	85 020
	436 190	226 020	113 810	125 120
	736 730	382 370	210 630	219 310
	732 800	379 500	204 950	223 120
	501 790	264 430	131 620	149 220
	374 530	191 870	93 540	105 090
	399 490	210 820	109 270	116 180
	578 920	296 100	160 110	155 970
	315 920	162 950	90 720	95 230
	800 830	420 800	208 960	218 400
	399 730	209 660	98 450	103 140
	532 540	271 660	120 810	130 140
	912 100	418 830	194 750	202 420
	565 970	295 810	147 780	157 810
	480 340	248 410	122 980	130 130
	1 001 650	521 740	215 960	248 580

資料出所 農林省農林経済局「臨時農業基本調査」(30年)

「1965年世界農業センサス」(35年)

「農業調査」(35~41年)

- (注) 1) 昭和35年の数のうち総世帯員数は「農業調査」農業従事者数は「1965年世界農業センサス」による。
 2) 「農業調査」による数には奄美群島を含み、例外規定農家を除く。また昭和35~39年までは40年との

人口および農業従事者数

従事者数			
基幹的従事者数		補助的従事者数	
総数	女子の割合	総数	女子の割合
人	%	人	%
11 749 834	58.1	5 907 427	49.3
11 014 800	54.9	5 514 800	45.7
11 158 000	56.5	5 289 500	40.8
10 883 200	57.5	5 315 400	38.6
10 255 200	57.5	5 632 500	39.1
10 044 000	58.0	5 194 000	37.5
9 375 540	57.7	5 498 960	39.6
398 420	53.2	100 030	49.0
232 410	57.2	103 910	37.7
261 350	58.4	119 400	35.6
210 900	51.5	125 280	46.0
213 400	55.6	113 190	38.7
210 850	50.4	100 770	46.3
335 710	56.1	141 410	39.9
375 950	55.1	149 630	41.9
206 400	52.0	113 040	48.4
229 460	51.1	126 980	46.1
284 630	55.7	136 670	39.5
334 030	55.8	99 980	41.7
53 770	44.0	43 540	44.1
95 270	51.2	80 230	38.8
379 820	57.8	181 720	38.2
129 740	64.0	103 020	36.7
107 670	62.7	102 310	42.2
98 190	64.7	72 260	37.3
122 190	55.4	65 500	36.4
347 470	59.7	255 970	40.6
187 570	62.4	191 740	39.0
272 800	56.6	169 120	41.2
286 200	61.6	197 380	38.0
181 420	60.7	129 220	39.5
145 990	63.9	89 030	30.6
111 090	59.6	81 540	38.3
72 140	45.6	113 470	42.7
233 840	60.0	285 610	41.8
70 130	52.6	89 740	43.6
88 650	52.7	94 460	46.8
102 130	61.6	57 200	38.7
145 690	61.9	93 240	37.5
258 010	60.1	171 930	37.3
236 630	64.5	191 440	36.9
178 300	65.4	102 540	31.8
126 520	61.5	72 110	37.9
132 020	61.1	93 430	38.0
197 910	55.8	118 170	38.5
114 110	57.9	71 840	40.6
250 940	60.3	176 420	38.0
129 120	57.3	72 470	40.3
174 540	58.2	76 410	37.4
307 320	55.1	89 850	37.0
190 480	60.3	115 110	37.3
183 070	58.6	70 040	32.7
371 290	61.4	150 610	34.3

連続を計るため再計算を行なった数である。

- 3) 世帯員数には雇人を含む。
 4) 農業従事者数は基幹的従事者と補助的従事者の合計である。
 5) 基幹的従事者とは、16歳以上の家族員で、ふだん仕事で、しかも主として農業に従事しているもの。
 6) 補助的従事者とは、16歳以上の家族員で、基幹的従事者以外の農業従事者

第39表 都道府県、男女別農家世帯員の他

年次および 都道府県	就 職				
	総 数	男	女	男 の 世 帯 上 の	
				世 帯 主	あ と つ ぎ
昭和33年総数 ¹⁾	5 145	2 920	2 225	113	673
35	6 890	3 895	2 995	283	1 147
36	7 467	4 273	3 194	476	1 335
37	8 591	4 648	3 943	452	1 482
38	9 338	5 084	4 254	786	1 860
39	8 901	4 778	4 124	759	1 751
40	8 302	4 388	4 115	596	1 578
41	8 068	4 183	3 884	475	1 616
北海道	319	181	139	31	57
青森県	242	145	96	35	45
岩手県	272	158	113	20	54
山形県	240	127	113	11	34
秋田県	145	77	68	4	27
山梨県	173	86	87	3	36
福島県	289	144	145	13	59
茨城県	293	162	132	25	60
栃木県	167	75	92	4	25
群馬県	186	109	78	6	48
埼玉県	230	118	111	11	40
千葉県	247	124	123	11	48
東京都	54	30	24	1	11
神奈川県	85	48	38	8	18
新潟県	333	170	163	17	60
富山県	123	72	50	11	30
石川県	81	39	43	3	13
福井県	104	52	52	8	22
山梨県	115	59	56	8	20
長野県	290	134	156	29	50
岐阜県	202	90	111	13	41
静岡県	265	130	135	10	50
愛知県	212	113	99	8	51
三重県	155	76	78	14	32
滋賀県	108	59	49	10	27
京都府	90	53	37	5	24
大阪府	73	41	32	1	20
兵庫県	263	117	146	18	43
奈良県	69	48	32	2	17
和歌山県	88	47	41	1	17
徳島県	81	38	43	4	18
香川県	176	95	82	11	39
愛媛県	216	106	109	13	50
高知県	195	104	92	15	46
福岡県	121	67	54	4	27
佐賀県	135	85	50	13	36
熊本県	118	53	65	3	27
大分県	175	92	83	11	36
宮崎県	69	30	39	3	11
鹿児島県	229	119	110	8	48
沖縄県	101	54	47	2	23
	140	64	76	2	17
	237	123	114	15	45
	170	97	74	18	33
	128	59	69	2	26
	265	125	141	11	55

資料出所 農林省農林経済局「農林漁家就業動向調査」(33~37年)
「農家就業動向調査」(38~41年)
(注) 1) 昭和33~37年は3~4月までの年度総数、38~41年は1~12月までの暦年総数、また33~37年の数に
2) 昭和33~37年には年雇も含む。
3) 1ヵ月以上6ヵ月未満の予定で家を離れて他の業についた者

産業への就職者数および出稼ぎ者数

(単位 100人)

者	数		出 稼 ぎ 者 数 ¹⁾		
	地 位 別 ²⁾	就 職 型 態 別	総 数	男	女
そ の 他	就 職 転 出	在 宅 就 職			
4 291	3 700	1 445	1 945	1 582	364
5 383	4 070	2 820	1 748	1 411	337
5 546	4 248	3 219	1 901	1 570	331
6 575	4 598	3 993	2 060	1 849	211
2 438	4 392	4 946	2 981	2 764	217
2 258	4 147	4 756	2 866	2 652	214
2 215	4 105	4 397	2 302	2 130	172
2 092	3 835	4 233	2 353	2 183	170
92	184	135	141	123	18
66	150	92	173	162	11
84	162	110	207	193	15
82	144	97	118	116	2
46	92	53	244	228	16
47	98	75	319	300	19
72	157	132	137	132	6
77	138	155	29	24	5
46	93	74	1	1	0
54	73	113	5	5	0
68	50	180	0	0	0
65	102	145	9	7	2
18	7	47	0	0	0
22	3	83	0	0	0
93	179	155	255	225	30
32	43	80	57	53	4
22	46	36	77	49	28
22	41	62	12	12	0
32	46	69	0	0	0
55	99	190	31	27	4
36	80	122	4	4	0
71	95	171	0	0	0
54	53	160	0	0	0
30	43	112	0	0	0
22	28	80	0	0	0
25	27	63	8	8	0
21	5	68	0	0	0
55	90	174	106	102	4
19	18	52	0	0	0
29	40	48	15	15	1
16	36	44	5	5	0
44	116	61	54	53	1
43	95	120	27	25	1
42	95	100	27	27	1
37	67	54	6	6	0
30	71	64	53	53	0
23	49	69	1	1	0
45	102	73	44	43	1
17	44	25	27	26	1
63	76	153	0	0	0
29	53	48	15	15	0
46	108	32	12	11	1
63	128	109	33	32	1
46	99	71	17	17	0
31	91	30	45	44	1
59	216	50	42	41	1

は就職先の産業種類が農林漁業および不明の者、ならびに転出後非就業となった年雇を除く。

第40表 農家経済の概況（全国農家平均1戸当り）

（単位 千円）

項 目	昭和 30 年度	35	40	41
農 業 所 得	255.6	225.2	365.2	413.3
〔農業租収益 農業経費〕	372.5 116.9	358.7 133.5	638.8 273.6	725.7 312.4
農 外 所 得	102.5	184.3	395.6	448.1
うち農外事業等所得 労賃・俸給・手当	23.0 75.4	42.7 136.1	58.0 326.4	60.2 373.4
農 家 所 得	358.1	409.5	760.8	861.4
租税公課諸負担	31.4	29.9	60.0	71.9
可処分所得	347.6	419.1	775.1	876.2
家族家計費	312.8	368.4	654.5	726.4
農家経済余剰	34.9	50.7	120.6	149.8

資料出所 農林省農林経済局「農家経済調査」
 (注) 1) 農業所得＝農業租収益－農業経費
 2) 農外所得＝農外収入－農外支出
 3) 農外事業等所得＝(農外事業収入＋農外雑収入)－(農外事業支出＋農外雑支出)
 4) 農家所得＝農業所得＋農外所得
 5) 可処分所得＝農家所得－租税公課諸負担＋被贈扶助等の収入
 6) 農家経済余剰＝可処分所得－家族家計費
 7) 昭和32年度および37年度に調査農家の選定方法、調査結果の算定方法が改正されており、30年度および35年度の数字と40・41年度の数字は厳密には接続しない。

第41表 農家の生計費（全国平均1世帯当り）

項 目	総 額				内 購 入 額			
	昭和30年度	35	40	41	昭和30年度	35	40	41
年度始平均世帯人員	6.27	5.70	5.29	5.14				
年度末平均就業者数	...	2.86	2.66	2.67				
うち自家農業	...	2.07	1.62	1.60				
生 計 費 総 額	千円 314.7	千円 369.7	千円 652.5	千円 718.7	千円 190.1	千円 262.5	千円 512.0	千円 571.1
生計費総額中の購入額比率					% 60.4	% 71.0	% 78.5	% 79.5
飲 食 費	千円 149.2	千円 153.9	千円 234.0	千円 252.0	千円 47.9	千円 68.1	千円 127.0	千円 140.9
被服費	34.1	41.6	69.2	74.4	33.7	41.6	69.2	74.4
住居費	14.8	17.2	29.7	32.7	7.2	10.2	22.6	25.6
雑費	36.5	51.1	102.6	113.8	22.0	37.2	76.7	84.4
農業所得による家計費充足率	80.1	105.9	217.0	245.8	79.3	105.4	216.5	245.3
エンゲル係数	% 81.2	% 61.1	% 54.5	% 55.6				

資料出所 農林省農林経済局「農家経済調査」
 (注) 昭和32年度および37年度に調査農家の選定方法、調査結果の算定方法が改正されており30年度および35年度の数字と40・41年度の数字は厳密には接続しない。
 1) 雑費にはたばこ、保健衛生費、教養文化費、臨時費を含む。

第42表 都道府県別の農業改良普及員、生活改良普及員、農山漁家生活近代化センターおよび生活改善実行グループ数

年次および都道府県	農業改良普及員	生活改良普及員	農山漁家生活近代化センター	生活改善実行グループ	
				単位団体数	会 員 数
昭和30・3・31	10 751 ¹⁾	1 424	—	5 049	122 322
35・3・31	10 718	1 689	—	14 864	309 686
40・3・31	10 845	2 182	24 ²⁾	16 273	295 439
41・3・31	10 672	2 207	28 ³⁾	16 637	312 453
42・3・31	10 556	2 196	33	17 083	307 456
北海道	798	193	1	2 665 ⁴⁾	43 735 ⁴⁾
青森県	207	42	1	178	2 723
岩手県	286	74	1	325	5 296
宮城県	243	43	1	516	8 545
秋田県	229	46	1	495 ¹⁾	8 490 ¹⁾
山形県	209	45	4	191	2 952
福島県	295	52	2	410	4 884
茨城県	329	61	1	277	4 475
栃木県	197	56	1	709	10 536
群馬県	203	44	1	368	6 394
埼玉県	260	45	1	164	2 731
千葉県	266	62	—	167	2 588
東京都	72	10	—	86	4 677
新潟県	131	32	—	274	5 881
富山県	379	74	1	369	6 138
石川県	185	41	1	347	5 357
福井県	147	23	—	137	2 816
山梨県	157	33	1	230	3 479
長野県	144	27	—	234	3 930
岐阜県	363	60	1	491	7 299
静岡県	287	35	—	163 ¹⁾	2 999 ¹⁾
愛知県	234	33	—	351	6 256
三重県	272	73	1	266	3 191
滋賀県	204	42	—	248	5 744
京都府	174	30	—	341	5 447
大阪府	145	30	—	145	1 952
兵庫県	103	23	—	156	4 565
奈良県	294	53	—	304	9 663
和歌山県	111	10	—	112	2 769
徳島県	157	59	1	447	7 404
香川県	123	28	—	242	3 337
愛媛県	195	38	1	451	8 388
高知県	297	48	1	574	15 339
福岡県	312	58	1	508	7 819
佐賀県	229	67	—	402	6 364
大分県	124	30	1	204	4 953
熊本県	150	31	1	325	7 277
鹿児島県	244	45	—	225	5 508
沖縄県	157	58	1	364	7 534
農山漁家生活近代化センター	309	56	—	349	10 354
生活改善実行グループ	132	22	1	176	5 636
生活改良普及員	194	41	1	188	3 945
農業改良普及員	287	52	1	489	8 512
生活近代化センター	192	48	1	598	8 029
生活改善実行グループ	182	45	1	274	4 280
生活改良普及員	348	78	1	548	7 265

資料出所 農林省農政局
 (注) 1) 昭和30年9月末現在数
 2) 昭和41年11月末現在数
 3) 昭和42年12月末現在数
 4) 昭和41年3月末現在数

第44表 人口5万以上都市勤労者世帯の家計収支 (1世帯当り1ヵ月平均)

項 目	昭和30年 平 均	35	40	41	42	構 成 比				
	人	人	人	人	人	昭和30年 平 均	35	40	41	42
平均世帯人員	4.71	4.38	4.11	4.05	4.01					
有業人員	1.45	1.52	1.53	1.54	1.53					
収 入 総 額	円 41 953	円 59 658	円 100 670	円 110 353	円 123 364	%	%	%	%	%
実 収 入	29 169	40 895	68 419	75 372	82 606	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
勤 労 収 入	27 690	39 097	65 362	72 140	79 507	95.6	95.6	95.6	95.7	96.2
勤め先収入	27 080	38 185	63 913	70 256	77 465	92.8	93.4	93.3	93.2	93.8
世帯主収入	24 065	34 051	57 173	63 011	69 468	82.5	83.3	83.6	83.6	84.1
妻の収入	395	893	2 273	2 563	2 791	1.3	2.2	3.3	3.4	3.4
その他の世帯員収入	2 620	3 241	4 367	4 682	5 207	9.0	7.9	6.4	6.2	6.3
事業・内職収入	610	912	1 549	1 884	2 042	2.1	2.2	2.3	2.5	2.5
その他の実収入	1 479	1 798	3 057	3 232	3 099	5.1	4.4	4.4	4.3	3.8
実収入外の収入総額	12 784	18 763	32 251	34 981	40 759					
前月よりの繰越金	8 618	12 106	20 624	22 672	25 808					
貯金引当	1 851	3 697	7 359	8 132	...					
その他	2 315	2 960	4 268	4 177	...					
支 出 総 額	円 41 953	円 59 658	円 100 670	円 110 353	円 123 364					
実 支 出	26 786	35 280	57 938	63 419	69 117	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
消 費 支 出	23 513	32 093	51 859	56 515	61 900	44.5	38.8	36.3	35.1	34.5
食 料 費	10 465	12 440	18 801	19 837	21 374	16.3	11.4	8.0	7.3	6.7
主 食	3 841	3 647	4 152	4 129	4 126	28.2	27.4	28.3	27.8	27.9
その他の食料費	6 624	8 793	14 649	15 708	17 249	6.1	9.8	10.5	10.7	11.3
住居熱費	1 434	3 139	5 455	6 054	7 006	5.0	4.8	4.5	4.4	4.3
光熱費	1 185	1 552	2 327	2 494	2 673	12.2	12.2	11.3	11.0	10.9
被服費	2 861	3 934	5 874	6 198	6 725	32.2	34.4	37.4	38.8	39.0
雑費	7 568	11 028	19 402	21 932	24 121	7 217				
非消費支出	3 273	3 187	6 079	6 904	7 217	...				
租 税	2 365	2 006	3 765	4 122	...					
その他の負担費	908	1 181	2 314	2 782	...					
実支出以外の支出総額	15 167	24 378	42 732	46 934	54 247					
翌月への繰越金	9 039	12 896	21 630	23 841	27 209					
貯金	2 605	5 817	12 075	13 391	...					
その他	3 523	5 665	9 027	9 702	...					
可処分所得 ¹⁾	25 896	37 708	62 340	68 468	75 389					
黒 字 ²⁾	2 383	5 615	10 481	11 953	13 489					
貯蓄増 ³⁾	1 454	3 498	6 946	7 955	8 488					

資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注) 1) 実収入と非消費支出との差(手取り収入)

2) 可処分所得と消費支出あるいは実収入と実支出との差

3) 貯金および保険積金と貯金引当および保険取金との差

第45表 年間収入5分位階級別、人口5万以上都市勤労者世帯の家計収支
(1世帯当り1ヵ月平均 — 昭和41年)

項 目	第I階級 (年間収入 504000円未満)	第II階級 (504 000 ~666 000)	第III階級 (666 000 ~851 000)	第IV階級 (851 000 ~1 145 000)	第V階級 (1 145 000 ~)
	人	人	人	人	人
世帯人員数	3.54	3.77	4.07	4.30	4.61
有業人員数	1.37	1.39	1.45	1.61	1.87
実 収 入	円 43 401	円 57 488	円 69 090	円 84 903	円 120 299
勤 め 先 収 入	39 313	53 828	64 673	79 584	112 644
世帯主収入	36 569	50 674	59 914	71 402	94 639
その他の世帯員収入	2 744	3 154	4 759	8 182	18 005
事業・内職収入	1 185	1 385	1 877	2 059	2 863
その他の実収入	2 903	2 275	2 540	3 260	4 792
実 支 出	37 306	49 169	58 518	70 459	99 187
消 費 支 出	35 288	45 508	53 413	62 707	83 892
食 料 費	14 543	17 411	19 534	21 353	25 554
主 食	3 560	3 781	4 130	4 407	4 786
その他の食料費	10 983	13 630	15 404	16 946	20 768
住 居 費	4 487	5 322	5 991	6 598	7 338
光 熱 費	1 788	2 112	2 357	2 662	3 526
被 服 費	3 369	4 921	5 885	7 010	9 599
雑 費	11 101	15 742	19 646	25 084	37 875
非消費支出	2 018	3 661	5 105	7 752	15 295
租 税	564	1 416	2 386	4 382	10 992
その他の負担費	1 454	2 245	2 719	3 370	4 303
実収入対実支出過不足額	6 095	8 319	10 577	14 444	21 112

資料出所 総理府統計局「家計調査」

第46表 消費者物価指数

(昭和40年=100)

年次	総合	食料			住居	光熱	被服	雑費
		計	主食	その他の食料				
全 国								
昭和30年平均 35	...	...	...	...	...	...	...	...
36	...	...	...	...	...	...	...	...
37	...	...	...	...	...	...	...	...
38	90.3	88.6	86.1	89.4	92.2	99.6	92.7	89.9
39	93.8	92.1	88.9	93.1	96.3	99.2	96.2	93.7
40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
41	105.1	103.9	105.9	103.4	105.0	101.1	103.6	108.1
42	109.3	108.9	109.1	108.8	110.0	100.6	106.5	112.2
人 口 5 万 以 上 の 都 市								
昭和30年平均 35	68.6 74.0	66.7 70.5	64.6 75.3	63.2 68.6	60.7 77.6	82.0 92.2	82.9 80.7	65.4 72.9
36	77.9	74.8	76.3	74.3	82.4	95.9	83.5	76.4
37	83.2	80.9	77.9	82.0	86.3	97.8	88.4	81.8
38	89.5	88.5	85.9	89.6	90.1	98.7	93.1	88.0
39	92.9	90.8	88.4	91.8	94.8	99.2	96.2	93.4
40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
41	105.1	103.8	105.8	103.3	105.2	100.8	103.7	108.0
42	109.2	108.6	108.8	108.6	110.4	100.5	106.5	112.2
町 村								
昭和30年平均 35	...	...	...	...	...	...	...	...
36	...	...	...	...	...	...	...	...
37	...	...	...	...	...	...	...	...
38	90.3	88.0	85.7	...	94.7	98.7	90.8	92.2
39	93.8	91.8	88.5	...	97.6	98.8	95.2	93.7
40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
41	105.1	104.2	106.2	103.5	104.2	101.9	103.5	108.4
42	109.2	109.4	109.9	109.1	108.8	101.1	105.9	112.4

資料出所 総理府統計局

第47表 消費水準

(昭和35年=100)

年次	総合	食料			住居	光熱	被服	雑費
		計	穀類	その他				
都 市 全 世 帯								
昭和30年平均	77.5	84.9	99.3	78.8	61.3	83.4	68.7	75.2
35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36	106.5	103.3	97.8	104.7	114.7	106.3	113.4	106.3
37	112.7	104.4	95.5	107.4	127.2	115.6	122.8	115.4
38	118.3	106.3	93.3	110.6	135.5	121.5	128.3	126.1
39	125.0	111.9	92.6	118.5	137.5	129.7	130.0	135.9
40	126.6	111.4	90.7	118.8	143.1	142.6	131.0	138.9
41	131.5	114.5	87.0	124.3	149.8	152.5	133.4	145.0
都 市 勤 労 者 ¹⁾								
昭和30年平均	76.5	85.2	99.6	79.3	58.7	83.6	69.1	74.1
35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36	105.5	102.5	97.4	104.1	112.3	106.3	111.6	104.9
37	111.1	104.7	95.9	107.4	123.8	115.6	120.9	113.4
38	116.3	105.9	94.4	109.6	129.5	122.3	123.6	122.1
39	123.4	111.6	93.6	117.6	132.9	131.2	125.2	132.3
40	123.7	111.1	91.6	117.9	134.6	143.0	124.2	133.1
41	129.1	113.9	87.3	123.2	141.9	153.0	127.2	140.3
農 村								
昭和30年平均	84.3	95.2	106.5	85.3	79.1	89.7	60.6	78.7
35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36	107.8	101.7	98.7	104.1	109.8	105.7	123.3	110.4
37	114.7	103.4	97.2	108.2	115.5	114.7	135.1	123.9
38	121.5	105.1	95.7	112.8	124.3	124.5	140.4	140.6
39	130.8	108.6	94.3	121.2	129.8	130.5	156.7	162.2
40	137.5	110.3	95.5	122.9	139.5	139.5	169.9	172.0
41	143.8	112.4	90.9	132.6	148.3	146.2	183.4	182.1

資料出所 経済企画庁「消費水準」

(注) 1) 労働者の算出による。

第49表 貯蓄保有状況

世帯の区分	貯蓄保有状況			種類別の貯蓄保有世帯			
	保有世帯	保有しない世帯	未記入	預貯金	貸付信託 金銭信託 公社債	株式 投資信託	生命保険
	%	%	%	%	%	%	%
農 家							
昭和40年2月	94.0	6.0		87.3	5.3	13.3	72.4
41・2	92.5	7.5		81.9	2.8	8.3	73.1 ¹⁾
42・2	93.5	6.0	0.5	85.7	4.5	7.4	74.0
都 市 ¹⁾							
昭和40年2月	91.3	8.7		82.2	23.1	37.2	68.8
41・2	91.0	9.0		82.5	14.1	24.8	72.9 ¹⁾
42・2	92.3	7.7		82.9	14.6	19.4	74.9
全 世 帯	92.3	7.0	0.7	83.2	10.4	14.6	72.8
30万円未満	70.3	29.4	0.3	54.5	2.6	2.3	42.2
30～60万円	90.1	9.1	0.8	78.0	4.8	5.7	69.3
60～90	96.5	3.0	0.5	88.8	9.6	14.2	75.6
90～120	97.8	1.8	0.4	92.4	15.9	22.1	82.2
120～150	97.6	1.5	0.9	90.4	23.4	31.5	86.3
150万円以上	96.0	2.3	1.7	92.3	27.6	44.0	84.1
不 明	—	100.0	—	—	—	—	—
農 家	93.5	6.0	0.5	85.7	4.5	7.4	74.0
専業農家	93.2	6.8	—	85.5	3.6	5.5	72.4
兼業農家	93.6	5.6	0.8	85.8	5.1	8.7	75.2
非 農 家	92.0	7.3	0.7	82.3	12.5	17.1	72.4
勤 労 者	93.0	6.3	0.7	84.3	13.0	17.5	73.7
個人営業その他	89.9	9.3	0.8	78.3	11.5	16.4	70.0

資料出所 経済企画庁調査局「消費者動向予測調査」

(注) 1) 人口5万以上の都市の非農家

2) 簡易保険を含む

有 状 況 (昭和42年2月)

帯 率	1 世 帯 平 均 貯 蓄 保 有 額					
	そ の 他	総 額	予 貯 金	貸付信託 金銭信託 公社債	株 式 投資信託 (時 価)	生 命 保 険 (払 込 額)
	%	万円	万円	万円	万円	万円
そ の 他						
9.5	44.1	28.1	1.4	5.8	7.5	1.4
8.5	48.8	30.5	1.2	3.9	12.2 ¹⁾	1.0
12.5	54.2	33.5	1.5	4.3	13.7	1.2
15.3	84.6	39.4	7.3	22.1	13.3	2.5
6.8	79.4	37.1	6.4	16.0	18.3 ²⁾	1.6
7.7	85.4	39.9	7.6	16.5	19.3	2.1
9.2	79.9	40.8	5.6	12.9	18.7	1.9
3.6	15.2	8.6	1.2	1.2	4.0	0.2
8.0	41.1	23.1	2.2	2.9	12.2	0.7
9.8	64.7	35.0	3.6	6.7	17.7	1.7
11.1	89.5	47.0	6.5	11.0	22.4	2.6
11.9	146.4	70.1	14.0	27.0	31.1	4.2
13.2	325.5	141.1	29.2	95.9	52.1	7.2
—	—	—	—	—	—	—
12.5	54.2	33.5	1.5	4.3	13.7	1.2
11.9	51.5	32.3	1.6	3.8	12.8	0.9
12.9	56.0	34.2	1.4	4.6	14.3	1.4
8.1	89.0	43.4	7.1	15.9	20.5	2.1
7.8	79.6	38.6	6.9	13.4	18.9	1.8
8.6	107.2	52.5	7.3	20.9	23.6	2.9

第50表 家事調停

年次および事件	受理						
	総数	旧受	新受				
			計	男から	女から	双方から	その他
昭和30年総数	52 247	9 138	43 109	12 859	28 435	1 762	53
35	56 643	13 318	43 325	14 074	27 509	1 705	37
40	66 676	14 148	52 528	16 876	34 045	1 605	2
41	70 269	16 239	54 030	17 149	35 351	1 529	1
婚姻中の夫婦間の事件	30 969	6 255	24 714	7 185	17 516	13	—
婚姻外の男女関係	4 693	853	3 840	805	3 028	7	—
離婚その他男女関係解消 にもとづく慰謝料	2 579	529	2 050	343	1 701	6	—
家事審判法第二十三条に 掲げる事項	6 150	1 443	4 707	1 999	2 463	245	—
夫婦同居その他の夫婦間の 協力扶助に関する処分 (乙1)	1 346	388	958	379	579	—	—
遺産の分割に関する処分 (乙10)	5 848	2 536	3 312	1 225	1 677	410	—
財産の分与に関する処分 (乙5)	438	108	330	41	288	1	—
その他	18 246	4 127	14 119	5 172	8 099	847	1

資料出所 最高裁判所家庭局

(注) 1)「家事審判法第二十三条に掲げる事項」とは、婚姻、養子縁組の無効又は取消、協議上の離婚もしくは離

第51表 家事審判

年次および事件	受理						
	総数	旧受	新受				
			計	男から	女から	双方から	その他
昭和30年総数	329 576	22 089	307 487	113 592	170 457	23 397	41
35	308 577	25 813	282 764	106 105	156 937	17 432	2 290
40	256 738	21 150	235 588	91 215	128 884	14 250	1 239
41	237 720	20 627	217 093	86 043	116 846	12 879	1 325
相続の放棄の申述の受理(甲29)	101 079	7 260	93 819	31 664	62 155	—	—
その他	136 641	13 367	123 274	54 379	54 691	12 879	1 325

資料出所 最高裁判所家庭局

第52表 種類別

年次	総数	協議上の離婚	調停離婚	審判離婚	判決離婚
昭和30年	75 267	69 839	4 833	27	568
35	69 410	63 302	5 413	43	652
40	77 195	69 599	6 692	41	863

資料出所 厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計」

事件別件数

(単位 件)

総数	既済					未済
	調停成立	調停不成立	取下	審判	その他(移送を含む)	
42 121	20 204	4 106	14 179	2 318	1 314	10 126
43 886	20 180	4 773	14 834	2 490	1 607	12 757
50 437	22 299	4 910	18 391	2 796	2 041	16 239
53 620	23 417	5 598	19 771	2 683	2 211	16 649
24 255	10 287	2 726	10 166	54	1 022	6 714
3 915	1 982	342	1 423	5	163	778
2 000	1 166	230	537	5	62	579
4 741	374	390	1 145	2 614	218	1 409
1 051	388	46	541	—	76	295
3 187	1 892	320	865	—	110	2 661
319	170	35	100	—	14	119
14 152	7 158	1 509	4 994	5	546	4 094

縁の無効又は取消、認知と認知の無効又は取消等をいう。

判事件数

(単位 件)

総数	既済				未済
	認容	却下	取下	その他(移送を含む)	
309 198	293 844	2 080	11 883	1 391	20 378
283 174	267 795	1 593	12 094	1 692	25 403
236 111	221 929	1 061	11 279	1 842	20 627
217 821	203 950	1 086	11 132	1 653	19 899
94 730	92 405	162	2 075	88	6 349
123 091	111 545	924	9 057	1 565	13 550

離婚件数

(単位 件)

総数	構成比(%)			
	協議上の離婚	調停離婚	審判離婚	判決離婚
100.0	92.8	6.4	0.04	0.8
100.0	91.2	7.8	0.06	0.9
100.0	90.2	8.7	0.05	1.1

第53表 財産分与（慰

A 離婚

年次および 婚姻継続年数	財産分与、慰 謝料のとり きめ総数	1万円以下	3万円以下	5万円以下	10万円以下
昭和30年総数	...	280	754	675	840
35	4 611	154	559	693	859
40	4 497	65	211	392	838
6月以内	202	5	20	33	46
1年以内	624	19	40	90	171
2	475	8	35	57	115
3	372	3	24	37	76
4	308	4	17	31	60
5	304	3	12	30	54
7	462	8	18	33	86
10	514	7	15	23	79
15	592	3	17	37	88
20	373	2	10	12	37
25	129	1	2	7	10
25年をこ える	137	2	1	2	16
不詳	5	—	—	—	—

資料出所 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

(注) 1) 本表は婚姻解消の調停が成立したものを対象とする。

2) 婚姻継続年数には内縁関係も含む。

B 婚姻外の男女関係に関するもの

年次および 同棲期間	慰謝料のとり きめ総数	1万円以下	3万円以下	5万円以下	10万円以下
昭和30年総数	...	332	850	477	349
35	1 902	164	530	378	349
40	1 075	30	159	192	245
同棲なし	8	—	1	3	1
同棲あり	81	1	19	9	15
1年以内	634	20	105	130	160
3	148	6	17	27	30
5	68	1	8	12	16
10	79	1	4	6	12
20	44	1	5	3	9
20年をこ える	8	—	—	2	—
不詳	5	—	—	—	2

資料出所 最高裁判所事務総局「司法統計年報」

(注) 本表には婚姻予約事件を除いてある。

謝料) 決定額別件数

(単位 件)

20万円以下	30万円以下	50万円以下	100万円以下	100万円を こえる	換算不能	支払不要
498	190	140	48	36	...	...
637	346	238	133	56	92	844
845	558	570	375	312	117	214
53	25	11	4	—	2	3
138	66	47	16	5	5	27
100	68	43	21	4	2	22
87	56	40	19	8	1	21
68	49	41	19	7	4	8
62	43	42	27	13	4	14
80	57	66	48	31	10	25
82	67	99	56	36	26	24
90	63	78	84	71	28	33
58	41	57	51	68	16	21
10	13	21	17	32	9	7
15	10	23	13	37	10	8
2	—	2	—	—	—	1

(単位 件)

20万円以下	30万円以下	50万円以下	100万円以下	100万円を こえる	換算不能	支払不要
116	35	13	13	2	...	...
147	64	27	8	6	23	206
190	92	63	25	14	10	55
1	—	1	—	—	—	1
16	7	5	1	2	1	5
107	51	18	8	1	5	29
28	13	10	4	3	2	8
10	8	7	1	—	1	4
16	7	15	7	3	1	7
8	4	6	2	5	—	1
2	1	1	2	—	—	—
2	1	—	—	—	—	—

IX そ
第54表 売 春 関 係

年 次 お よ び 区 分		総 数	売 春 防 止								
			計	勧 誘 (第五 条) 等	周 旋 (第六 条) 等	困 惑 等 による 売 (第七 条)	対 償 の 収 受 等 (第八 条)	前 貸 (第九 条) 等	売 約 を さ せ る 契 (第十 条)	場所の提供 (第二 条)	
検挙件数	昭和33年4～12月	15 743	14 880	8 942	2 431	25	20	2	255	2 360	
	35・1～12	20 804	20 022	12 523	3 461	34	14	36	712	2 699	
	40・1～12	13 898	12 856	7 723	2 521	44	18	43	511	1 435	
	41・1～12	13 030	11 936	6 657	2 451	52	9	79	643	1 018 368	
検挙人員	昭和33年4～12月	15 663	14 896	8 906	2 300	24	17	2	219	2 354	
	35・1～12	17 536	17 045	12 480	2 103	17	10	5	163	1 553	
	40・1～12	12 141	11 385	7 729	1 611	35	9	5	103	1 017	
	41・1～12	11 211	10 421	6 667	1 643	34	7	4	92	573 394	
	昭和33年4～12月	13 122	12 729	8 902	1 035	8	8	1	150	1 894	
	35・1～12	15 596	15 397	12 454	1 139	5	4	2	99	1 225	
	40・1～12	10 178	9 945	7 694	828	6	—	3	74	803	
	41・1～12	9 036	8 832	6 599	852	7	2	4	56	426 273	
年 令 階 級 別 要 保 護											
総 数		11 022	10 408	5 869	524	41	7	25	561	759	785
14 才 未 満		7	1	—	—	—	—	—	—	—	—
14 ～ 18		700	408	140	22	7	—	—	15	31	19
18 ～ 20		880	760	246	42	11	3	7	37	55	61
20 ～ 25		2 754	2 628	1 239	170	13	1	5	188	196	211
25 ～ 30		2 257	2 209	1 198	125	4	2	2	140	178	204
30 才 以 上		4 424	4 402	3 046	165	6	1	11	173	299	290

資料出所 警察庁保安局

(注) 1) 要保護女子数のうち売春防止法第5条欄の数は、売春勧誘等の行為により送致・送付した被疑者数
この外の欄の数は送致被疑者が犯した売春関係法令違反の被害対象となった被害女子数

の 他
事 犯 検 挙 状 況

(単位 件、人)

法		刑 法			職業安定法		児童福祉法		労働基準法		性 病 予 防 法
売 春 さ せ る 業 (第二 条)	資 金 等 の 提 供 (第三 条)	淫 行 勧 誘 (第二 八条)	略 取 誘 拐 (第三 章の 罪)	そ の 他	紹 介 (第六 三條) 有 害 業 務 等 へ の	そ の 他	条 第一 項六 号) る 行 為 (第三 四 児 童 に 淫 行 さ せ	そ の 他	中 間 搾 取 (第六 条)	そ の 他	
827	16	12	...	60	313	68	247	54	11	81	17
539	4	5	...	72	279	101	187	58	20	55	5
536	25	1	...	46	408	84	192	168	7	127	9
625	34	2	25	94	339	77	184	193	9	148	23
1 056	18	5	...	67	320	43	216	59	1	47	9
710	4	1	...	71	221	78	68	30	—	18	4
851	25	—	...	51	323	71	122	117	3	62	7
979	28	3	22	62	319	63	105	145	—	64	7
718	13	4	...	8	123	26	158	32	—	34	8
469	—	—	...	10	83	28	43	17	—	14	4
527	10	—	...	4	78	15	56	41	1	31	7
600	13	—	—	12	48	8	48	57	—	24	7
女 子 数 ¹⁾ (昭和41年 1 ～ 12 月)											
1 836	1	2	26	5	213	99	90	122	5	49	3
1	—	—	—	—	—	—	—	5	—	1	—
174	—	—	15	2	29	18	81	107	—	40	—
298	—	—	8	—	49	37	9	8	3	5	1
605	—	2	2	2	88	26	—	1	2	2	1
348	—	—	—	1	39	6	—	1	—	1	—
410	1	—	1	—	8	12	—	—	—	—	1

婦 人 の 現 状

— 昭 和 43 年 版 —

昭 和 43 年 3 月 1 日 印 刷

昭 和 43 年 3 月 30 日 発 行

編 纂 兼
発 行 人 労 働 省 婦 人 少 年 局

東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 1 の 7

印 刷 所 信 陽 堂 印 刷 株 式 会 社

東 京 都 板 橋 区 板 橋 町 2 - 3 - 20